

馬淵川水系河川整備計画

[大臣管理区間]

(素案)

平成21年3月

国土交通省 東北地方整備局

馬淵川水系 河川整備計画（大臣管理区間）

目 次

1. 計画の基本的な考え方	1
1.1 計画の主旨	1
1.2 計画の基本理念	2
1.3 計画の対象区間	4
1.4 計画の対象期間	5
2. 馬淵川の概要	6
2.1 流域及び河川の概要	6
2.2 洪水と濁水の歴史	13
2.3 自然環境	22
2.4 歴史・文化	24
2.5 河川利用	26
3. 馬淵川の現状と課題	28
3.1 治水に関する事項	28
3.2 利水に関する事項	43
3.3 自然環境に関する事項	44
3.4 河川の利用に関する事項	50
4. 河川整備の目標に関する事項	51
4.1 洪水・高潮などによる災害の発生の防止又は軽減に関する目標	51
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	54
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	55
4.4 河川の維持管理に関する目標	57
5. 河川の整備の実施に関する事項	58
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行によ り設置される河川管理施設などの機能の概要	58
5.2 河川の維持の目的、種類	78
5.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	98
6. 住民参加と地域との連携による川づくり	99
6.1 地域との連携による川づくりの考え方	99
6.2 地域の参加と協働を実施する内容	101
6.3 地域の連携と参加を促進する取り組み	107



1. 計画の基本的な考え方

1.1 計画の主旨

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しており、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある生活環境の場としての役割も期待されています。また、地域の風土と文化の形成や、動植物の生息・生育・繁殖の場としての環境面など、多様な視点からの個性を活かした川づくりが求められています。

馬淵川水系は、昭和 22 年、昭和 33 年に代表される大規模な洪水に見舞われ甚大な被害が生じており、近年においても洪水が繰り返されています。その一方で昭和 48 年に代表される渇水被害も発生しています。

馬淵川流域は豊かな自然環境に恵まれた地域であり、折爪馬仙峡^{おりつめばせんきょう}や霊峰名久井岳^{なくいだけ}といった景勝地が多く見られます。また、オオタカ、ハヤブサといった貴重な鳥類や、タナゴやシロウオ、イトヨ、スナヤツメといった貴重な魚類が生息しており、多種多様な種の生息・生育空間となっています。

馬淵川流域は、古くからしばしば大洪水に見舞われており、治水の歴史も古く、延享 5 年(1748 年)には大規模な新川掘削の河川改修工事が行われた記述も見られます。明治 44 年には最初の長期計画である第 1 期治水計画が策定され、その後幾度かの計画改訂を経て、昭和 15 年に馬淵川河口の放水路開削に着手し、昭和 30 年に全面完成しました。馬淵川放水路の完成により形成された河口付近の馬淵川と新井田川^{にいだがわ}の三角地帯は、洪水常襲地帯から解消され、八戸臨海工業地帯として八戸市発展の礎となりました。

河川の整備にあたっては、こうした馬淵川流域の特性を踏まえつつ、安全で安心でき、うるおいのある、より良い馬淵川の川づくりを目指します。また、堤防などの施設整備だけではなく、住民参加と地域との連携による川づくりの支援等に努めます。

「馬淵川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第 16 条に基づき、平成 19 年 7 月に策定された「馬淵川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第 16 条の二に基づき、当面実施する河川工事事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

【河川法の三つの目的】

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

1.2 計画の基本理念

馬淵川は、岩手県北部より青森県南東に位置し、その源を岩手県北上高地の袖山（標高 1,215m）に発し、いったん南下したのち流路を北に変え、高原状の北上高地と脊梁奥羽山脈の山間を北流しつつ、県境付近にて奥羽山脈に源を発する安比川などの支川を合わせ、青森県に入り、その後、熊原川、猿辺川、浅水川などの支川を合流し、青森県南部の八戸平野を貫流して太平に注ぐ、幹川流路延長 142km、流域面積 2,050km²の一級河川です。

馬淵川の治水対策として、第 1 期治水計画が最初の長期計画として明治 44 年に策定されましたが、一貫した改修計画に基づく工事は行われませんでした。その後、下流部の八戸市街地などを洪水から防御することを目的として、昭和 10 年から本格的な治水事業に着手しました。以来 80 有余年が経過し、この間継続して流域の洪水被害の軽減を目的として河川整備を推進してきましたが、未だ整備途上にあるため、平成 14 年、平成 16 年、平成 18 年洪水など近年においても大規模な洪水被害が頻発しています。また、堤防整備など河川整備の進展とともに、過去に沿川はん濫原であった人口・資産の集積が進み、内水はん濫被害や計画規模を上回る超過洪水に対する危機管理対応などの課題も顕在化してきています。

今後は堤防整備といったハード対策に加えソフト対策を推進するとともに、総合的な治水対策など、国、県、地域が連携しながら流域の安全を守っていく必要があります。

利水の面では、水力発電をはじめとし、約 4,800ha に及ぶ耕地の農業用水、八戸市及び周辺地域の上水道や八戸工業地帯の工業用水として利用されるなど流域住民の生活基盤の形成に寄与しています。今後も関係機関と連携し、水利用の合理化を進めるなどして、流域の水利用の安定を図る必要があります。

河川環境の面では、自然の地形が造り出した景勝地が数多く存在する他、多種多様な生物が確認されるなど豊かな生態系を育んでいます。これら、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、流域が一体となって保全に取り組む必要があります。

このため、流域の自然や社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川環境管理の目標を定め、また、その管理内容を具体化し、充実していく必要があります。

維持管理の面では、災害発生の防止、河川の適正な利用などの観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、河川や地域の特性を反映した維持管理を効率的・効果的に実施する必要があります。

さらに、高齢化社会が進み災害時要援護者が増加するなど、馬淵川を取り巻く社会的状況の変化を踏まえた避難警戒体制や地域との公助・共助体制を確立していく必要があります。

さらに、馬淵川の豊かな自然環境、歴史、文化、風土を背景として、流域内の様々な人・団体が馬淵川において多様な活動を展開しています。このため、人と河川とのかかわり、ふれあいの場を適切に整備・保全していくことや、河川愛護団体や NPO 法人など流域の様々な団体間のパートナーシップを構築することなど、馬淵川を軸とした参加と連携による地域づくりの推進が求められています。

これらの馬淵川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念に関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開します。

南部のふるさとに^{とわ}永久の恵みをもたらす 馬淵川

○安全で安心が持続できる川づくり

河川整備基本方針で定めた目標に向け、必要な各種治水対策を総合的に展開し、洪水、高潮、地震などさまざまな災害から沿川地域住民の生命と財産を守り、将来にわたって人々が安心して暮らせる安全な馬淵川の実現を目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効果的な河川の維持管理に努めます。

○豊かな河川環境と河川景観を次世代に継承する川づくり

馬淵川の自然豊かな河川環境と河川景観を次の世代に引き継ぐため、連携と協働のもと流域一体となった河川環境の保全、再生、創出を目指します。

また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境に係わる計画などとの調整を図りつつ、適正な整備・保全及び維持管理に努めます。

○地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくり

地域の魅力と活力を引き出すため、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた馬淵川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、市民の利活用などの整備、保全を目指します。

また、河川に関する情報について地域住民と幅広く共有されるよう、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育などの充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動などを推進します。

1.3 計画の対象区間

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である河口から 10.0km を対象とします。

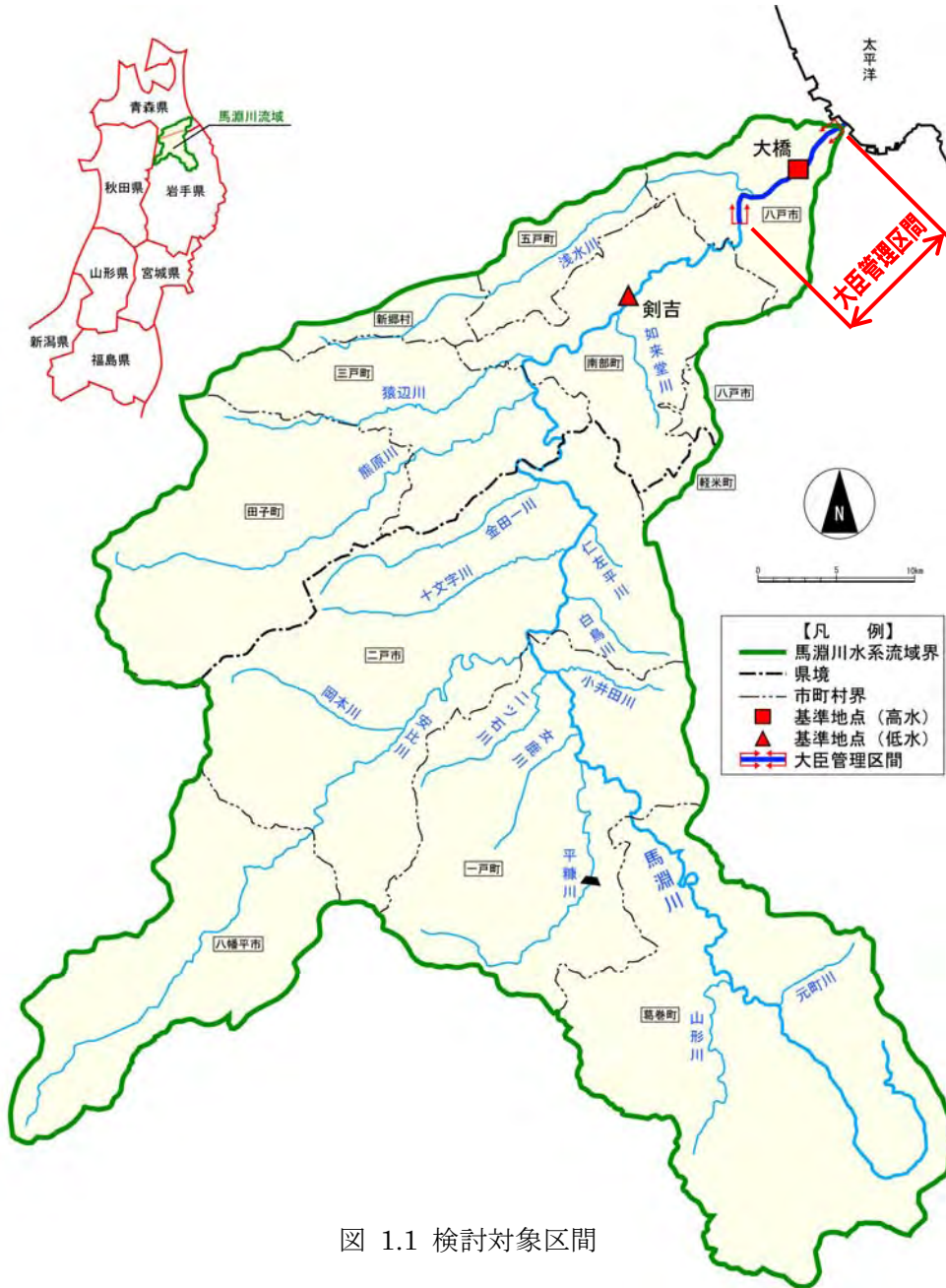


図 1.1 検討対象区間

表 1.1 管理区間延長

河川名	区間		延長 (km)
	上流端	下流端	
馬淵川	八戸市大字櫛引字下川原 2 番の 5 地先の櫛引橋	河口	10.0
合計			10.0

※大臣管理区間 10km より上流の青森県知事管理区間については、青森県により整備計画の検討が行われています。
 ※本文中の出典先の記載のない図表および写真は、青森河川国道事務所資料による。

1.4 計画の対象期間

本整備計画は、馬淵川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね 30 年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況などを前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗などにより、必要に応じて適宜見直しを行います。

2. 馬淵川の概要

2.1 流域及び河川の概要

2.1.1 流域の概要

馬淵川は、岩手県北部より青森県南東に位置し、その源を岩手県北上高地の袖山（標高1,215m）に発し、いったん南下したのち流路を北に変え、高原状の北上高地と脊梁奥羽山脈の山間を北流しつつ、県境付近にて奥羽山脈に源を発する安比川などの支川を合わせ、青森県に入り、その後、熊原川、猿辺川、浅水川などの支川を合流し、青森県南部の八戸平野を貫流して太平洋に注ぐ、幹川流路延長142km、流域面積2,050km²の一級河川です。

流域は、八戸市、二戸市など3市7町1村からなっており、流域内地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。

流域の土地利用は、山地などが約83%、水田や畑地などの農地が約14%、宅地などの市街地が約3%となっています。

また、馬淵川流域には、十和田八幡平国立公園や久慈平庭（岩手県）、折爪馬仙峡（岩手県）及び霊峰名久井岳（青森県）の各県立自然公園など豊かな自然環境に恵まれています。

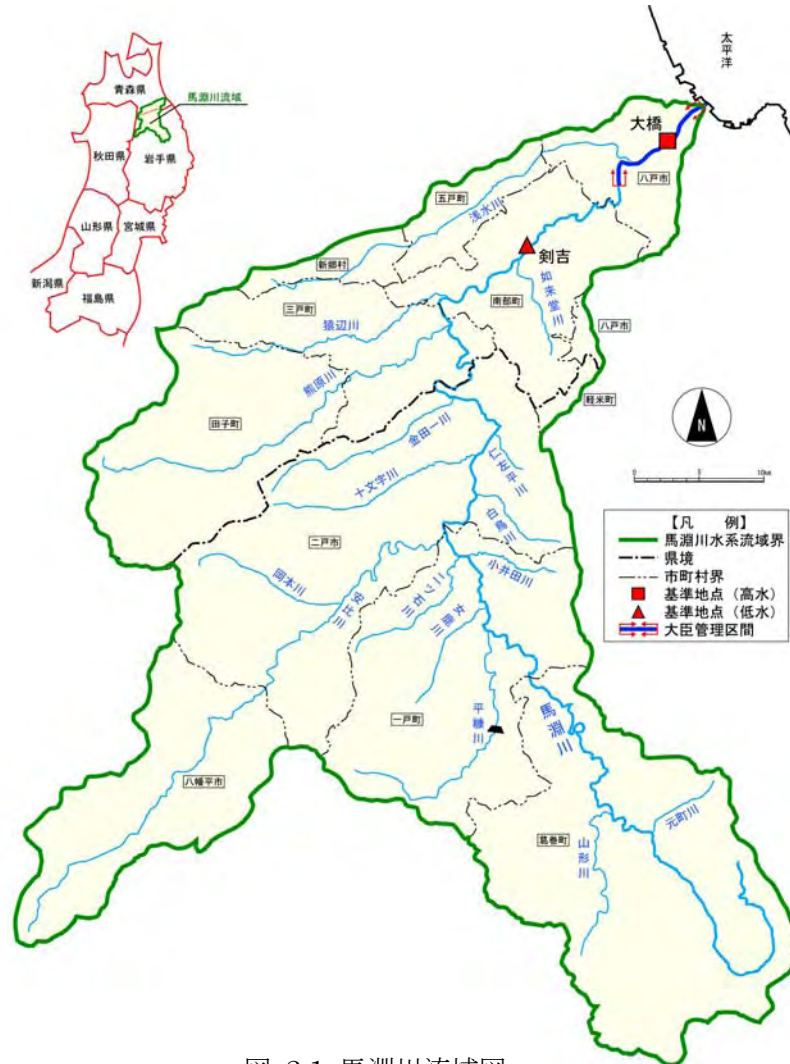


図 2.1 馬淵川流域図

表 2.1 流域の諸元

項目		諸元	備考
流路延長		142km	全国 23 位 / 東北 4 位
流域面積		2,050km ²	全国 31 位 / 東北 7 位
支川数		30	(平成 20 年 10 月現在)
流域内諸元	市町村	青森県	1 市 4 町 1 村
		岩手県	2 市 3 町
		合計	3 市 7 町 1 村
	流域内人口	約 19 万人	(平成 21 年 2 月現在)
			(H12 河川現況調査)

2.1.2 流域の地形

流域の地形は、西方を奥羽山脈、南方を北上高地の山々に囲まれ、本川の上流部は 1/170 ～1/580 程度と急勾配で、中流部は 1/580～1/2,100 程度、下流の平地部は 1/2,100 程度と緩やかになります。

流域は、大きく山地(起伏山地，起伏火山地)・丘陵地(火山性丘陵地)・台地(砂礫台地(段丘)・ローム台地)及び低地(三角州性低地)にわけることができます。

山地は、起伏山地と起伏火山地にわけることができ、起伏山地は、馬淵川上流域及び中流域右岸側に分布し、これは北上高地の北縁域です。起伏火山地は安比川や熊原川などの左支川の上流域に分布し、これは新第四紀火山を中心とした地形です。丘陵地は、起伏火山山地を取り囲むように分布していて、火山噴出物がなだらかに堆積した地形です。台地は、新しい台地(砂礫台地；低位段丘，中位段丘)と十和田火山灰が覆った古い台地(ローム台地；高位段丘)に分かれ、新しい台地が河川沿いに小規模に分布するのに対して、古いローム台地は河口付近に広く分布しています。低地は、下流部の三角州性低地からなり、河川沿いに、狭長に分布しています。

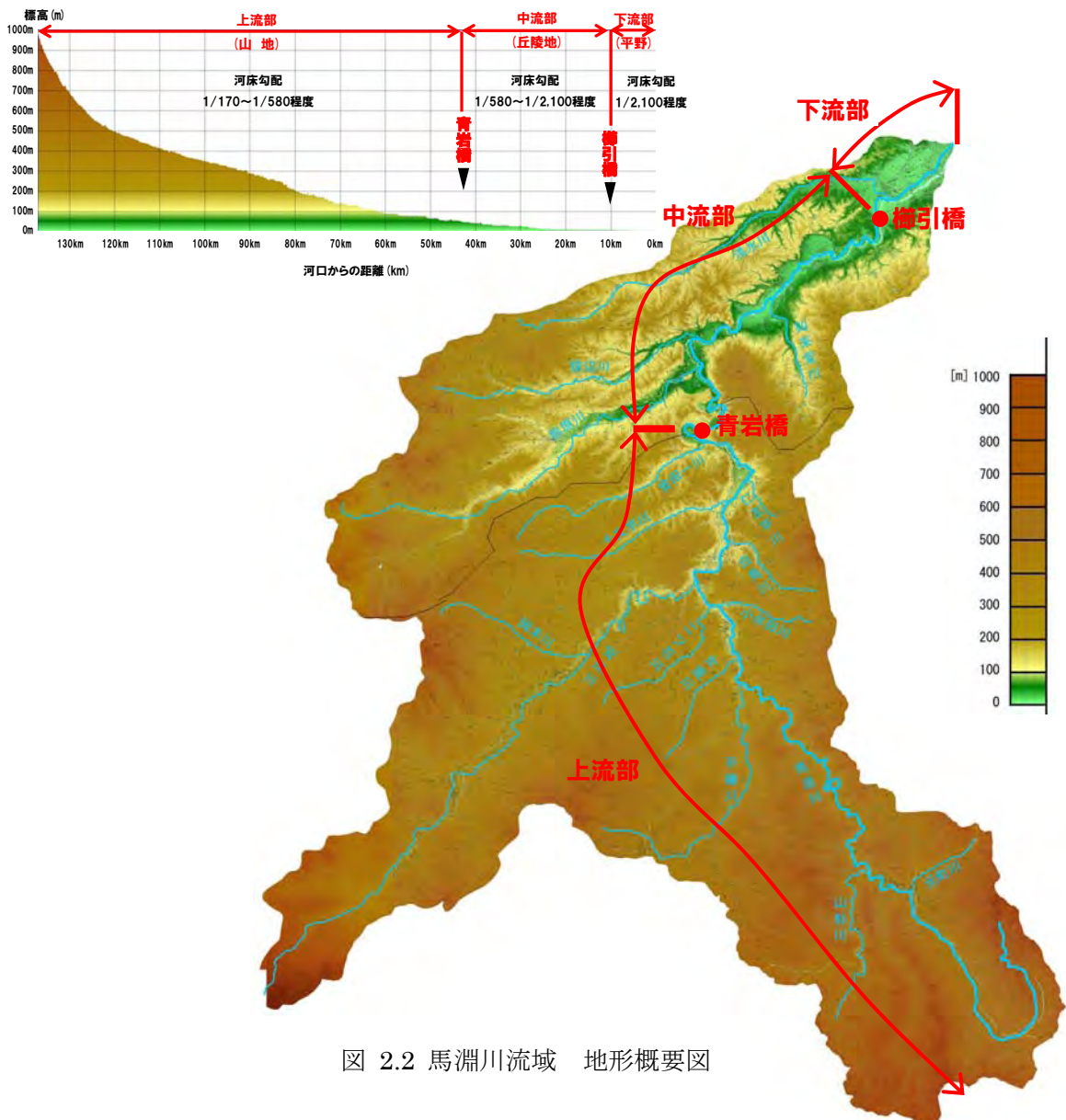


図 2.2 馬淵川流域 地形概要図

2.1.3 流域の地質

馬淵川流域の地質は、第四紀の火山岩類、新第三紀中新世～鮮新世の堆積岩類及び火山岩屑を主体としています。

流域内の地質は、上流・東側が北上高地の北縁を構成する古生代二疊紀の粘板岩・砂岩・チャート・中生代三疊紀～ジュラ紀の堅硬な粘板岩・砂岩及び石灰岩と、これらを一貫して貫く中生代白亜紀の花崗岩類が分布しています。

流域の西側は、十和田火山噴出物と呼ばれる第四紀火山岩屑が先第三紀基盤岩類や新第三紀中新世～鮮新世の堆積岩類を覆って広く分布し、熊原川や安比川の上流の狭い範囲に硬質の第四紀火山岩類が分布しています。

また、下流域の平地部は、砂礫層で構成される第四紀の段丘堆積物よりなっていて、段丘堆積物は、低位、中位、高位の三段の高さの異なる堆積面をつくっており、高位段丘面上にのみ、ローム層が認められます。

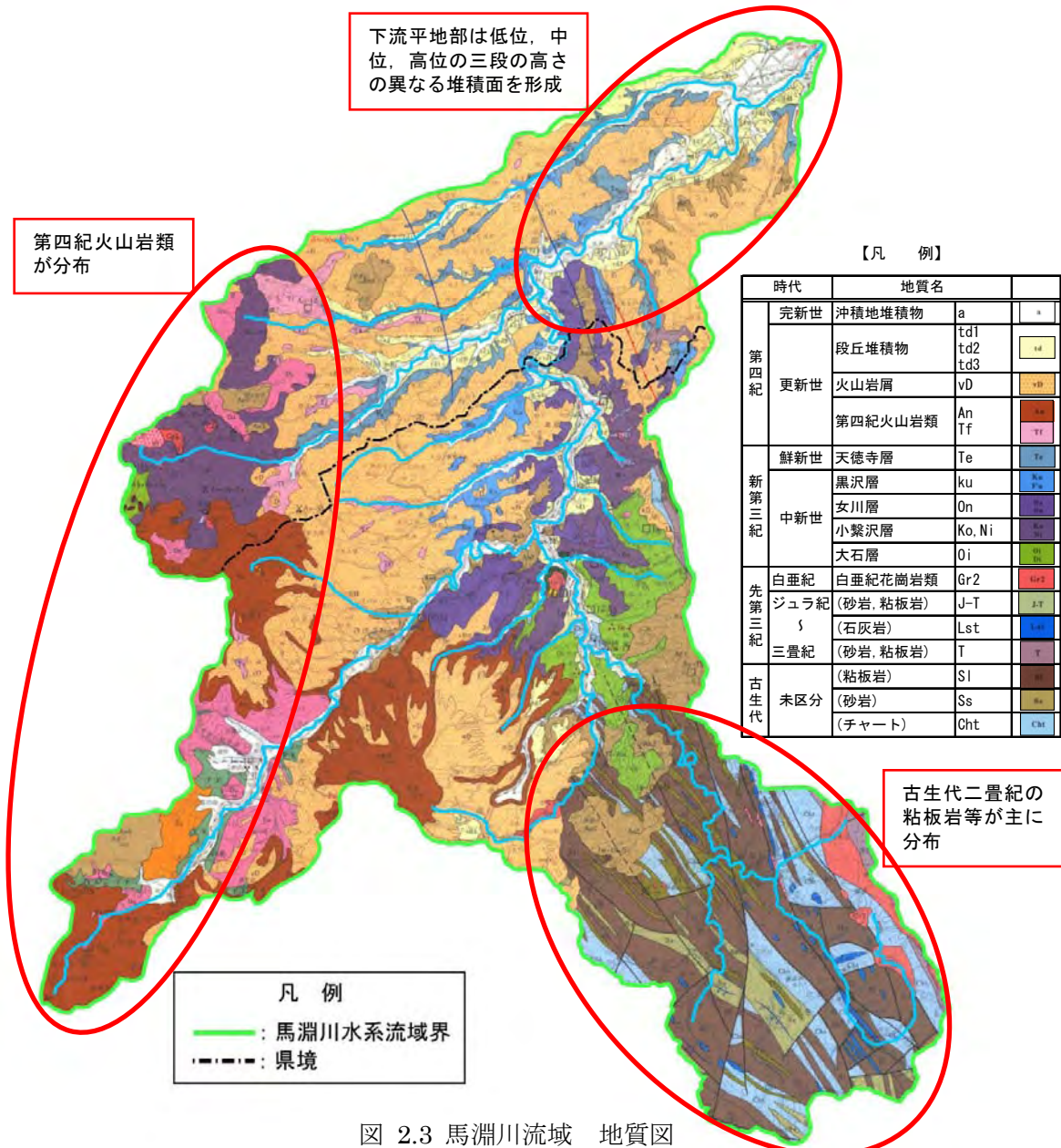


図 2.3 馬淵川流域 地質図

[出典：東北地方土木地質図]

2.1.4 流域の気候

馬淵川流域の気候は、全体的に湿潤温暖な太平洋側気候に属しています。

上流部岩手県側は、北上高地の北縁で南北に連なる海拔高度のかなり高い広大な地域で、偏東風(通称「やませ」)に直接さらされる地域が多く、岩手県の中でも低温な地帯であり、高原的な気候や盆地的な気候を示すところが多くなっています。下流部青森県側も、八戸市を除く地域は同様に盆地的な気候を示しますが、太平洋沿岸に接する八戸市は、海洋の影響により温暖な海洋型気候がみられます。

降水量は、年平均降水量は 1,100mm 程度で比較的降雨の少ない地域ですが、上流の奥羽山系で比較的多く、北上山系では比較的少なくなっています。降雨時期は夏季～秋季(6月～10月)の梅雨期及び台風期に集中していて、流域に発生した大洪水は台風、前線性降雨に起因するものが多くなっています。

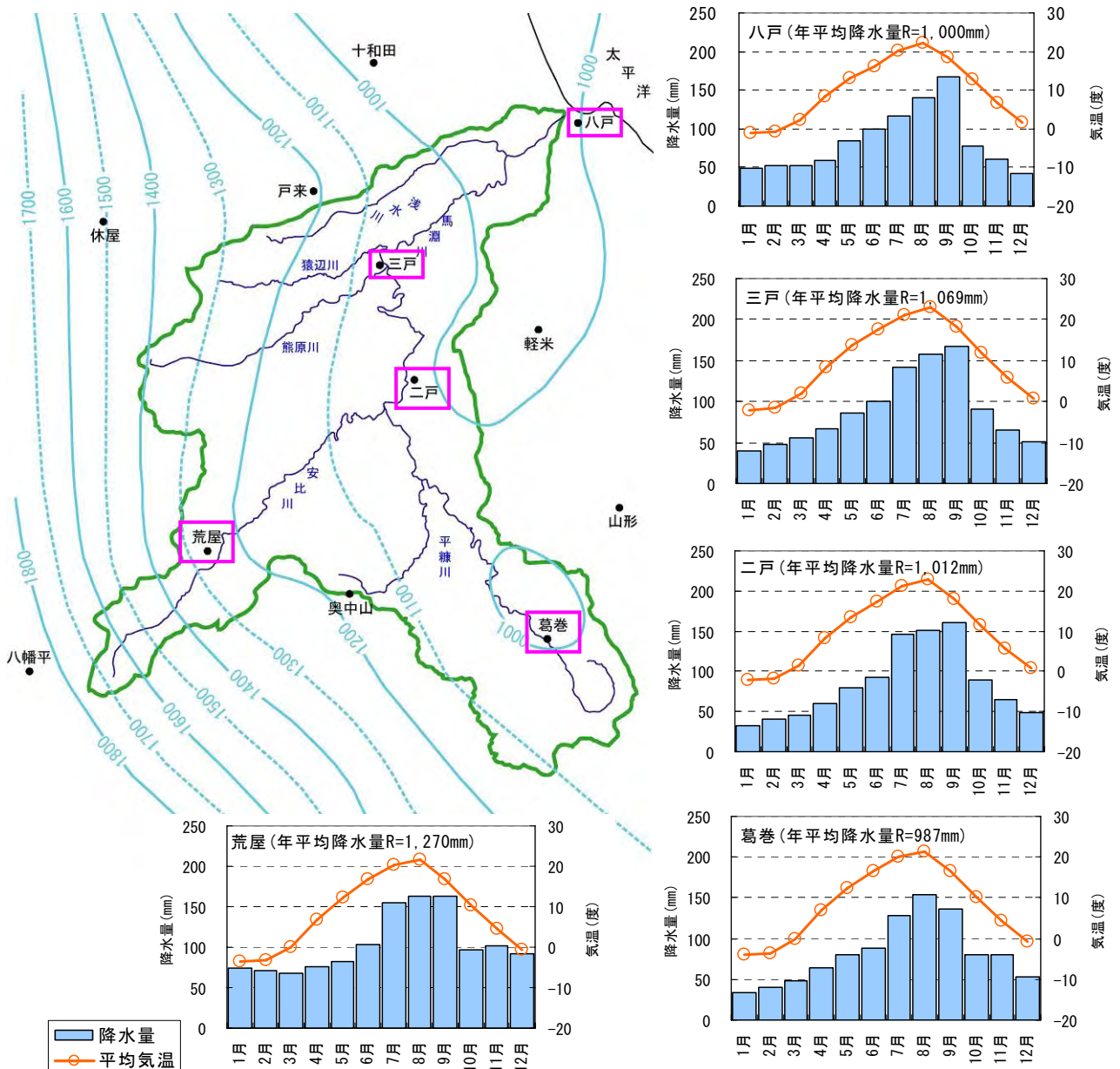


図 2.4 馬淵川流域 年降水量等雨量線図

[出典：気象庁資料(平年値)による年平均降水量(統計期間 1979～2000 年)]

※太平洋側気候：日本列島の太平洋側の特徴的な気候のこと。冬は晴天が多く乾燥して、夏は湿潤で暑く、梅雨や台風による降水も多い。

2.1.5 流域の流況

馬淵川の主な地点における流況は下記に示すとおりです。

4月は融雪期に相当し、他の月に比べて著しく流量が増加します。融雪期が終わり5月～6月にかけて流量は低下しますが、7月以降の梅雨期に流量が増加し、台風が頻繁に発生する9月頃まで、流量が豊富な期間となります。

表 2.2 主要観測所地点の平均流況

地点名	流域面積 (km ²)	豊水流量 (m ³ /s)	平水流量 (m ³ /s)	低水流量 (m ³ /s)	渇水流量 (m ³ /s)	統計期間
おおはし 大橋	2,027.5	83.73	68.74	56.50	41.45	S62～H18
けんよし 剣吉	1,751.1	52.40	33.08	24.73	18.05	S42～H18
いしきりどころ 石切所	964.0	34.08	19.69	13.44	9.17	S42～H18

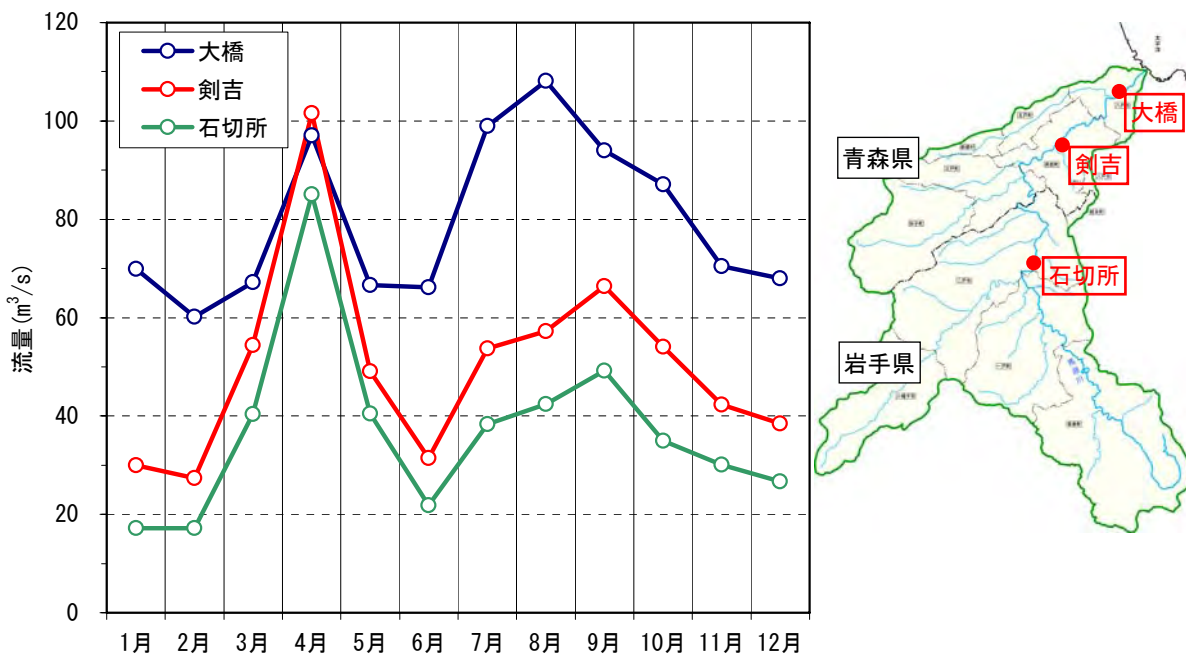


図 2.5 主要観測所地点の月別平均流量

※豊水流量：1年を通じて95日はこれを下回らない流量/平水流量：1年を通じて185日はこれを下回らない流量
 低水流量：1年を通じて275日はこれを下回らない流量/渇水流量：1年を通じて355日はこれを下回らない流量

2.1.6 流域の土地利用

馬淵川流域の関連市町村は、3市7町1村になります(平成21年2月現在)。

馬淵川の流域は。山林などが約80%を占め、宅地は約3%となっています。宅地の約半分は、下流の八戸市に集中しています。

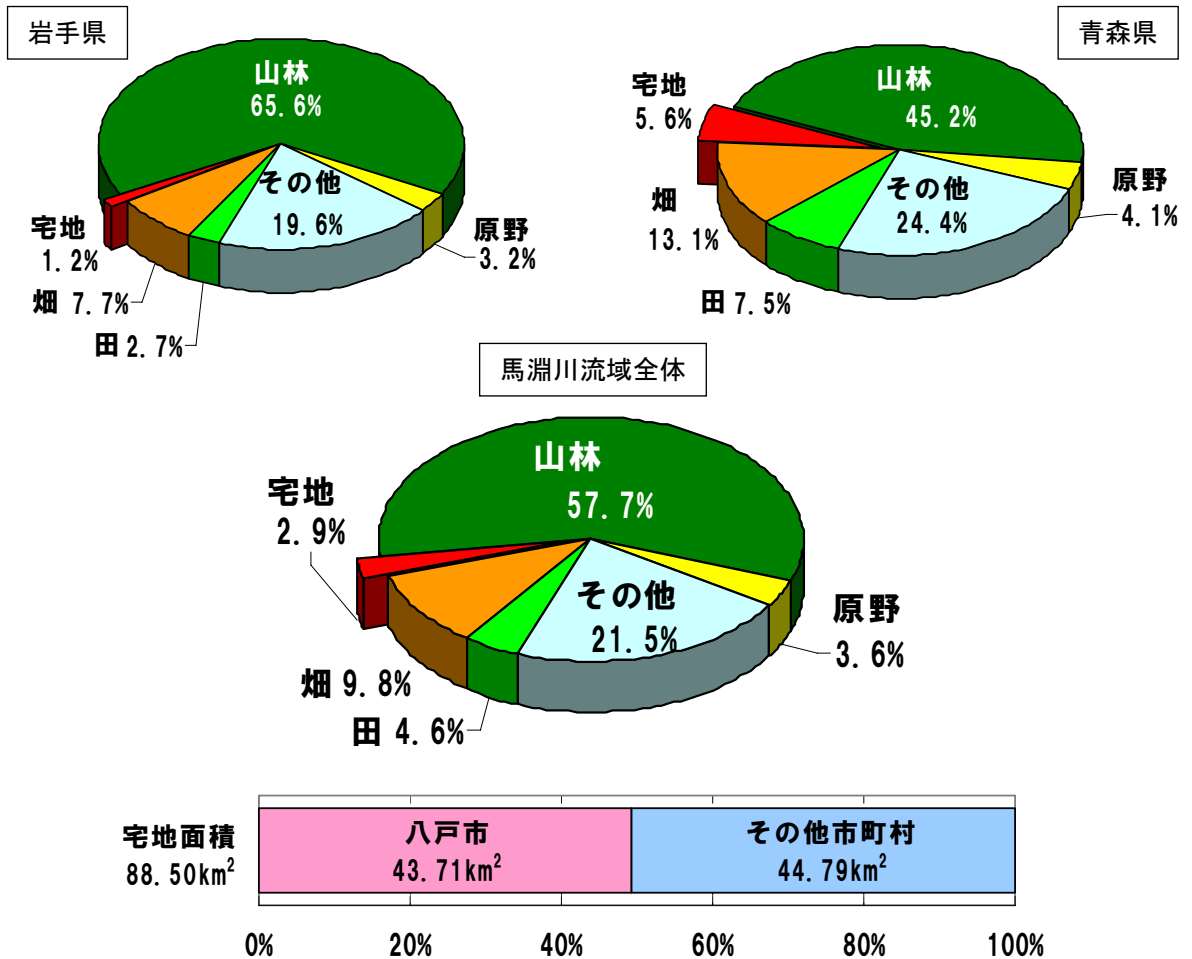


図 2.6 流域関連市町村の土地利用状況(H17)

[出典：岩手県統計年鑑/青森県固定資産税概要調査]

2.1.7 流域の人口と産業

馬淵川流域の関連市町村の人口は、平成 17 年では岩手県側で約 10 万人、青森県側で約 31 万人、合計約 41 万人となっています。市町村合併の影響により岩手県側の人口は、平成 12 年から平成 17 年にかけては増加していますが、流域全体としては近年減少しています。また、流域内において、人口及び資産の約 30%、浸水想定区域内人口及び資産の約 75%が八戸市に集中しています。

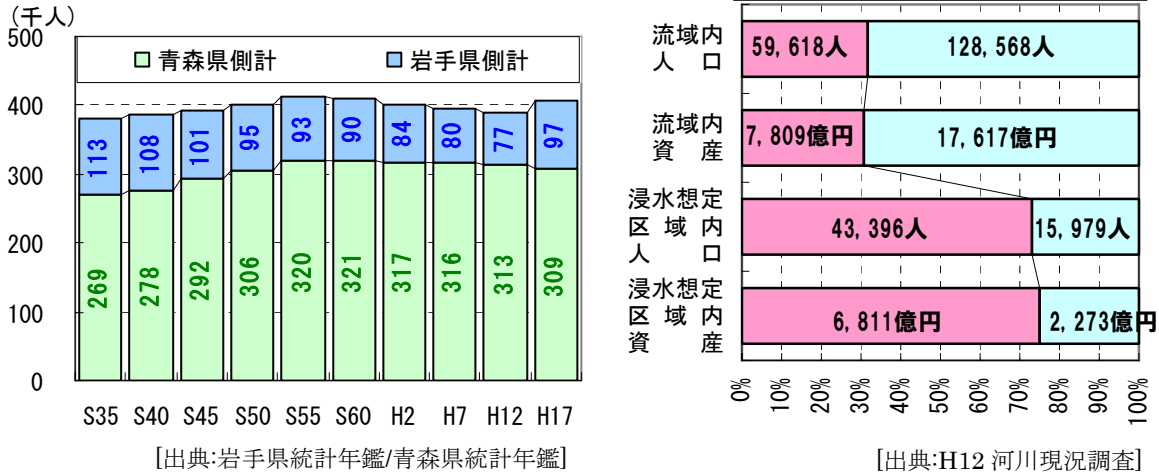


図 2.7 馬淵川流域関連市町村人口の推移(左)・流域内に占める八戸市の人口、資産の割合(右)

農業産出額は、昭和 55 年から昭和 60 年にかけて大きな伸びを示しましたが、平成 2 年をピークに緩やかな減少傾向にありました。

製造品出荷額は、昭和 55 年から平成 2 年にかけて順調な伸びを示しましたが、平成 2 年をピークに減少していました。市町村合併などの影響もあり、平成 17 年には再び増加に転じています。昭和 55 年では製造品出荷額の約 85%が八戸市によるものでしたが、平成 17 年では約 75%となっています。

就業者総数には大きな変化はありませんが、構成は第 1 次産業の比率が激減し、第 3 次産業が大きく増加しています。

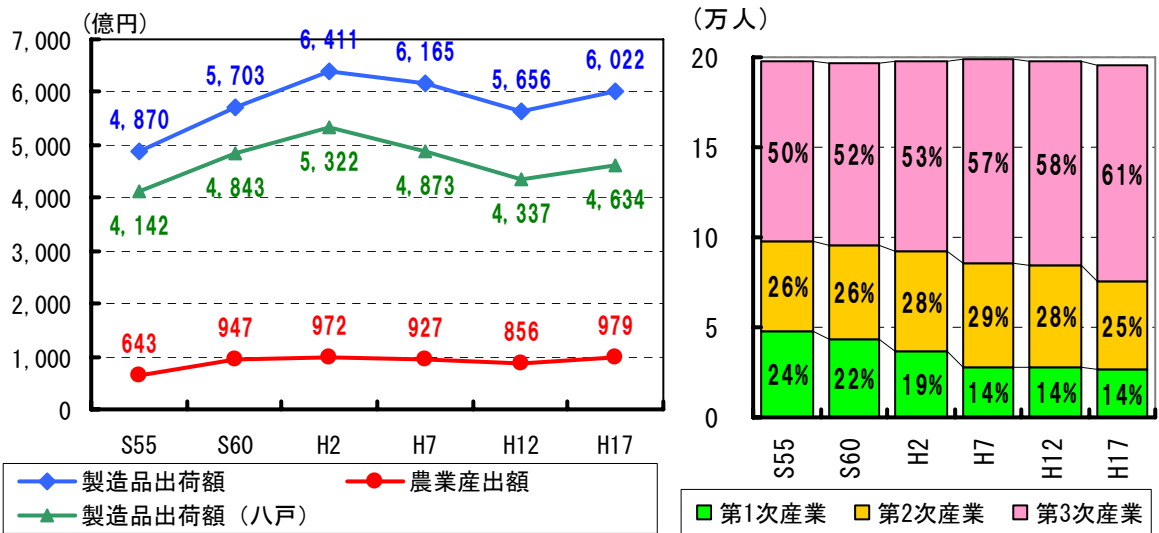


図 2.8 馬淵川流域の製造品出荷額・農業産出額(左)、産業別就業者数の割合(右)

※流域の関連市町村：流域にかかる市町村全域のこと。馬淵川水系の場合、青森県の八戸市・五戸町・南部町・三戸町・田子町・新郷村と岩手県の二戸市・八幡平市・一戸町・葛巻町・軽米町が該当。

2.2 洪水と渇水の歴史

2.2.1 水害の歴史

馬淵川は、その流域面積の大半が山地であることに加え、古来より原始河川の様相を呈し、大雨の都度はん濫を繰り返していました。また、現在の八戸港付近で合流していた馬淵川・新井田川の河口は、洪水時には、両河川の洪水流が押し合うことから、洪水の常襲地帯となっていました。

藩政期からの洪水記録によれば、洪水の回数は114回を超えていますが、特に被害が大きかったのは、享保13年(1728)、同19年(1734)、宝暦13年(1763)、天明5年(1785)の洪水であったとされています。

明治に入り、明治14年～明治23年にかけて水害復旧工事が継続で行われましたが、それ以降も明治29年、明治43年、明治44年と大規模な洪水が発生しました。

大正、昭和に入っても洪水被害が相次ぎ、昭和22年8月洪水は観測史上最大の洪水となりました。

近年においては、強い雨が短時間に集中的に降る傾向があり、平成14年7月、平成16年9月、平成18年10月に大規模な洪水が発生しています。

表 2.3 昭和以降の主要な洪水

洪水発生年	発生原因	大橋地点		被害状況
		2日雨量 (mm)	ピーク流量 (m ³ /s)	
昭和15年9月	低気圧	120	1,901	床上浸水112戸・床下浸水654戸・流失家屋4戸 [三戸郡下]
昭和22年8月	低気圧 前線	82	1,988	床上浸水100戸・流失家屋30戸 [三戸郡南部町]
昭和33年9月	前線	141	1,451	死者3名 床上浸水5,096戸・床下浸水7,566戸・流失家屋42戸 [青森県全体]
昭和41年6月	台風・前線	109	1,017	床上浸水69戸・床下浸水412戸 [八戸市]
昭和42年9月	前線	88	801	死者1名 床上浸水874戸・床下浸水2,160戸・流失家屋42戸 [三八上北地方]
昭和61年8月	低気圧	139	1,081	床上浸水18戸・床下浸水78戸 [青森県全体]
平成2年9月	台風・前線	107	1,040	床上浸水63戸・床下浸水123戸 [馬淵川流域]
平成5年7月	台風	140	1,187	床上浸水33戸・床下浸水139戸 [馬淵川流域]
平成11年10月	低気圧	132	1,147	床上浸水393戸・床下浸水387戸 全壊8戸・半壊7戸 [馬淵川流域]
平成14年7月	台風・前線	145	1,384	行方不明者1名 床上浸水35戸・床下浸水356戸 [馬淵川流域]
平成16年9月	台風	146	1,511	床上浸水88戸・床下浸水104戸 [馬淵川流域]
平成18年10月	低気圧	192	1,374	床上浸水190戸・床下浸水247戸 半壊1戸 [馬淵川流域]

※大橋水位観測所が設置される平成3年以前の流量は再現計算流量を記載、平成3年以降は実績流量を記載

[出典：青森県気象災害誌/水害統計]



昭和 15 年 9 月洪水 大橋付近の様子



昭和 15 年 9 月洪水 櫛引橋付近の様子



平成 2 年 9 月洪水
三戸郡南部町門前地区の浸水状況



平成 2 年 9 月洪水
三戸郡南部町門虎渡地区 左岸堤防の決壊状況



平成 14 年 6 月洪水
大川原地区（八戸市）の浸水状況



平成 14 年 6 月洪水
根城地区（八戸市）の浸水状況



平成 16 年 9 月洪水
八幡・尻内地区(八戸市)の浸水状況



平成 16 年 9 月洪水
八幡・尻内地区(八戸市)の浸水状況

2.2.2 渇水の歴史

馬淵川では度々渇水に見舞われています。特に、昭和48年の渇水時には、水田2,370ha、リンゴ畑2,300haで農業用水不足となり、水田での亀裂が生じたほか、八戸市で1万戸が断水、パルプ工場で操業停止に至るなど、広範囲に渇水による被害が生じました。

表 2.4 馬淵川流域における渇水被害

主要渇水年	被害状況	
昭和48年7月	対策会議などの設置状況	八戸市水道部は、「給水対策本部」を設置(7/16) 八戸市で「異常渇水対策本部」を設置(7/19) 馬淵川流域の水利権関係者を集め「緊急水利調整協議会」を開催(7/19) 八戸市で「農業用水不足に伴う緊急対策会議」を開催(7/19)
	農業	平均30%の減量 水田被害(用水不足2,370ha、亀裂12ha) 畑被害(りんご2,300ha、畑作物370ha、飼料作物3,460ha、その他420ha)
	上水道	八戸市水道断水(高台中心に約10,000世帯に影響)(7/15)
	工業用水道	パルプ工場操業停止(7/18～19)
昭和53年8月	情報	渇水情報・水質注意報(8/7)
平成6年7月	上水道	八戸圏域水道企業団「渇水対策協議会」を開催(7/27)



[出典：デーリー東北]

2.2.3 治水事業の沿革

(1) 治水事業の変遷

馬淵川では、宝永 3、7 年（1706、1710 年）の新堀の改修及び小運河工事や、延享 5 年（1748 年）の大規模な新川掘削など、藩政時代から治水工事が実施された記録が残っています。

明治時代に入ってから度も度々大洪水に見舞われ、明治 44 年に治水事業を計画的実施するための最初の長期計画である第 1 期治水計画が策定されましたが、本格的な改修工事に着手したのは昭和 12 年からで、計画高水流量*を馬淵川 1,500m³/s、支川新井田川 500m³/s とした直轄河川改修工事が始まりました。昭和 14 年には、河口付近の高度利用と洪水の安全な流下を図るため、新たに放水路を開削し、馬淵川と支川新井田川を完全分離する計画に変更され、昭和 15 年には、同年 9 月洪水の発生を契機に計画高水流量を本川 2,250m³/s に変更するとともに、放水路の開削に着手しました。さらに昭和 22 年 8 月洪水に鑑み、昭和 23 年に計画高水流量を本川 2,700m³/s、新井田川 900m³/s とする計画に改定し、昭和 30 年に全面完成しました。

その後、昭和 39 年に制定された河川法（新河川法）に基づき、昭和 42 年に一級河川の指定を受け、櫛引橋～河口間の 10km が大臣管理区間となり、翌昭和 43 年 2 月に剣吉地点で計画高水流量を 2,700m³/s とするこれまでの計画を踏襲した工事実施基本計画を策定し、堤防の新設及び拡築、護岸などを実施してきました。

しかしながら、流域の社会的・経済的發展に鑑み、平成 3 年に大橋地点において基本高水のピーク流量*を 3,500m³/s とし、このうち上流ダム群及び遊水地により 800 m³/s を調節して、計画高水流量を 2,700 m³/s とする工事実施基本計画に改定しました。

平成 9 年には河川法が改正され、目的に「河川環境の整備と保全」が新たに加わり、「治水・利水・環境」の総合的な河川整備の推進を図ることとなりました。改正河川法では、従来の工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、後者については、より具体的な川づくりが明らかになるようにするとともに、地域の意見を反映する手続きを新たに導入することとしました。

これを受け、流域の社会的状況の変化や洪水の発生状況に鑑み、平成 19 年 7 月に大橋地点において基本高水のピーク流量を 3,500 m³/s とし、このうち流域内の洪水調節施設により 300 m³/s を調節して、計画高水流量を 3,200 m³/s とする河川整備基本方針が策定されました。

【治水計画の変遷】

昭和 10 年	馬淵川改修計画	(計画高水流量 本川 1,500m ³ /s 新井田川 500 m ³ /s)
昭和 14 年	第 1 次改訂計画	(計画高水流量 本川 1,500m ³ /s 新井田川 500 m ³ /s) ※放水路開削により馬淵川と新井田川との完全分離する計画に変更
昭和 15 年	第 2 次改訂計画	(計画高水流量 本川 2,250m ³ /s)
昭和 23 年	第 3 次改訂計画	(計画高水流量 本川 2,700m ³ /s)
昭和 43 年	工事実施基本計画	(計画高水流量 剣吉地点 2,700m ³ /s)
平成 3 年 3 月	工事実施基本計画 改定	(基本高水のピーク流量 大橋地点 3,500m ³ /s、 計画高水流量 2,700m ³ /s)
平成 19 年 7 月	馬淵川水系河川整備基本方針	(基本高水のピーク流量 大橋地点 3,500m ³ /s、 計画高水流量 3,200m ³ /s)

※計画高水流量：計画で対象とした洪水に対し、ダム等の洪水調節を見込み河道で処理する流量

※基本高水のピーク流量：計画で対象とした洪水に対し、ダム等の洪水調節が無い場合の流量

(2) 主な治水対策の概要

1) 河口の洪水被害解消を目指した放水路の開削

盛岡藩領を北上する馬淵川と新井田川は、それぞれが直接太平洋に注ぐ河川でしたが、馬淵川河口の沖合に漂砂による前浜が発達し、河口閉塞を繰り返すうちに、新井田川と河口付近で合流し太平洋に注ぐようになりました。馬淵川と新井田川が合流した河口部は、両川の洪水流が押し合うことから、洪水の常襲地帯となっていました。

これを解消するため、昭和 14 年の第 1 次改訂計画において、当初の「築堤計画」から「放水路計画」へと大幅な変更が行われ、馬淵川河口から 3km 地点の沼館から、東に約 1.6km の新たな河道を設けられました。

昭和 15 年より放水路の開削に着手し、途中、戦争による中断を挟みながら、昭和 25 年度に主要事業である旧河川の締め切りが完成し、その後、床固め、橋梁などの工事を施工し、昭和 30 年度に完成しました。

放水路の完成以降、八戸市の製造品出荷額が急増するとともに人口も増加しており、馬淵川改修事業としての治水効果のみならず地域発展の礎を築いたという点において歴史的価値の高い事業であったと言えます。

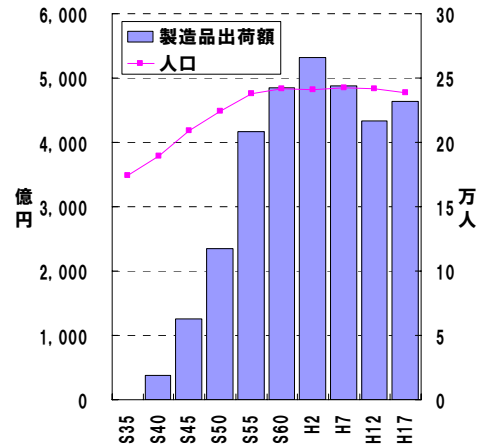


図 2.9 八戸市の人口と製造品出荷額の推移

[出典：経済産業省 工業統計調査]



2) 地域の発展を支えた改修事業

馬淵川は幾多の変遷を経て、昭和 10 年の治水計画に基づき、昭和 12 年度から馬淵川放水路が完成した昭和 30 年度までの 19 年間にわたり、直轄事業として改修が行われてきました。その間、河口から大橋までの約 4km で馬淵川放水路をはじめ、八太郎地区堤防、沼館地区堤防、城下地区堤防、河原木地区堤防を完成させました。

直轄工事が完了し、青森県に河川管理業務を移管しましたが、その後、昭和 39 年に八戸市が新産業都市の指定を受けたことを境に、下流部の資産が大きくなったことを鑑み、昭和 42 年 5 月、馬淵川は一級河川の指定となり、再度、直轄事業により馬淵川河口から櫛引橋までの 10km 区間を河川改修することになりました。

河川改修は、昭和 43 年に策定された工事実施基本計画に基づき、大橋上流部の長苗代地区堤防、一日市地区堤防、八幡地区堤防、根城地区堤防の整備を進めてきました。

このように、幾年にわたる改修事業によって堤防整備が進み、度重なる洪水被害から八戸市街地の生命と財産を守ってきました。

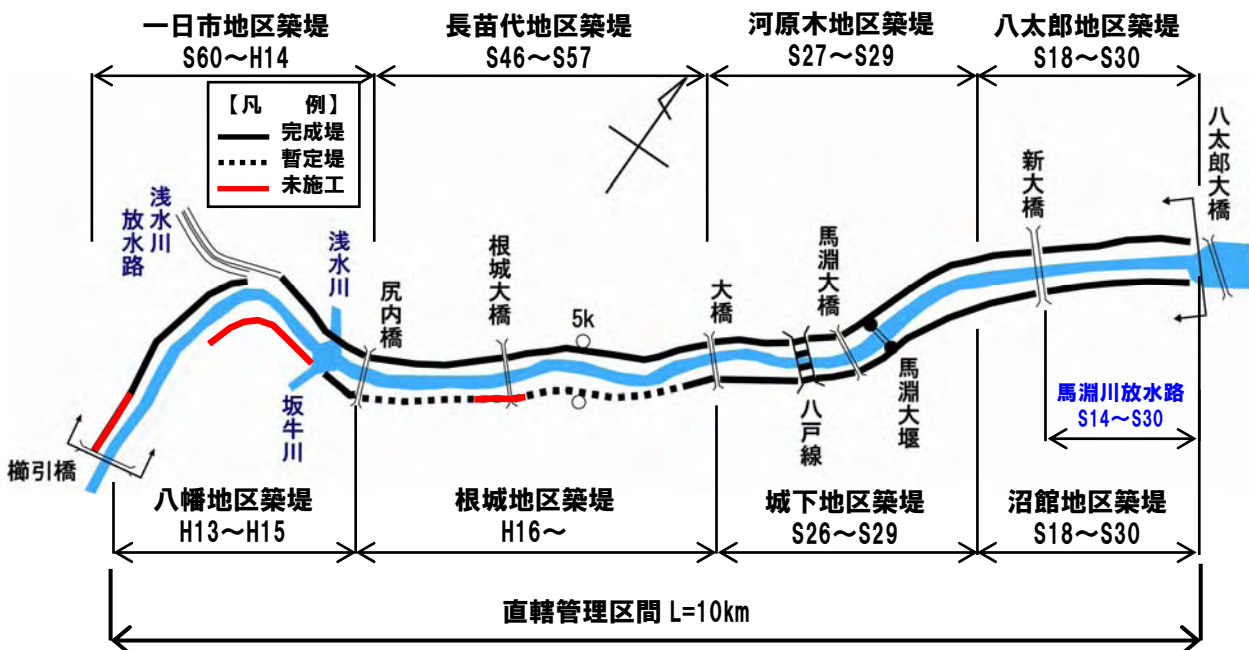


図 2.10 馬淵川の主な改修事業の沿革

3) 支川浅水川の流下能力拡大に伴う馬淵川の改修（河川災害復旧等関連緊急事業）

馬淵川河口から約 7km 付近左岸に合流する支川浅水川では、平成 2 年・平成 5 年・平成 11 年と立て続けに大きい洪水被害が発生しました。特に平成 11 年洪水では、発達した低気圧がもたらした台風並みの暴風雨によって、行方不明者 1 名、床上浸水 222 戸、床下浸水 191 戸、浸水農地 220ha に及ぶ大きな被害を受け、この洪水を契機に、浅水川の流下能力*を拡大するための災害復旧助成事業などが実施されました。

一日市地区河川災害復旧等関連緊急事業は、支川浅水川の改修によって、馬淵川合流部での流下量が増え浸水が予想されることから、その影響を解消するために、河川災害復旧等関連緊急事業として、平成 11 年度から平成 13 年度までの 3 ヶ年事業として実施されたものです。

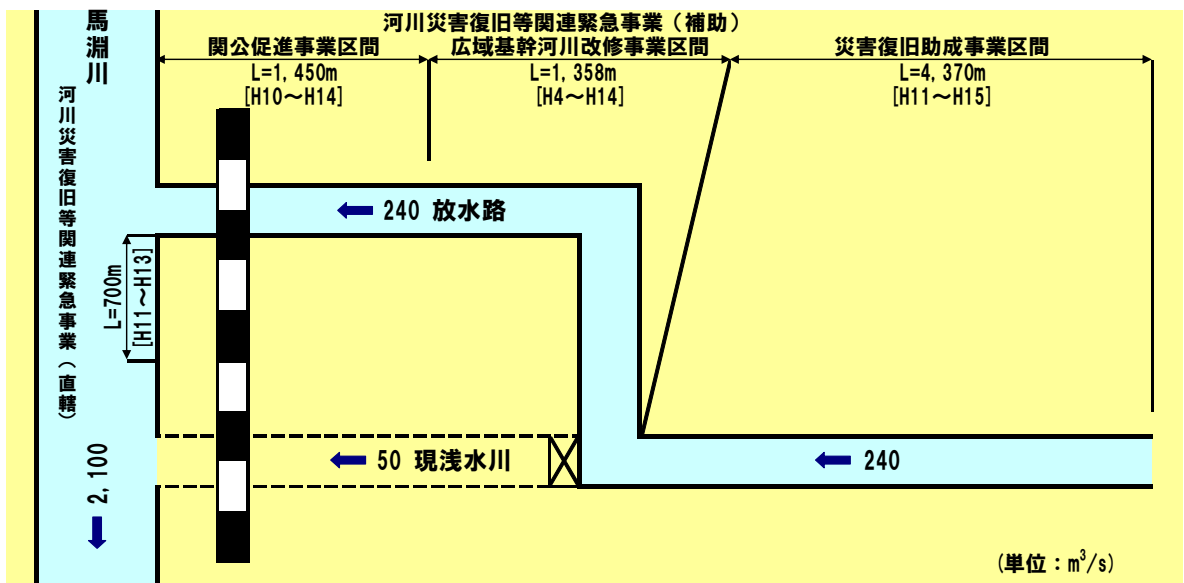


図 2.11 馬淵川の復旧など関連緊急事業区間

[出典:青森県資料]



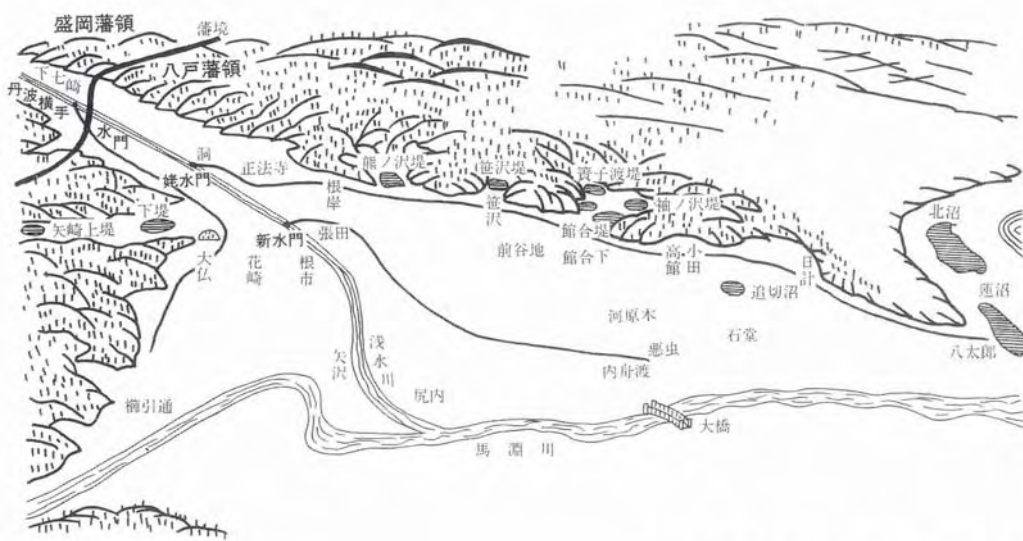
*流下能力：川が水を流せる能力（小さいほどは氾濫の危険が高くなります）

2.2.4 利水事業の沿革

馬淵川の新田開発は、江戸時代後期に八戸藩家老の野村軍記のむらぐんきによる藩政改革により推し進められました。当時の農業技術で可能な開田はほぼやりつくされ、新田開発の余地は馬淵川左岸下流部に広がる広大なはん濫原野でした。

この水田かんがいは、馬淵川の水位が低いため当時の技術では馬淵川から引水することができず、浅水川からの引水と長苗代の北方丘陵地の山裾に築かれた溜池に頼ることとなりました。そのため、姥水門の修築や新築された新水門のほか、沢には溜池が新築され、用水の確保のために様々な方策がとられました。

こうした努力により、馬淵川左岸の広大なはん濫原は豊かな水田へと姿と変えていきました。



天保年間の新田開発関係図（出典：『下長の歴史』）

【出典：馬淵川治水史】

開発された水田は、地域に恩恵をもたらすようにはなりましたが、それとともに水争いが絶えず発生するようになりました。根本的な解決を図るためには、水田と隣接する馬淵川からの取水が必要でしたが、馬淵川の川底は低く、実現には巨額の費用が必要となりました。村民有志が工事实現に向けて努力した結果、昭和2年に馬淵川揚水機が設置され、ようやく安定した水供給が行われるようになりました。



揚水記念碑（下長耕地整理記念碑）

【出典：馬淵川治水史】

このように馬淵川の河川水は、古くから主に農業用水として利用されてきました。その後、河口に位置する八戸市の経済・産業の発展に伴い、水道・工業用水などの都市用水としても利用されるようになりました。

馬淵川からの安定した取水に寄与している馬淵大堰は、当初、河道の維持、塩害の防止、各種取水の安定、新井田川河口水域の水質浄化を目的として、河口から 2.6km 上流に計画され、昭和 54 年に完成しました。

完成後は、河道の維持、塩害の防止などに対して効果を発揮するとともに、近年では、地震による津波対策として、八戸市の安全を守る防災上の施設としても機能しています。



図 2.12 馬淵大堰

2.3 自然環境

馬淵川流域の環境特性は、地形状況により大きく3つに分類されます。

(1) 馬淵川上流部（青岩橋上流）

馬淵川の上流部は、川幅が比較的狭く、河床勾配は1/170～1/580程度となっていて、両岸が絶壁になっている所が多く、急な山間狭窄を縫うように流れています。

険しい渓谷が断続的に現れ、安比川の合流点付近は“馬仙峡”と呼ばれ、岩手県を代表する景勝地となっています。周辺にはスギ植林やケヤキ、コナラなどの落葉樹林があり、果樹園や畑地も見られます。両岸にはヤナギ、オニグルミなどの河畔林が見られます。河川は、瀬中心の変化のある流れとなっており、ヤマメ、イワナといった溪流魚が多く生息しています。



険しい山間狭窄を縫うように流れている



絶壁に挟まれ、流れの速い上流部

(2) 馬淵川中流部（青岩橋～櫛引橋）

中流部は、掘り込み河道が連続して、その河床勾配は1/580～1/2,100程度となっています。原始河川状となっていて、大きな蛇行もみられ、この蛇行の水衝部には淵が形成され、比較的流れの早い瀬や、逆に流れの緩やかなトロ場も所々に見られるようになります。

川沿いにはヤナギ、ケヤキなどの河畔林が生い茂り、所々にヨシやスギ植林が見られます。川沿いの平地は、主に水田などの農地に利用されていますが、その幅はわずか1km程度にすぎません。

魚類では、アユ、ヤマメ、ウグイなどの清潔な水を好む種が多く見られ、サケやサクラマスも産卵のために遡上してきます。



大きく蛇行し、瀬淵が点在している



河畔林が繁茂する自然豊かな中流部

(3) 馬淵川下流部（櫛引橋下流）

下流部は、八戸市街地を流下しており都市河川の様相を呈していて、河床勾配は1/2,100程度となっています。

櫛引橋から尻内橋^{しりうちばし}の区間の河岸にはヤナギ類やオニグルミを中心とした河畔林が形成されていて、自然河岸にはカワセミが生息しています。周辺にはタナゴやシロウオ、イトヨ、スナヤツメなど貴重な魚類も多数生息しています。

尻内橋から大橋の間ではほぼ汽水域と淡水域とに分かれていますが、満潮時には上流側にある尻内橋に近い場所でも汽水・海水魚のマハゼが確認されています。



市街地を流れ、広い高水敷が整備されている



整備された高水敷の間をゆったりと流れる

大橋から河口までの区間は、潮位の影響を大きく受ける区間で干潮時には干潟が出現します。馬淵川河口近傍の蕪島^{かぶしま}はウミネコの繁殖地として国指定の天然記念物となっており、馬淵川下流域の干潟では羽を休めるウミネコの群れがほぼ通年観察されるほか、春・秋の渡りの時期にはコチドリやイソシギなど様々な渡り鳥が中継地として利用しています。また、河口部には魚食性の猛禽類であるミサゴ等も確認されています。



河口から見た馬淵川



天然記念物となっている蕪島

[出典：八戸市文化財ガイドマップ]

2.4 歴史・文化

(1) 史跡根城跡

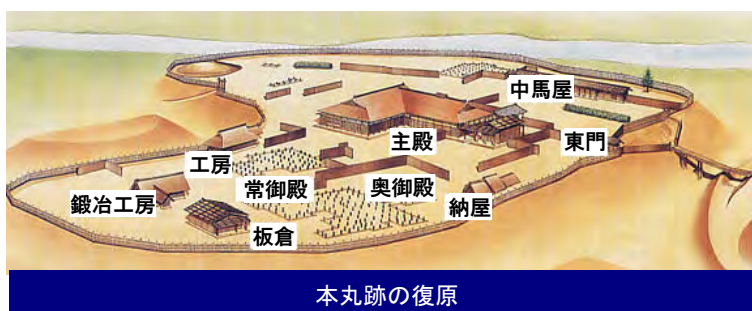
根城は、八戸市街地の西端にあり、馬淵川の河岸段丘上にあります。

根城は、建武元年（1334）に南部師行によって築城され、南部氏の勢力は、現在の秋田県比内・鹿角地方、岩手県閉伊・遠野地方にまで及んだと伝えられています。

南部師行は延元三年（1338）、北島顕家と共に泉州石津（堺市）で討ち死にしますが、その後も根城は師行の子孫らによって守られ、南部氏の居城として数々の歴史や伝説の舞台となりました。

根城は、寛永四年（1628）に領地替えになるまでの約300年間、ただの一度も落城せず、八戸地方の中心として栄えた名城です。

根城跡は、昭和16年に国史跡に指定され、昭和53年から約11年間掛けて発掘調査及び整備事業が進められました。史跡の主要部分は、平成6年10月「史跡 根城の広場」として公園化されており、本丸跡には、発掘調査の成果をもとに、安土桃山時代の根城の様子が復原整備されています。



本丸跡の復原

[出典：八戸市総合教育センターHP]



史跡根城跡と馬淵川

[出典：根城城趾公園入場券]

(2) 舟運

1) 海運

馬淵川と新井田川の河口に開けた湊や鮫湊さめみなとの起源は江戸時代以前にさかのぼるとみられます。江戸時代初頭の盛岡藩時代は、船の発着は湊の河口部が利用されていました。八戸藩が誕生し、回船の大型化と共に鮫湊が使われるようになったようです。宝永元年(1704)から幕府の城米船じょうまいぶねが定期的に入港するようになると、鮫村に浦役所うらくしよ、湊村に十分の一役所じふのいちやくしよが設置され、八戸藩の海運体制が確立しました。

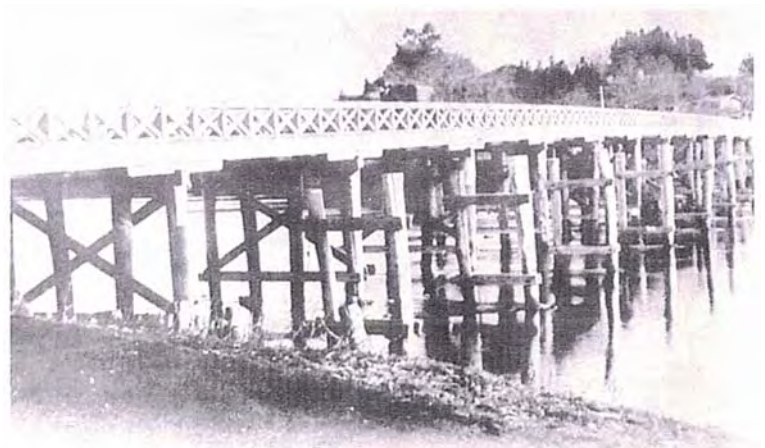
この時期、湊村の河口部の大規模な改修工事により流路が安定したため、新井田川の兩岸には舢はしけが発着できる河岸が整備されるようになりました。

八戸湊はちのへみなとに大きな転機をもたらしたのは、文政の藩政改革と共に始まった国産物の全国的販売の展開です。湊河口部の背後地にある場尻ばしりには浜蔵が建てられ、ここから干鰯ほしかなどの産物が舢はしけに積み込まれて鮫の本船に頻繁に運ばれ、やがて八戸を全国と結びつける役割を果たすこととなりました。八戸から江戸への上り荷は大豆、干鰯しめ、粕かし、魚油などと鉄製品でした。米の輸送がないのが八戸海運の特徴であり、これが他の諸藩と異なるところであったとされています。

2) 渡し場

江戸時代の八戸藩領内の河川には、橋がほとんど架けられておらず、馬淵川では大橋が唯一の橋でした。

「沼館の渡し」は、八太郎と沼館間を小船で人々は往来していました。沼館の渡し場跡には船場通りの地名が残っています。



昭和初期の大橋（出典：『ふるさとの想いで写真集 八戸』）

八戸藩成立以前から交通の幹線として機能していた大橋

[出典：馬淵川治水史]

※十分の一役所：荷物の価値に対して1割を税として徴収する役所

2.5 河川利用

2.5.1 水利用

馬淵川の河川水は、古くから主に農業用水として利用されてきましたが、大正初期に水力発電での利用が始まってからは、水力発電での利用率が大きくなっています。

現在は、約 4,800ha に及ぶ耕地のかんがい、総最大出力約 6,960kw の発電用水として利用されているほか、河口に位置する八戸市の経済・産業の発展に伴い、水道・工業用水などの都市用水としても利用されています。

表 2.5 馬淵川水系の水利権一覧

水利使用目的	かんがい面積 (ha)	取水量 (m ³ /s)	件数	備考
かんがい	4761.6	25.384	704	
許可	2154.4	8.536	64	
慣行	2607.2	16.848	640	
上水道		1.049	6	
工業用水		4.340	1	
その他		0.064	4	
発電		56.183	5	最大使用水量

(平成 19 年 3 月 31 日時点)

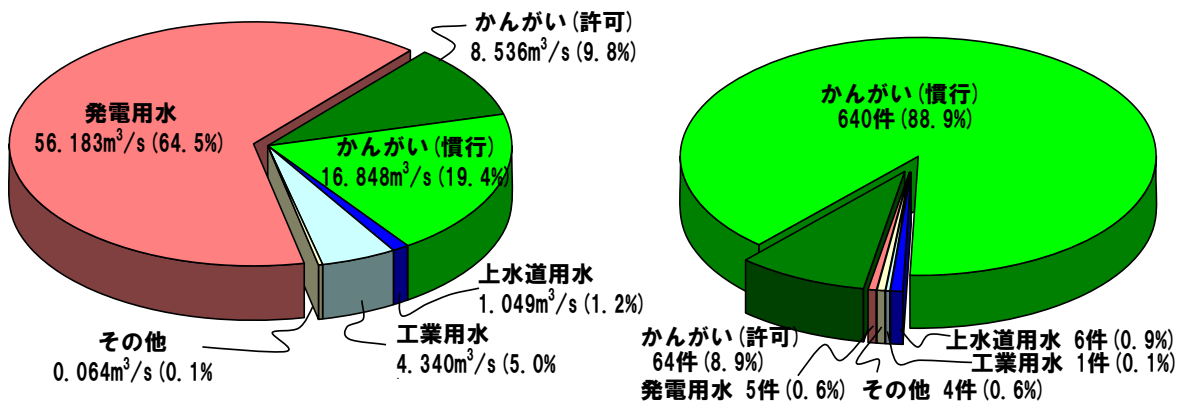


図 2.13 馬淵川水系における目的別取水量の割合(左), 目的別取水件数の割合(右)

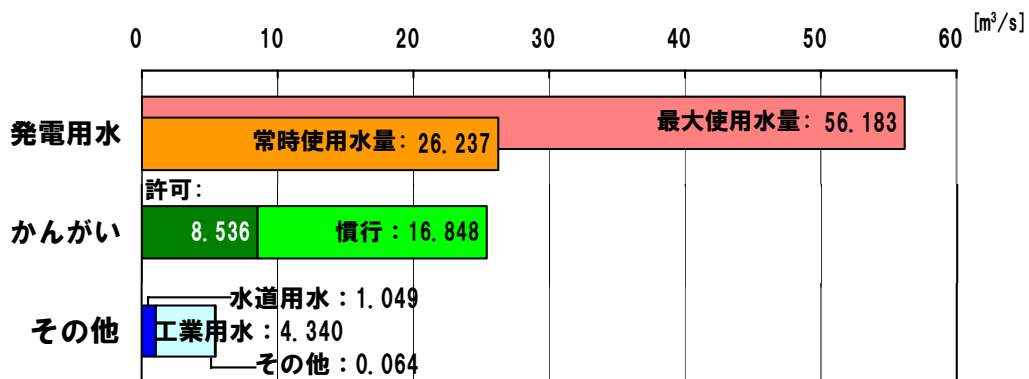


図 2.14 馬淵川水系における目的別水利流量

2.5.2 河川利用

馬淵川は、流域に暮らす人々の生活・産業・歴史・文化・経済などを支え育んできました。昔は舟運による利用も行われていましたが、現在では、釣りや川下りなどのスポーツ、レクリエーションに利用されています。

馬淵川の高水敷は、スポーツ、レクリエーション、自然体験学習などに利用されており、自然学習の場、交流やふれあいの場として重要な空間となっています。特に下流部では野球場、各種運動場及び広場などの整備が行われ、市民の憩いの広場、レクリエーションの場として広く利用されています。

【川下り】

馬淵川中流部の南部町では、郷土の貴重な水源である「馬淵川」に親しみながら、その良さを知ってもらい、地域交流の活性化を図ろうと毎年開催されています。

名久井橋をスタートし、浅瀬や激流などの難関を下り、約 4km 先のふれあい公園を目指します。



馬淵川川下り

[出典：南部町 HP]

【花火大会】

馬淵川中流部の南部町では、夏の恒例行事として花火大会が開催されています。

観覧席から打ち上げ場所が近く、次々に飛び出してくるスターマインや仕掛け花火、尺玉など約 3,500 発の迫力ある花火が夏の夜空を鮮やかに彩ります。花火大会前には、南部陣太鼓演奏や豪華アーティストによるスペシャルライブが開催され、花火と音楽の競演が会場のムードを盛り上げます。



花火大会

[出典：南部町 HP]

【親子水鳥観察会】

馬淵川下流部の八戸市にある水辺の楽校では、様々な催しが行われています。

親子水鳥観察会は、NPO 法人「みずべの楽校まべち」の主催で行われ、ハクチョウやカモなどの様子が観察できます。また、野鳥の専門家から野鳥の名前・習性・特徴などを聞くことができます。



水辺の楽校での親子水鳥観察会

[出典：NPO 法人 みずべの楽校まべち]

3. 馬淵川の現状と課題

3.1 治水に関する事項

馬淵川は、昭和3年11月河川法施行河川の認定を受けたのち、昭和12年から本格的な治水事業が開始され、新井田川と馬淵川を完全に分離する放水路が昭和30年に完成しました。

その間も計画的に河川整備が進められてきましたが、昭和15年9月洪水、昭和22年8月洪水などの大出水が発生し、大きな被害を受けています。その後、昭和42年に一級河川の指定を受け、櫛引橋～河口間の10kmが大臣管理区間となり、引き続き堤防の新設及び拡築、護岸などを実施してきました。これを契機に下流部の八戸市は飛躍的な発展を遂げ、北東北の中核都市として重要となっています。

近年でも平成2年・平成5年・平成11年と大きい洪水被害を3回経験し、特に平成11年は発達した低気圧がもたらした台風並みの暴風雨によって、支川の浅水川沿川で、大きな被害を受けました。これを受け、支川浅水川の改修事業が実施されるとともに、馬淵川本川においても築堤等が進められました。

平成18年10月など最近も洪水による浸水被害が連続したことを受け、関係市町、青森県、国土交通省が連携・分担し、流域住民の安全・安心を図るため、総合的な治水対策を実施しています。

以上のように馬淵川では、洪水被害への対応や段階的な河川整備が順次進められてきましたが、近年の洪水でも多数家屋浸水が発生しているなど、未だ十分な治水安全度ではなく、戦後最大規模である昭和22年8月洪水と同規模の洪水が発生した場合には、馬淵川全域にわたって甚大な被害が想定されます。

また、地球温暖化の影響により降雨量が増大することが予想されており、洪水被害の危険性が高まる傾向にあると言われています。

昭和22年8月洪水による浸水範囲（洪水発生当時）

※直轄区間については聞き取り調査より推定
 ※指定区間についてははん濫シミュレーションによる推定

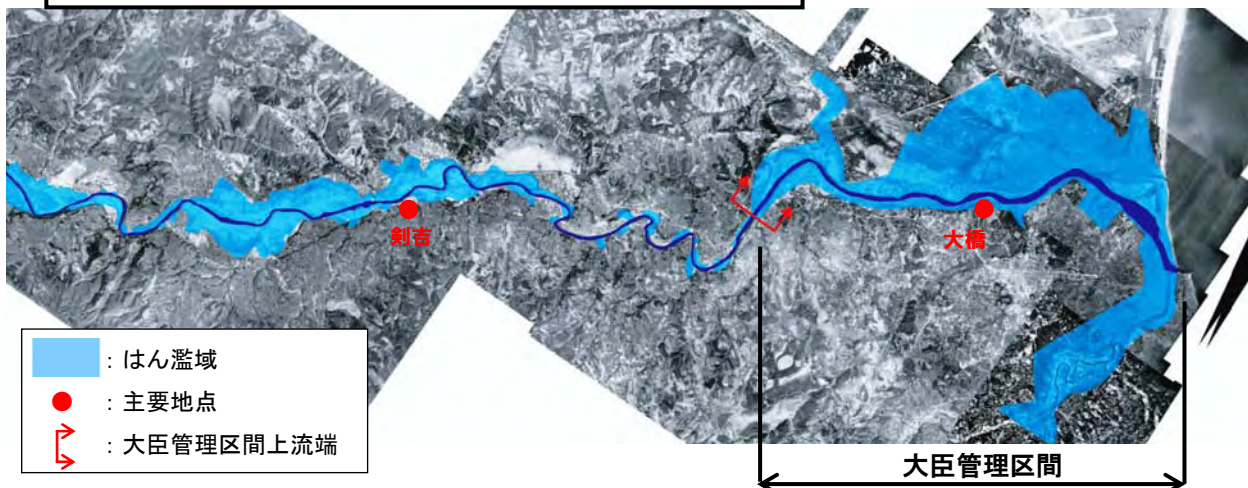


図 3.1 昭和22年8月洪水のはん濫域

馬淵川下流部（大臣管理区間）は放水路や築堤等の河川整備が順次行われているのに対し、馬淵川中流部は、下流部との間に狭窄部を有する地形的な特徴及び無堤区間となっている現状から、洪水による浸水被害を幾度も被ってきました。このような状況下では、下流部（大臣管理区間）と狭窄部を含む中流部の河川整備の進捗や治水安全度のバランスに配慮しつつ、地域特性にあった効果的、段階的な治水対策が求められています。

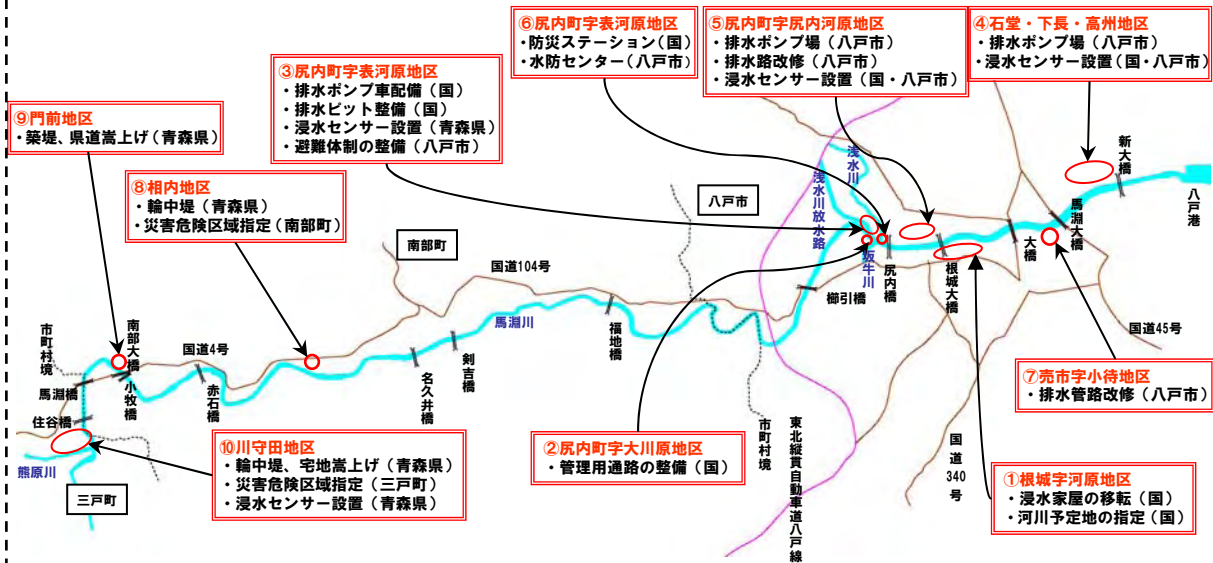
さらに、近年は集中豪雨や局地的な大雨が頻発し強い雨が短時間に集中する傾向があるため、その影響を受けやすい支川など中小河川において、本川水位が低い場合でも浸水被害が発生しています。このような中小河川や内水被害の頻発箇所においては、排水ポンプ場の整備、排水ポンプ車の配備や自治体及び水防組織の自主的な排水活動等による被害軽減対策がますます重要となっています。

このため、堤防整備などのハード面の対策を計画的に実施することはもとより、堤防などの施設の能力を上回る超過洪水に対する対応や、内水被害への対応も見据えた上で、市町村に対するハザードマップの整備普及への支援や避難行動につながる受け手側の立場に立った洪水情報の提供、市町村における防災体制充実にに向けた取り組みの強化など、被害を最小化するためのソフト面からの対策がますます重要となっています。

【参考】馬淵川の総合的な治水対策

平成 18 年 10 月をはじめ近年 5 年間で 3 回もの洪水が発生し、延べ 336 戸の浸水被害が発生したことを受け、馬淵川沿川の 1 市 2 町(八戸市、三戸町、南部町)、青森県、国土交通省により馬淵川の河川整備の実態と今後の治水対策のあり方についての議論が行われ、効果的かつ早急な治水対策実現のため、市町・県・国が連携・分担し、流域住民の安全・安心を図るための“総合的な治水対策”が策定されました。

これに基づき、平成 19 年度から再度災害防止を目指した緊急的な治水対策(ハード・ソフト)を実施しています。



ハード対策	10 地区 (①～⑩) においてハード対策を実施する。
ソフト対策	ソフト対策として、浸水からの迅速かつ確かな避難行動に資するための情報提供として“光ケーブルを活用した洪水情報共有システム”の整備や“洪水ハザードマップ”の作成、また国・県・市町が連携した“洪水対応演習”などを実施する。

図 総合的な治水対策

5年以内に実現図る

馬淵川治水 対策協が初代会

十月下旬の大雨で馬淵川が氾濫したことを受け、事務所、県、流域の八戸市、南部町、三戸町でつくる「馬淵川の総合的な治水対策協議会」が二十一日に発足し、八戸市庁で初会合を開いた。会合では、来年三月下旬までに総合的な治水対策を策定することを申し合わせた。対策は五年以内をめぐりに早期に実現できるように、流域住民の不安解消を目指す考えだ。

初会合には協議会のメンバー約三十人が出席。協議会会長で同事務所の高岡副所長が「ここ五年間で三度の洪水が起き、被害を受けた方は水害常習地帯と受け止め

来年3月までの治水対策策定を申し合わせた協議会の初代会

川がはんらん、浸水被害 国土交通省青森河川国道

【出典：東奥日報 2006/11/22】

3.1.1 馬淵川の洪水流出特性と治水安全度

馬淵川の河床勾配は、山間部を流れる上流部は 1/170～1/580 程度と急勾配であり、丘陵地を流れる中流部では 1/580～1/2,100 程度、沖積平野を流れる下流部では 1/2,100 程度と穏やかになります。

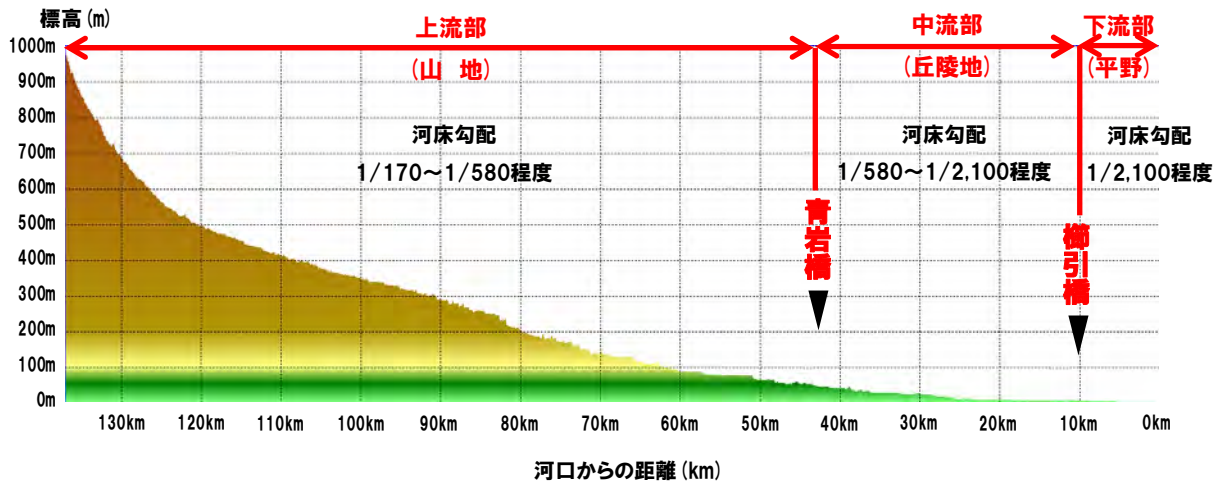


図 3.2 馬淵川河床勾配縦断面図

馬淵川流域の年平均降水量は 1,100mm 程度ですが、奥羽山系に多雨域が見られ、季節的には 6 月～10 月にかけての雨量が年間雨量の 50%以上を占め、大雨もほとんどこの時期に発生しています。

大雨の原因としては、台風・低気圧・前線性などによるものが大部分ですが、特に台風によるものが大きく、日雨量が 200mm 前後に達することもあり、馬淵川の洪水のほとんどは台風によるものと言われています。

上流部は奥羽・北上両山地に挟まれた急峻狭長な地形であり、本・支川が同程度の流域をもつことなどから同時合流することが多いため、中流部から河口部にかけての低地平野ははん濫災害の危険を抱えています。

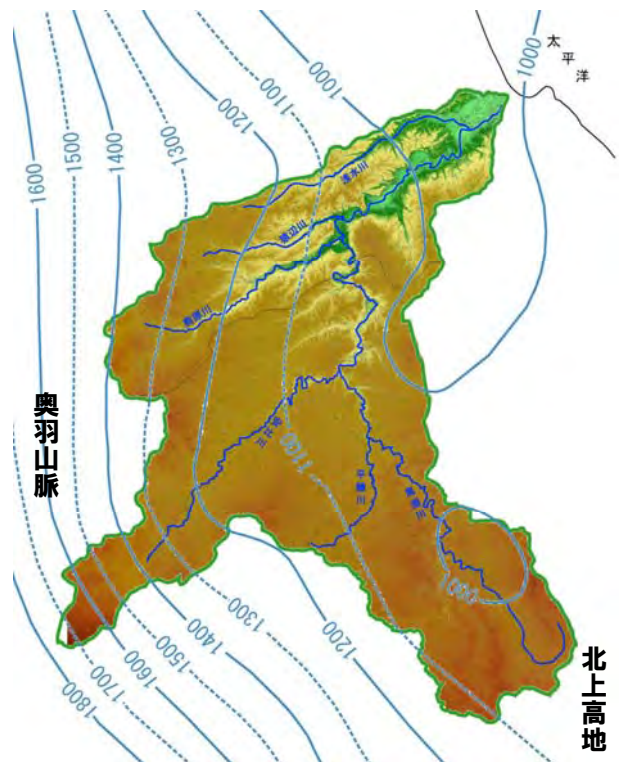


図 3.3 年降水など雨量線図と馬淵川流域の地形

上流部は、山間部が主で河床勾配も急であり、平野が乏しいことから、これまでも比較的被害は少ない一方、中流部から河口部にかけては低地平野が広がることから、たびたびはん濫に見舞われています。

中流部では、狭窄部の影響もあり、近年の洪水においてもたびたび浸水被害が発生しています。両岸が丘陵地に挟まれていることから、河川沿いの低地のほとんどが浸水します。

下流部では、坂牛川や浅水川が合流する尻内橋上流部で浸水被害が多く発生しています。

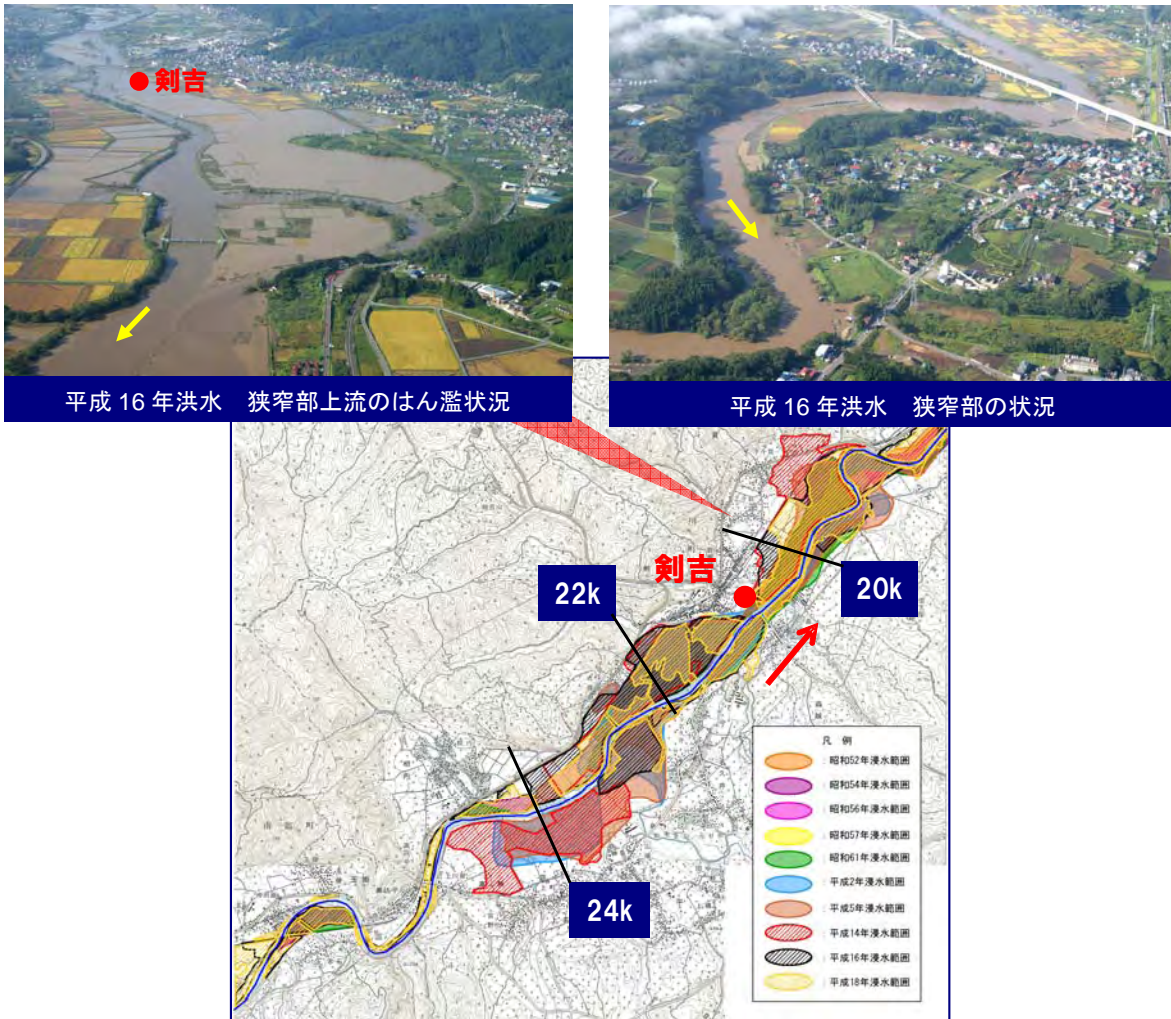


図 3.4 馬淵川中流部の既往洪水の浸水区域図



堤防の整備状況を左右岸別に縦断的に見てみると、左岸がほぼ全区間にわたり完成堤であるのに対し、右岸には暫堤及び無堤区間が存在しており、河道の断面積が不足しているため、大規模な洪水が発生した場合、はん濫等の甚大な被害が生ずる恐れがあります。
 このような状況を踏まえ、計画的、効率的に治水対策を実施する必要があります。

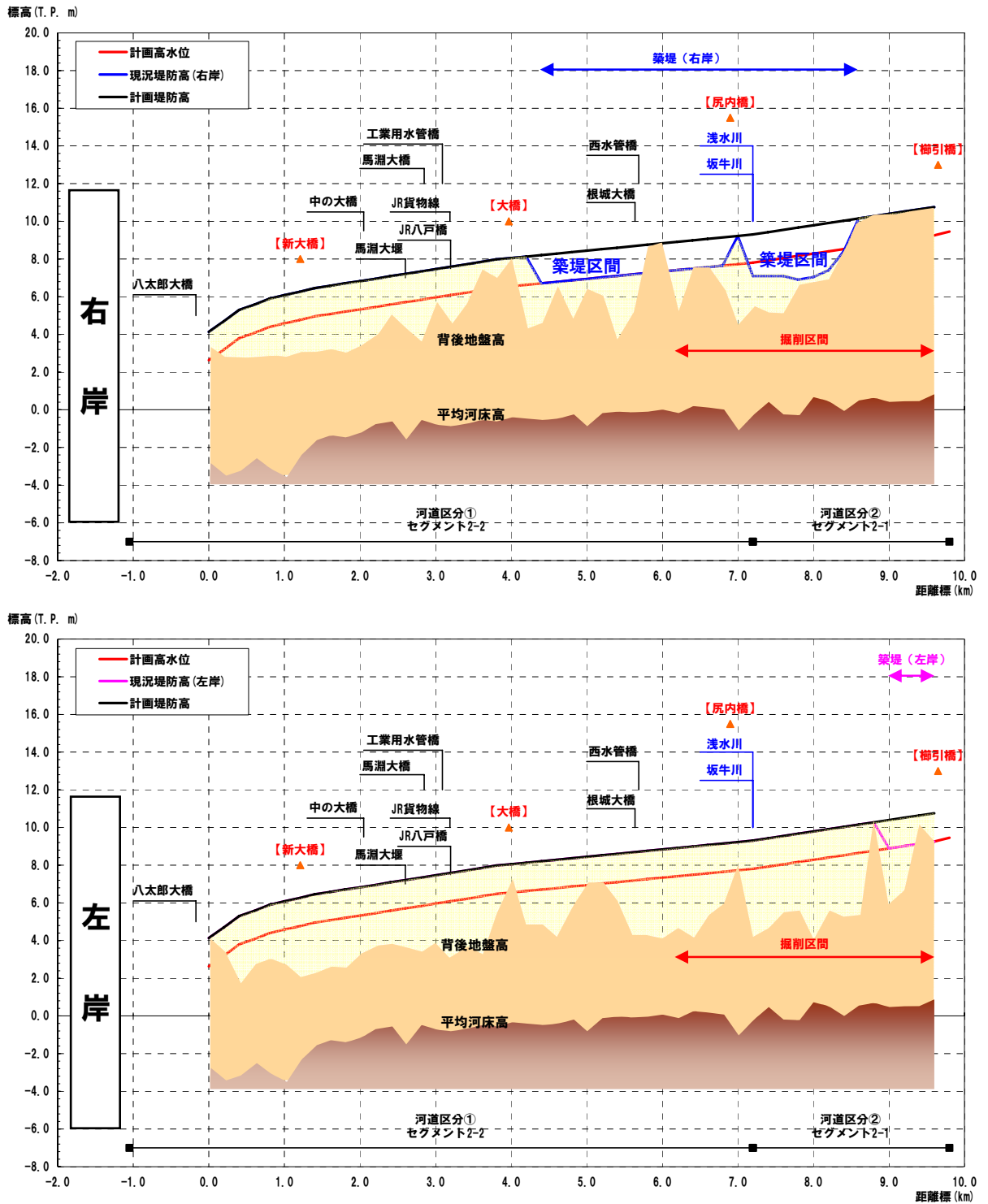


図 3.5 馬淵川の堤防整備の現状 (平成 20 年 3 月 31 日時点)

3.1.2 堤防の整備状況

(1) 堤防の量的整備

馬淵川の大正管理区間において、堤防整備が必要な延長は17.6kmです。その内、洪水を安全に流すため必要な断面（堤防高や幅）が確保されている堤防（完成堤防）の延長は、13.2km（75.0%）となっています。

一方、洪水を安全に流すため必要な断面（堤防高や幅）が不足している堤防（暫定堤防）の延長は2.0km（11.4%）、無堤箇所（無堤箇所）の延長は2.4km（13.6%）となっています。

これら暫定堤防や無堤箇所について、引き続き堤防の整備を進めていく必要があります。

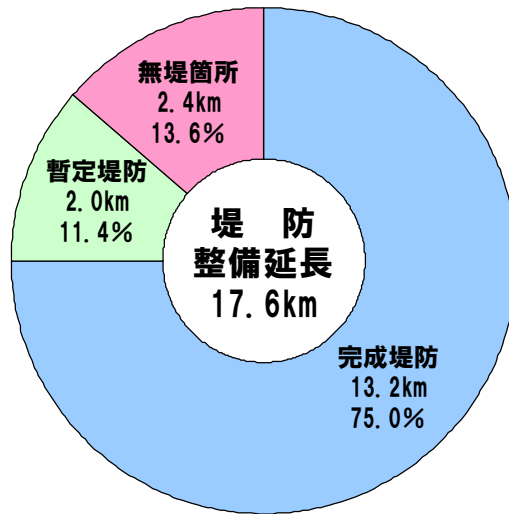


図 3.6 馬淵川の堤防整備の割合（平成 20 年 3 月 31 日時点）

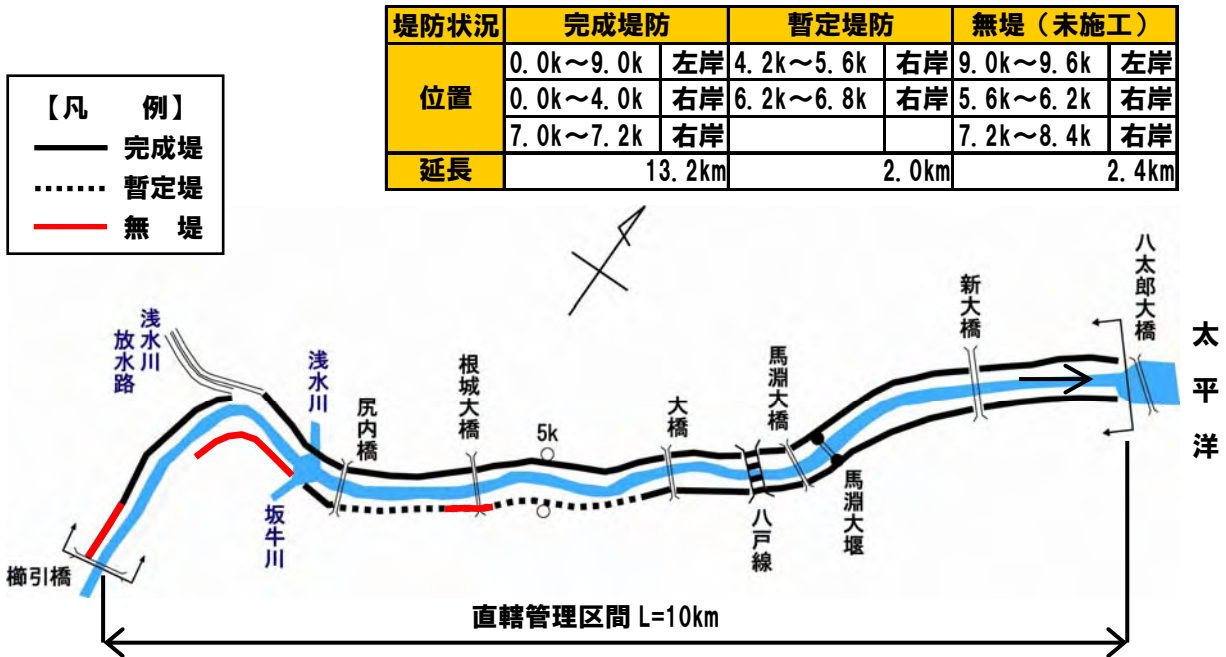


図 3.7 堤防整備状況

(2) 堤防の質的整備

馬淵川は古くから度重なる洪水はん濫による被災を受けており、堤防はそれらに応じてその時代の社会的、経済的な背景に応じた材料や施工法により、築造や補修が行われてきた歴史があり、過去に整備された堤防は必ずしも工学的に設計されたものではありません。

したがって、現在の堤防は、築造の履歴や材料構成及び基礎地盤の構造が必ずしも明確ではなく、安定性や強度も地域によって千差万別で、堤防の安全性が確保されていない部分があります。

このように堤防及び地盤の構造は様々な不確実性を有し、浸透に対して脆弱な部分もあることから、必要な断面が確保されている箇所においても安全性の詳細点検を行い、機能の維持及び安全性の確保を図るため、堤防の質的整備を実施していく必要があります。

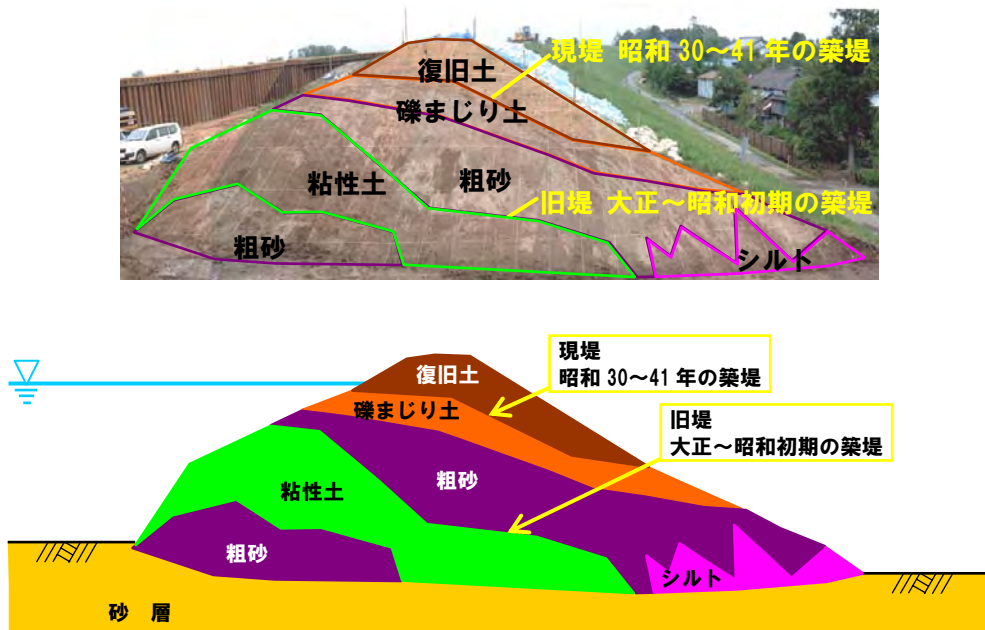


図 3.8 堤防及び基礎の土質イメージ

3.1.3 内水被害

洪水による本川水位の上昇に伴う流入支川への逆流防止のために、樋門・樋管や水門などのゲートを閉めることによって、支川からの水が本川に排水できなくなり、支川合流部付近で生ずるはん濫を内水はん濫と呼びます。

馬淵川では、段階的に堤防整備が進んでいるため、支川からの洪水が本川に排水できなくなる内水被害対策を進めることが重要です。

そのため、内水浸水に対しても現状の安全度を適正に評価し、内水被害を軽減するための対策を県や市町村と連携して進めていく必要があります。



図 3.9 内水が発生する要因

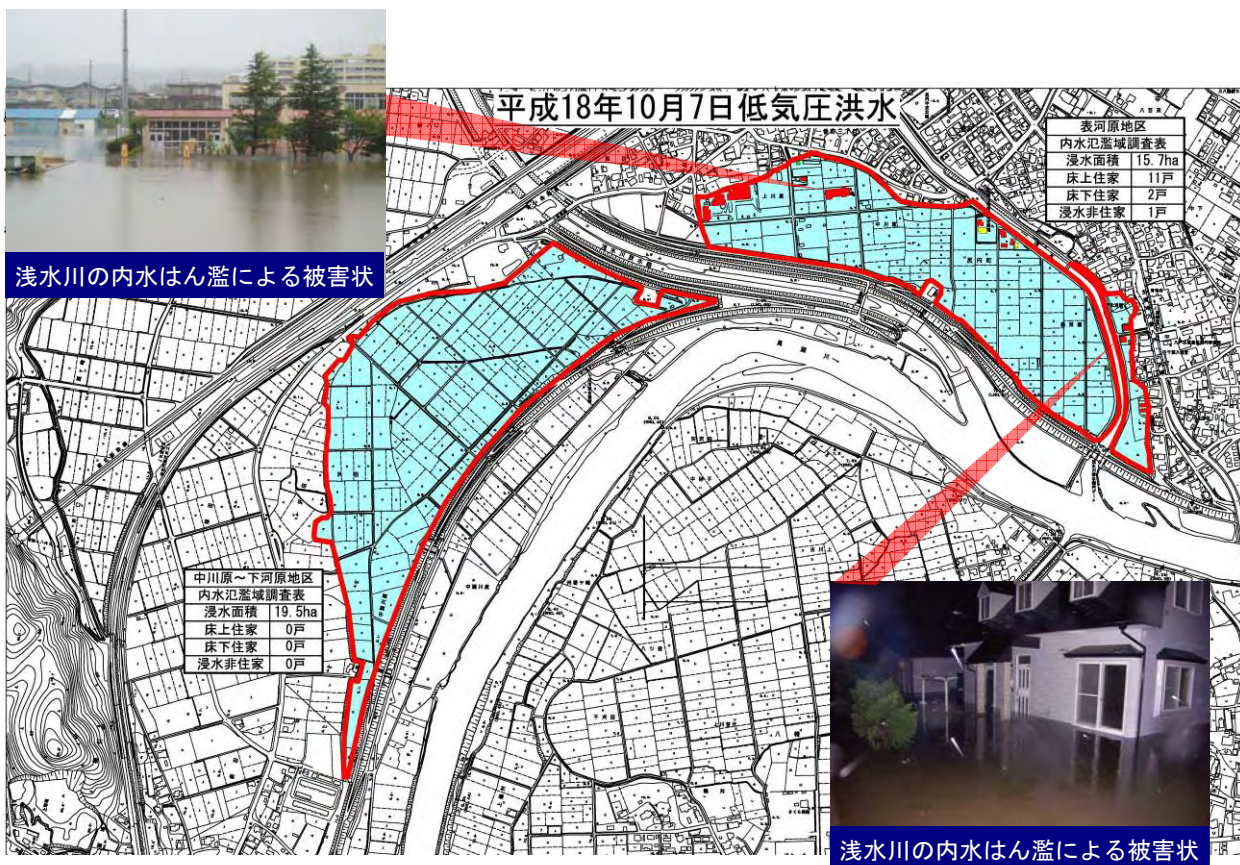


図 3.10 平成 18 年 10 月洪水による浅水川の内水はん濫

3.1.4 河川管理施設の維持管理

馬淵川の大正管理区間 10.0km には、河川管理施設*として、堤防、護岸*、樋門、堰などが整備されていますが、常にこれらの施設が機能を発揮できるように、維持管理することが必要です。

河川に設置される構造物は、主としてその設置主体と設置目的により、河川管理施設と許可工作物*に区分されます。

河川管理施設は、河川による公共利益や地域の安全のために欠くことのできない機能を有する施設です。馬淵川の大正管理区間 10.0km においては、表 3.1 に示す河川管理施設の維持管理を実施しています。

表 3.1 河川管理施設状況

	堤防	堰	樋門・樋管
大臣管理区間	17.6km	1ヶ所	18ヶ所

※堤防延長は左右岸の合計値

(平成 20 年 3 月 31 日時点)

(1) 堤防・護岸の管理

堤防及び護岸については、度重なる出水及び時間の経過等により、老朽化、劣化、損傷等が発生するため、災害の未然防止のためにも、平常時からの巡視・点検を的確かつ効率的に実施し、必要に応じた対策を実施する必要があります。

堤防は、降雨による侵食や浸透、洪水や地震による法面の崩壊、イタドリなど有害な植生の繁茂による法面の裸地化など、常に変形・損傷などを受け易い状況にあります。災害の未然防止のためにも、平常時からの巡視・点検、必要に応じた対策を講じるなどの適切な維持管理を実施する必要があります。

また、護岸は施工後の時間経過などによる老朽化・劣化や、度重なる出水による損傷などを受けやすい状況にあり、その機能が発揮されなかった場合、低水路の河岸が侵食され、堤防の安全性低下につながる恐れがあります。そのため、施設が所要の機能を発揮できるように適切に管理していく必要があります。



降雨による堤防法面の崩壊



護岸損傷の状況

※河川管理施設：流水のはん濫などを防ぎ軽減するために、河川管理者が行う河川工事として設置し、管理する構造物

※護岸：流水などに対し、堤防の保護や河岸侵食の進行を防止することを目的に設置されている施設

※許可工作物：流水を利用するため、あるいは河川を横断するため河川管理者以外の者が許可を得て設置する工作物

(2) 堰および樋門・樋管の管理

堰および樋門・樋管は、地盤沈下、洪水や地震などによる施設の変状、周辺部の空洞化などが生じる恐れがあります。このため、取水・排水機能などの施設本体の機能を維持することの他に、漏水の発生など堤防の安全性の低下を脅かすことのないように維持管理する必要があります。

馬淵川では堰および樋門・樋管 17 施設のうち設置後 30 年以上経過したものが、約 6 割を占めており、施設の重要度・老朽化の度合いに応じて計画的、効率的な機能維持を実施していくことが重要です。

また、ゲート操作に関わる機械設備及び電気施設については、洪水時にその機能を発揮することが必要です。このため、年数の経過による老朽化や稼働状況などによる劣化の進行により、操作性に障害が生じないように適切に維持管理する必要があります。

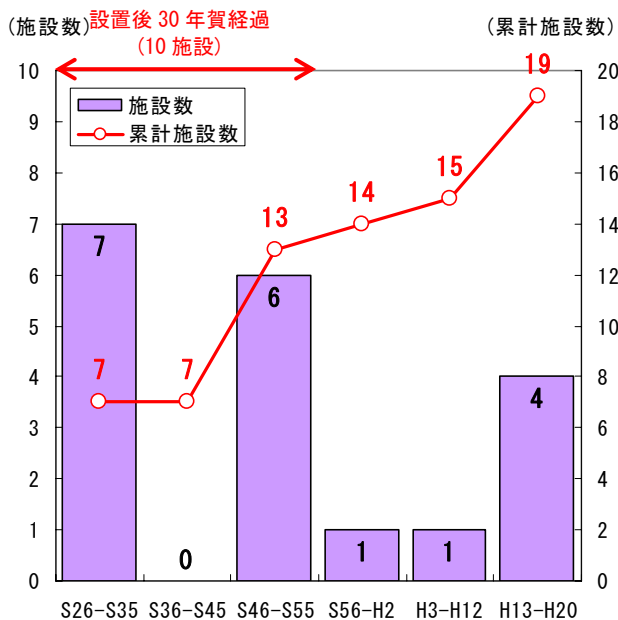


図 3.11 河川管理施設の設置状況

排水樋管名	設置年
浜名谷地排水樋管	昭和 26 年
古川排水樋管	昭和 27 年
貝鞍排水樋管	昭和 27 年
中河原排水樋管	昭和 27 年
内舟渡第一排水樋管	昭和 27 年
小持排水樋管	昭和 28 年
熊野堂排水樋管	昭和 28 年
長苗代第三排水樋管	昭和 47 年
長苗代第二排水樋管	昭和 49 年
賽河原排水樋管	昭和 53 年
浄化導水路樋管	昭和 54 年
長苗代第一排水樋管	昭和 54 年
馬淵大堰	昭和 55 年
一日市排水樋管	平成 2 年
浅水川排水樋管	平成 10 年
八幡排水樋管	平成 16 年
根城第一排水樋管	平成 20 年
根城第二排水樋管	平成 20 年
田面木第二排水樋管	平成 20 年

30 年以上経過した河川管理施設

(3) その他施設の管理

管理区間内の許可工作物として、道路、鉄道橋梁などの横断工作物や水門、樋門・樋管、排水機場などの河川管理者以外が設置する占用施設が表 3.3 のように多数設置されており、その施設が治水上悪影響を及ぼすことのないよう、河川管理者としてその維持管理の状態を監視し、適切に指導していく必要があります。

表 3.3 許可工作物設置状況

	樋門・樋管	排水機場	揚水機場	橋梁
大臣管理区間	4ヶ所	3ヶ所	7ヶ所	9ヶ所

(平成 20 年 3 月 31 日時点)

3.1.5 河道の維持管理

(1) 河道管理

経年的な土砂堆積によって、中州の発達が進行すると、流下能力が低下し、洪水時の水位上昇につながります。また、出水による土砂堆積及び流木は、河川管理施設の機能に支障を及ぼす場合があります。このため、流下能力維持と河川管理施設の機能維持の観点から、塵芥や土砂の撤去などの対応を図る必要があります。

また、低水路にある砂州は、樹林化が進行することにより、中小洪水程度では移動しない箇所があります。このような箇所では、低水路が狭くなり局所的な河床低下が発生しやすいため、護岸などの河川管理施設への影響が懸念されます。今後とも、砂州の樹林化により低水路が固定化しないよう適切に植生の管理を行うとともに、施設の機能を維持するための対策を実施する必要があります。

(2) 樹木管理

河道内樹木の繁茂が進行すると、河道の流下能力が低下し、洪水時の水位上昇につながります。流下能力に支障を与える河道内樹木については、動植物の生息・生育環境を保全する観点など、河川環境への影響に配慮しつつ、河道内樹木のモニタリングを実施し、伐開や間伐など適切に管理していく必要があります。

また、高水敷に緑地公園などが整備され、利用頻度の高い馬淵川に関しては、河川との親水性の確保及び防犯上の観点から、河畔林を適切に管理し、伐開などの対策を講ずる必要があります。

(3) 不法占用、不法行為等の防止と河川美化

高水敷などの河川区域に、一般家庭ゴミや自転車など様々なものが不法投棄されています。ごみの不法投棄は、河川環境の悪化につながるだけでなく、河川管理施設への影響や洪水流下の支障となる恐れがあるため、河川巡視による不法投棄防止などの監視体制を強化する必要があります。

また、住民一人一人のモラルの向上を図っていくためにも、河川美化の推進に向けた地域住民との連携を進めていく必要があります。



高水敷への不法投棄の状況



高水敷への不法投棄の状況

3.1.6 危機管理対策

危機管理とは、万一発生した最悪の事態において、その被害を最小に抑えるために実施する活動のことです。これに対する現状と課題は次のとおりです。

(1) 洪水対策

馬淵川では、平成16年9月、平成18年10月など近年においても洪水が発生しており、洪水への流域の人々の記憶は新しいが、沿川の人々の洪水に対する危機意識の希薄化を防ぐことが重要です。さらに、最近では短時間の集中豪雨や局所的な大雨が頻発し、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生する可能性は常にあります。このような超過洪水に対しては施設整備によるハード対策や行政だけの対応にも限界があります。

そのため、河川がはん濫した場合においても被害をできるだけ軽減できるよう、河川水位情報などの防災情報提供、日々の防災意識啓発や災害時要援護者への対応などのソフト対策はますます重要となっています。

防災情報の提供にあたっては、正確性や即時性はもとより、さらに実際の警戒避難行動に結びつくような実感の伴った情報提供が求められています。

現在、避難場所や避難ルート及び浸水が発生した時に危険となる地域などを記載した洪水ハザードマップを八戸市で公表しています。今後は、日常から住民の防災意識を啓発することが重要となり、ハザードマップの普及・活用への支援を実施し、県や市町村の防災機関との連携強化、地域住民の危機管理意識向上へ向けた取り組みなどを継続していく必要があります。

また、洪水による被害を軽減するためには、水防活動が不可欠であり、流域の人々の生命や財産を守る水防活動団体の役割は非常に重要です。

今後は水防活動団体との連携により、洪水時において迅速に対応できる体制をより一層強化する必要があります。



(2) 地震・津波対策

馬淵川流域では、昭和 35 年 5 月 24 日の「チリ地震津波」、昭和 43 年 5 月 16 日の「北海道十勝沖地震津波」、平成 6 年 12 月 28 日の「三陸はるか沖地震」などの大規模地震により大きな被害を受けています。

特に、「三陸はるか沖地震」は、マグニチュード 7.5 を記録し、青森県では死者 3 名、負傷者 784 名をはじめ、住家全壊 48 戸、半壊 378 戸、道路損壊 104 箇所など、甚大な被害をもたらし、河川構造物も多くの被害を受けました。

さらに、平成 15 年には 5 月に宮城県沖を震源とする地震、7 月には宮城県北部を震源とする地震、9 月には十勝沖地震が発生しているほか、約 40 年間隔で繰り返し発生する宮城県沖地震などについては切迫性が指摘されています。

これらを背景として、地震防災対策強化の必要性が高まり、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成 17 年 9 月に施行され、馬淵川流域を含む青森県、岩手県も地震防災対策の推進地域に指定されています。

平成 20 年 7 月には岩手県沿岸北部を震源とする M6.8 の地震が発生し、青森県と岩手県で震度 6 弱を観測しました。

今後も大規模な地震が発生する可能性があることから、地震を想定した被災状況・津波遡上状況などの情報収集・情報伝達手段の確保、迅速な巡視・点検並びに円滑な災害復旧作業に向けた体制強化を図り、堤防などの河川管理施設の耐震対策を実施する必要があります。



十勝沖地震による馬淵川堤防天端の亀裂



三陸はるか沖地震による水管橋の破管

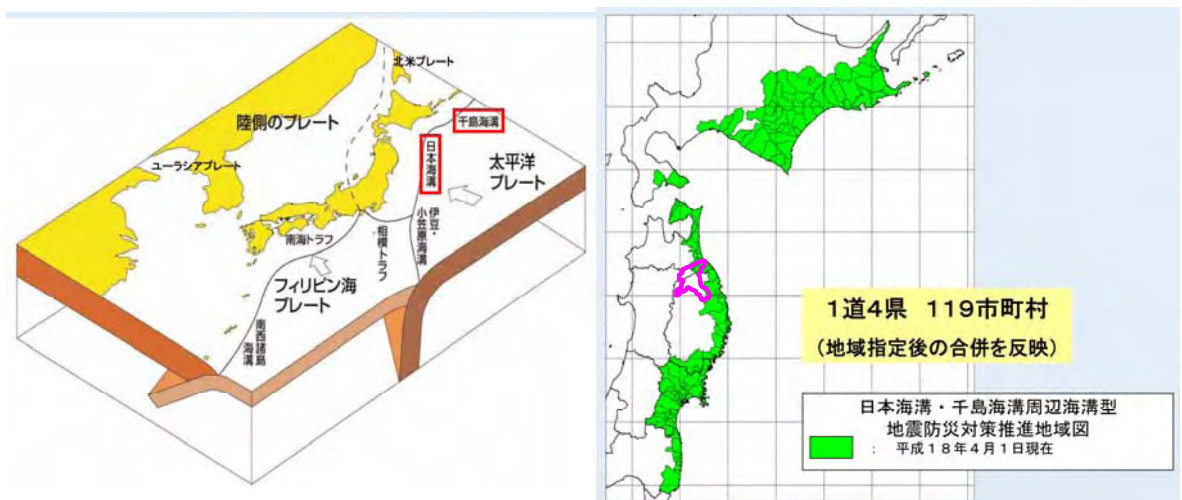


図 3.12 日本周辺のプレート位置 (左), 地震防災対策推進地域 (右)

[出典：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策の概要]

(3) 水質事故対策

油や有害物質などが河川に流出する水質事故は、河川の自然環境に影響を与える他、上水道の取水停止など日常生活にも影響を与えます。特に下流部の八戸市に与える影響は甚大なものと予想されます。

馬淵川では、河川及び水路にかかわる水質汚濁対策に関する各関係機関相互の連絡調整を図ることを目的とし、昭和 49 年から「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」を設置し、水質の監視や水質事故発生防止に努めていますが、毎年水質事故が発生しています。

今後も協議会を通じて、水質事故に関する迅速な連絡、調整及び水質汚濁防止のための啓発活動を行っていく必要があります。

表 3.4 水質事故の発生件数（近 5 箇年）

年	発生件数
平成 15 年	9
平成 16 年	5
平成 17 年	7
平成 18 年	6
平成 19 年	7
合 計	34

※上記の水質事故発生件数は、馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会事務局へ報告されている事故件数



3.2 利水に関する事項

3.2.1 河川水の現状と課題

馬淵川では、昭和 48 年に大規模な渇水被害が発生しました。

渇水流量の経年変化をみると、約 3 年に 1 回の頻度(40 年間で 14 回)で年間の渇水流量が流水の正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量※）を下回っている状況であり、水不足への影響が懸念されます。

馬淵川は、かんがい用水をはじめとする、発電用水、水道用水に利用されていることから、安定した河川流量の確保に努める必要があります。

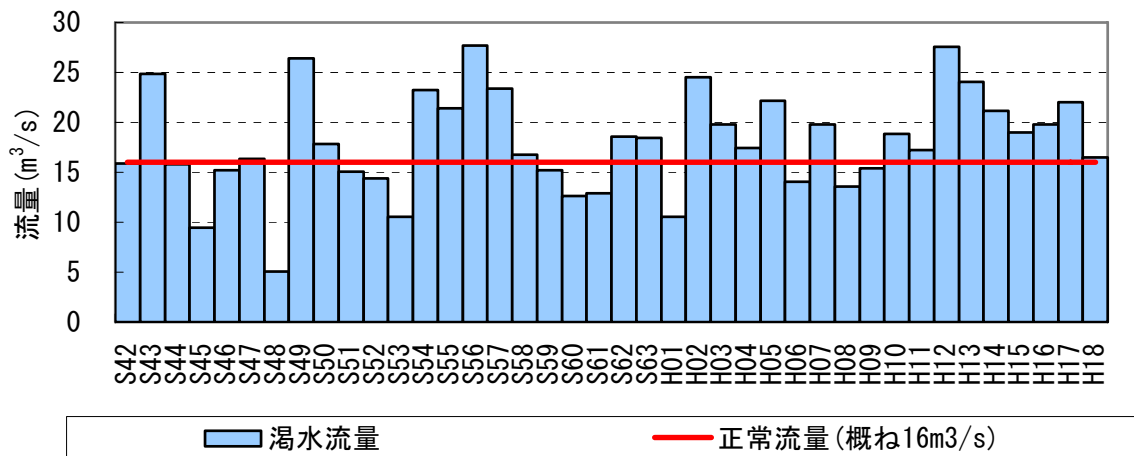


図 3.13 渇水流量の経年変化 (剣吉地点)

※正常流量：年間を通して動植物の生息・生育や漁業、水質の維持などの河川環境にとって必要となる「河川維持流量」と河川水の利用に必要な「水利流量」の双方を満足するために必要な流量
 渇水流量：1年を通じて355日はこれを下回らない流量

3.3 自然環境に関する事項

3.3.1 動植物環境

馬淵川では、平成2年から実施している「河川水辺の国勢調査※」などにより多様な動植物の生息・生育が確認されており、河川整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮することが必要です。

(1) 下流部の動植物

大臣管理区間である下流部は、八戸市街を流下しており、都市河川の様相を呈しています。

河岸にはヤナギ類やオニグルミを中心とした河畔林が形成され、自然河岸にはカワセミが生息しています。チゴハヤブサやチョウゲンボウといったワシタカ類も岸辺のネズミなどを狙って飛来し、河口近くの砂州にはコアジサシが営巣しています。

馬淵川河口部の干潟では羽を休めるウミネコの群れがほぼ通年観察されるほか、春・秋の渡りの時期にはコチドリやイソシギなど様々な渡り鳥が中継地として利用しています。また、河口部には魚食性の猛禽類であるミサゴなども確認できます。

浅水川及び坂牛川の合流する付近の水域にはゲンゴロウやミズカマキリなどの水生昆虫類が生息しており、このほかにも、タナゴやシロウオ、イトヨ、スナヤツメなど貴重な魚類の生息も確認されています。

河口部付近は、水制工によって形成される浅場にマコモやガマ、ヨシなどの抽水植物が繁茂し、止水性の水生昆虫が生息するほか、ミミズハゼなども生息しています。

以上のように多種多様な生物が確認されていることから、河川整備を行う際は、これらの動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する必要があります。



鉄橋に営巣しているチョウゲンボウ



河口部の干潟とウミネコの大群



シロウオ



スナヤツメ

※河川水辺の国勢調査：河川環境に関する基礎的情報の収集・蓄積を図るため、河川に生息・生育する生物や、河川空間の利用実態の調査

【参考】馬淵川の重要種の存在状況

表 馬淵川の注目すべき動植物

◆特定種：学術上または希少性の観点から重要であると考えられる種	
魚介類	タナゴ、スナヤツメ、イトヨ、シロウオ、ウツセミガジカ、ギバチ、ハナカジカ、メダカ、ギンブナ、ウナギ、ゲンゴロウブナ、カワヤツメ
底生動物	ゲンゴロウ、コオイムシ、マルタニシ、ハグロトンボ、オナガサナエ、コヤマトンボ、モノアライガイ、ヒラマキガイモドキ、オオタニシ、ワカウラツボ
両生類・爬虫類・哺乳類	ヒナコウモリ
鳥類	カンムリカイツブリ、セグロセキレイ、オカヨシガモ、オオジュリン、サシバ、コアジサシ、ミサゴ、チュウサギ、チョウゲンボウ、シマアオジ、イカルチドリ、チゴハヤブサ、オオタカ、ハヤブサ、タゲリ、オオアカゲラ、チュウヒ、オシドリ、カワウ、ハシビロガモ
陸上昆虫類	ヒメシロチョウ、ショウジョウトンボ、ハラビロトンボ、ミヤマアカネ、マイコアカネ、ミヤマサナエ、コヤマトンボ、オナガサナエ、ゲンジボタル、クロシジミ、ヤマトモンシデムシ、ミヤマチャバネセセリ、ホシミスジ
植物	ミクリ、ミズアオイ、ノダイオウ、アギナシ、オナモミ、タコノアシ
◆上位性：猛禽類など馬淵川というステージにおける食物連鎖の頂点に位置している種	
両生類・爬虫類・哺乳類	キツネ、イタチ
鳥類	サシバ、ミサゴ、チョウゲンボウ、チゴハヤブサ、オオタカ、ハヤブサ、チュウヒ
◆典型性：馬淵川に広く分布する種及び現地調査で確認個体数が多かった種	
魚介類	ウグイ、コイ
両生類・爬虫類・哺乳類	トノサマガエル、アマガエル、シマヘビ、キツネ、イタチ、ニホンリス
鳥類	ウミネコ、コチドリ、イソシギ、カモ、スズメ、アトリ、ゴイサギ、オオヨシキリ、ハシボソガラス、ヒバリ、アカゲラ、アオサギ、ヤマセミ
陸上昆虫類	コムラサキ、アジイトトンボ、ミズカマキリ
◆上記以外で馬淵川において重要と考えられる種及び重要な河川環境	
魚介類	ワカサギ、サケの産卵場
鳥類	チョウゲンボウの営巣地、カワセミの営巣地
河川環境	砂浜、湿地、干潟、ワンド

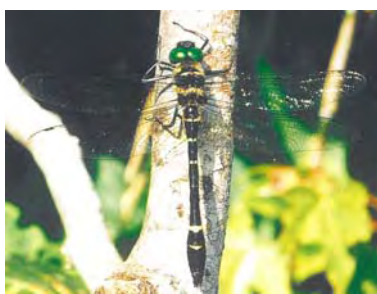
[出典：,河川水辺の国勢調査]

【特定種の抽出基準】

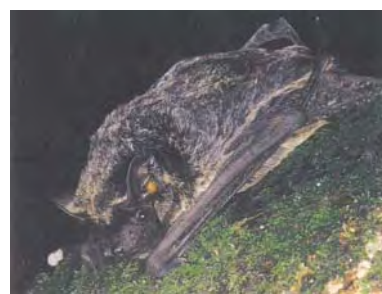
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により指定された国内希少野生動物
- 環境省（2000ほか）「改訂 日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」並びにレッドリストで選定されている種
- 青森県(2006)「青森県の希少な野生動植物—青森県レッドリスト—」で選定されている種
- 岩手県(2001)「岩手県の希少な野生動植物—岩手県レッドデータブック—」で選定されている種



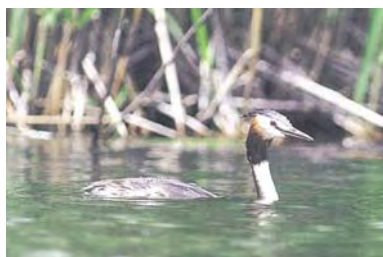
メダカ



コヤマトンボ



ヒナコウモリ



カンムリカイツブリ



ハラビロトンボ



ミズアオイ

[出典：青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック-]

(2) 外来種の状況

最近の「河川水辺の国勢調査」により、外来生物としてオオブタクサやアレチウリなどの植物、オオクチバスやタイリクバラタナゴなどの魚類が確認されており、在来種への影響が懸念されます。

平成17年度の植生調査で確認された外来種は16科65種で、外来植物が優占する群落として、オオブタクサ群落、アレチウリ群落、オオアワダチソウ群落、ハリエンジュ群落の4群落を確認されました。

馬淵川特有の動植物を保全するため、外来種対策を総合的に進める必要があります。



オオクチバス

[出典:独立行政法人 国立環境研究所
侵入生物データベース]



オオブタクサ群落



アレチウリ群落



オオアワダチソウ群落



ハリエンジュ群落

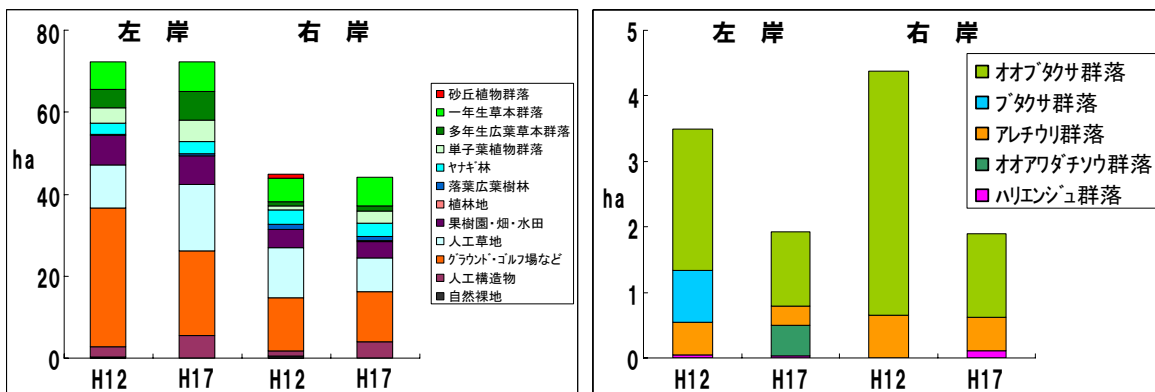


図 3.14 左右岸の植生面積(左), 左右岸の外来種群落の面積(右)

[出典:河川水辺の国勢調査]

3.3.2 馬淵川流域の水質

(1) 馬淵川流域の水質環境基準

馬淵川水系の水質汚濁に関わる環境基準の類型指定は以下のとおりです。河口から櫛引橋が B 類型、櫛引橋より上流全域が A 類型となっています。

表 3.5 水質環境基準*の類型指定

水系名	水域名	類型	BOD※ 目標水質	達成 期間	告示年月日	指定 機関	備 考
馬淵川	馬淵川下流 (河口～櫛引橋より下流)	B	3mg/l	ロ	S46.5.25	国	
	馬淵川上流 (櫛引橋より上流)	A	2mg/l	イ	S46.5.25	国	岩手県の水域 を含む

※達成期間 イ：直ちに達成、ロ：5年以内で可及的速やかに達成

生活環境の保全に関する 環境基準(河川)

類型	利用目的の適応性
AA	水道 1 級 自然環境保全 A 類型以下の利用目的
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 B 類型以下の利用目的
B	水道 3 級 水産 2 級 C 類型以下の利用目的

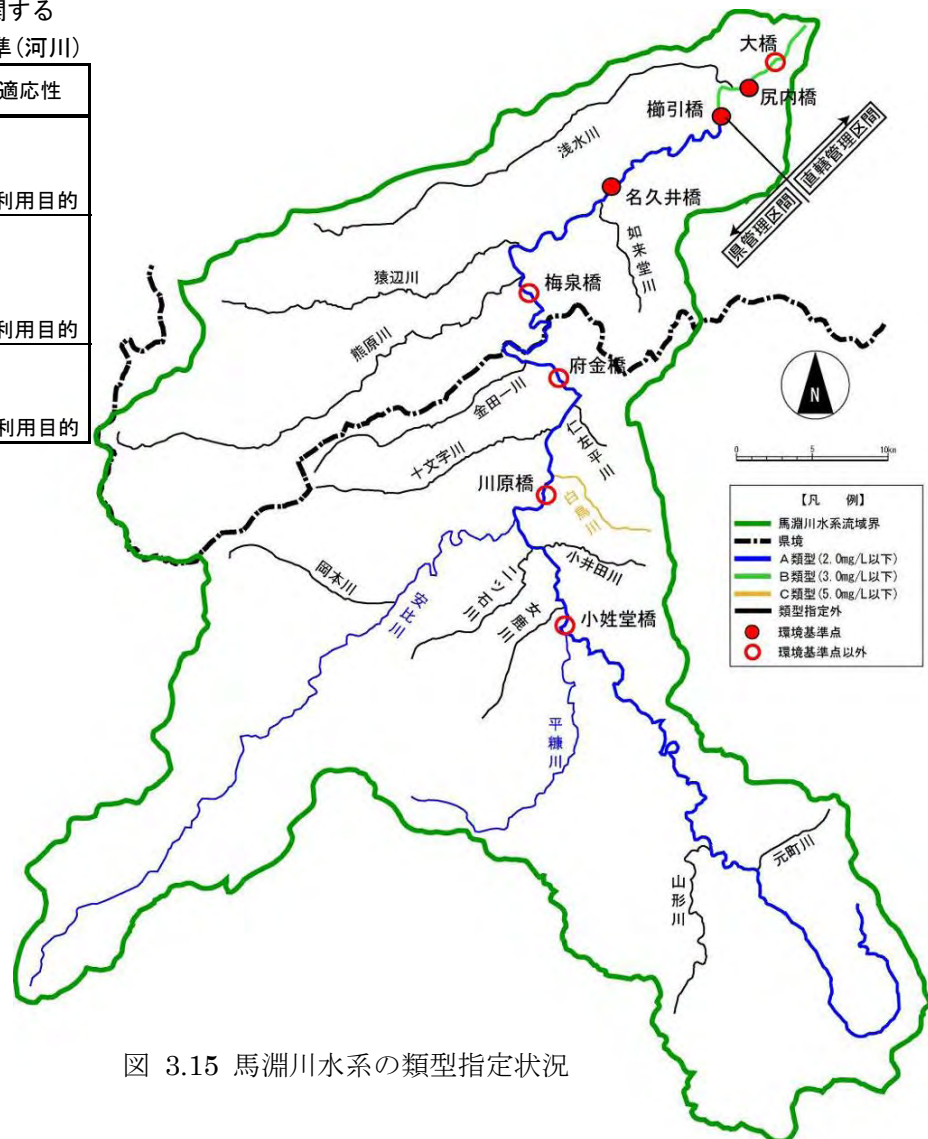


図 3.15 馬淵川水系の類型指定状況

※水質環境基準:水質汚濁に係わる環境基準。環境基本法に基づき、人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準として定めたもの。水域類型ごとに基準値が定められており、都道府県知事が具体的な個々の水域の類型を決定する。

※BOD:水の有機物を示す代表的な指標で、水の中の微生物が増えるために呼吸によって消費する酸素量の値

(2) 馬淵川の水質の現状

馬淵川について、一般的な河川水質の有機物指標である BOD の経年的な変化をみると、高度成長期から昭和 50 年代にかけて産業の発展、都市化の進展に伴い環境基準を超過していましたが、近年は概ね満足しています。

流域市町村の汚水処理人口*普及率は 54.6%で、全国平均 82.4%に比べても低くなっており、良好な河川環境を維持・保全していくために、下水道事業者などの関係機関や地域住民と連携を図りながら水質の維持・改善に努める必要があります。

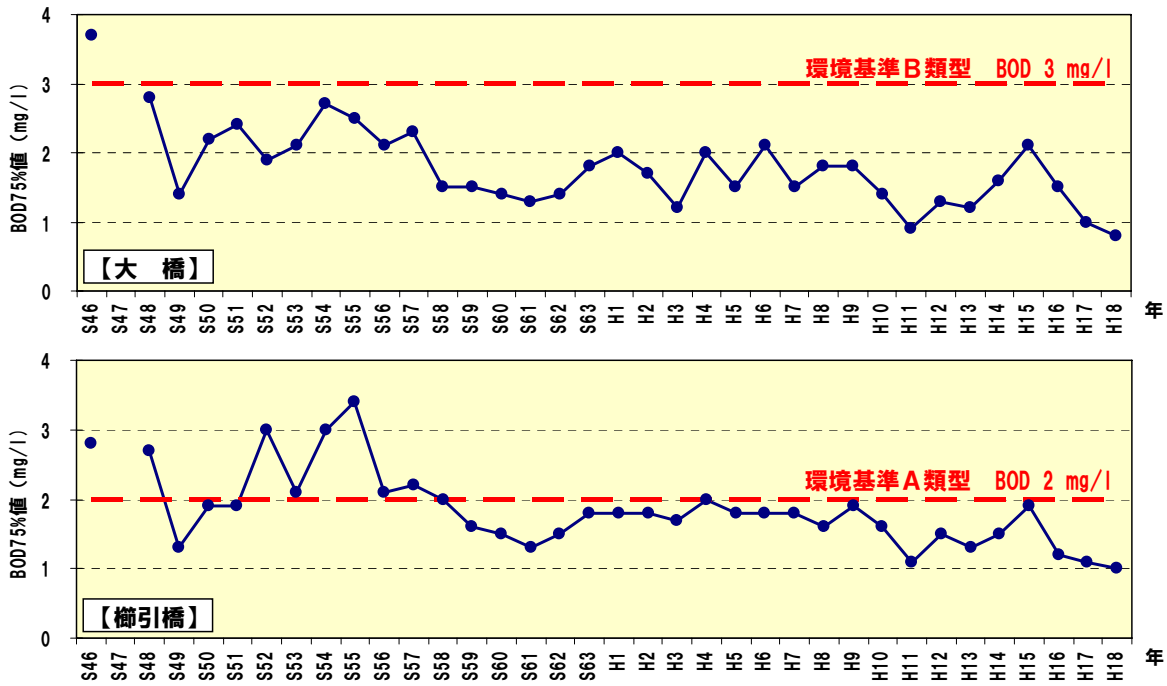


図 3.16 各環境基準点における水質経年変化(BOD75%値※)

[出典：公共用水域水質測定結果]

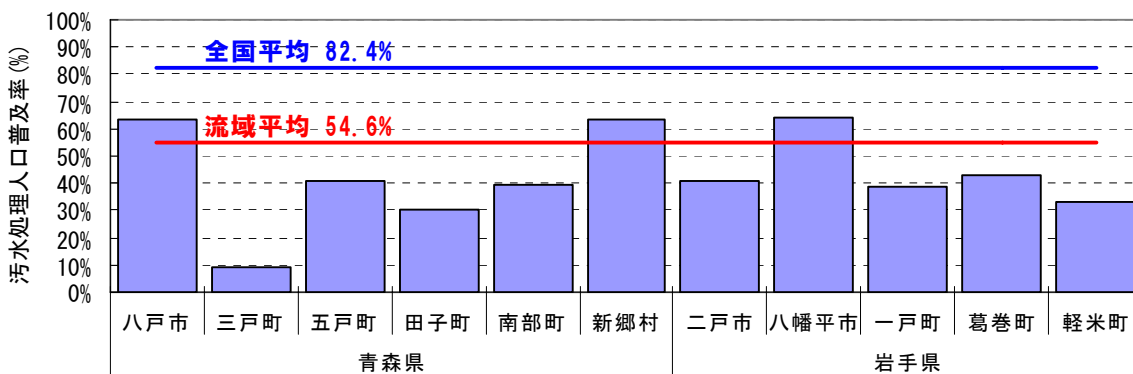


図 3.17 流域内市町村の汚水処理人口普及率 (平成 18 年度末)

[出典：岩手県 HP/青森県 HP]

※BOD75%値：年間の日間平均値の全データのうち値の小さいものから 0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) の BOD 値を示すもので、BOD の環境基準に対する適合性の判断を行う際に用いられる。

※汚水処理人口：下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標。

3.3.3 景観

馬淵川流域は、安比川上流の一部が十和田八幡平国立公園に指定されており、また県立自然公園として、岩手県側では「折爪馬仙峡県立自然公園」及び「久慈平庭県立自然公園」、青森県側では「名久井岳県立自然公園」が指定されるなど豊かな自然環境を有しています。

馬淵川の上流部は、北上高地の北縁にあたり、稲庭岳、西岳、折爪岳など標高 700～1,000 m前後のなだらかな山々と丘陵地が多く、自然豊かなブナの天然生林に恵まれています。

中流部は、田子山地のみろくの滝、目時の穿入蛇行河川、白萩平の火山性高原や南西部の山地に多くみられるドコノ森・雷針森などの非火山性の孤峰が、それぞれ地域特有の自然景観を構成しています。また、熊原川との合流点に位置する三戸城跡は城山公園となっており、青森県有数の桜の名所となっています。

下流部は、沖積平野に八戸市街が形成されており、高水敷には公園やグラウンドなどが整備され、河岸にはヤナギ類やオニグルミを中心とした河畔林が形成されています。また、昭和 16 年に国史跡に指定された根城跡をはじめとする貴重な史跡が点在しています。

今後もこれらの豊かな河川景観を保全し、次世代に引き継ぐよう努める必要があります。



自然公園に指定されている霊峰名久井岳

[出典：青森県]



地域住民の憩いの場となる河川空間（新大橋付近）



折爪馬仙峡県立自然公園に指定された景勝地



3.4 河川の利用に関する事項

馬淵川の河川空間では、河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域活動が行われるとともに、馬淵川流域の歴史・文化・風土を伝える活動や施設などとのネットワークにより地域間の交流が盛んになってきています。

河川公園などが整備された高水敷では、各種イベントを中心にスポーツ、釣り、散策など多様な活動が行われています。馬淵川大臣管理区間の河川空間の利用者数は、平成18年度調査時で約20万2千人となっています。

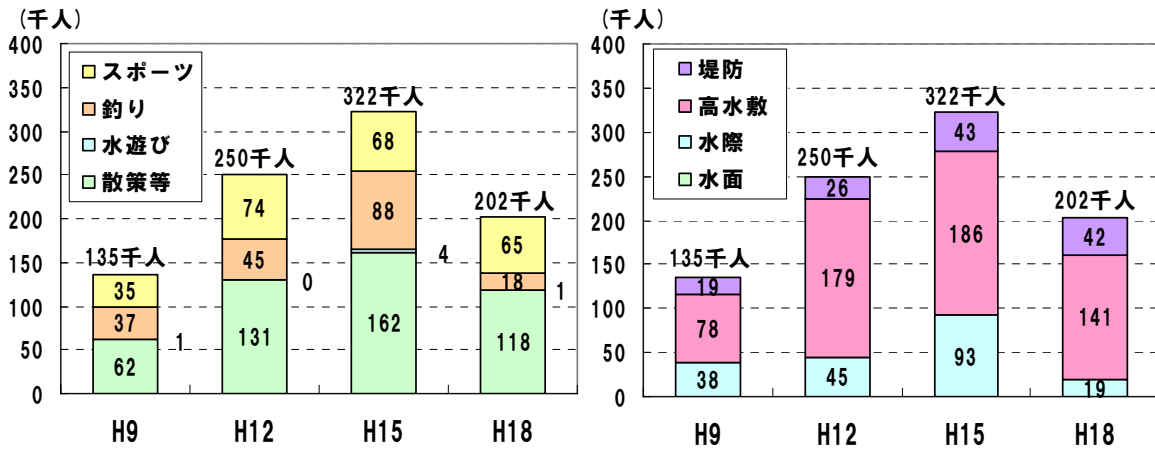


図 3.18 馬淵川の河川空間利用状況 利用形態別人数(左), 利用場所別人数(右)

[出典：河川空間利用実態調査※]

これらの現状を踏まえ、馬淵川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、市民の利活用の場の整備、維持・保全を図る必要があります。

また、河川に関する情報を、地域住民、教育関係者及び市民団体等と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る必要があります。



[出典：NPO 法人 みずべの楽校まべち]

※河川空間利用実態調査：レクリエーション利用をはじめ、生産の場、生活の場としての利用も含めた、河川空間の利用状況を3年毎に調査するもの。調査は利用者数の調査と利用者へのアンケートによる。

4. 河川整備の目標に関する事項

4.1 洪水・高潮などによる災害の発生防止又は軽減に関する目標

4.1.1 目標設定の背景

馬淵川では古くから洪水被害に見舞われており、大きな洪水としては、大正9年8月洪水、昭和15年9月洪水、昭和22年8月洪水、昭和33年9月洪水がありますが、平成5年7月洪水、平成14年7月洪水、平成16年9月洪水、平成18年10月洪水と近年連続して大きな洪水が発生しています。

これに対して、放水路（現在の馬淵川河口）の整備をはじめ、堤防整備等の河川改修を順次進めてきましたが、現在の治水安全度は未だ十分ではなく、過去に経験した戦後最大洪水である昭和22年8月洪水と同規模の洪水が発生した場合には、浸水被害の発生が予想されます。

このため、目標を定め、計画的な治水対策を実施していくことが必要です。

なお、目標を定めるにあたっては、馬淵川大臣管理区間（下流部）と中流部の地形的特徴と過去の洪水はん濫状況及び河川整備水準を踏まえ、治水安全度のバランスに配慮した効果的、段階的な治水目標であることが重要です。

4.1.2 整備の目標

(1) 戦後最大規模の洪水への対応

河川整備基本方針で定めた目標に向け、段階的な整備を実施することとし、洪水による災害発生防止及び軽減に関しては『戦後最大洪水である昭和22年8月洪水と同規模の洪水が発生しても、外水はん濫による浸水被害を防止する』ことを整備の目標とします。

この目標を達成するための治水対策として、表4.1のとおり河道の目標流量を定め、適切な河川の維持管理及び堤防整備、河道掘削などを計画的、効率的に実施します。

表 4.1 馬淵川における河道配分流量

河川名	地点名	地先名など	整備計画目標流量
馬淵川	大橋	青森県八戸市大字長苗代字舟渡	2,500 m ³ /s

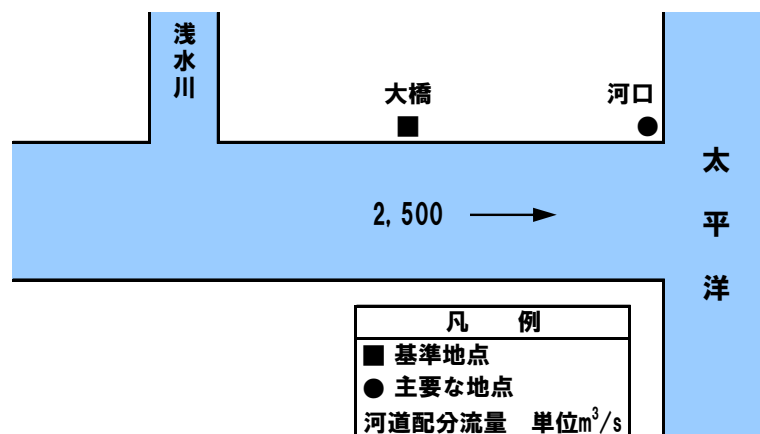


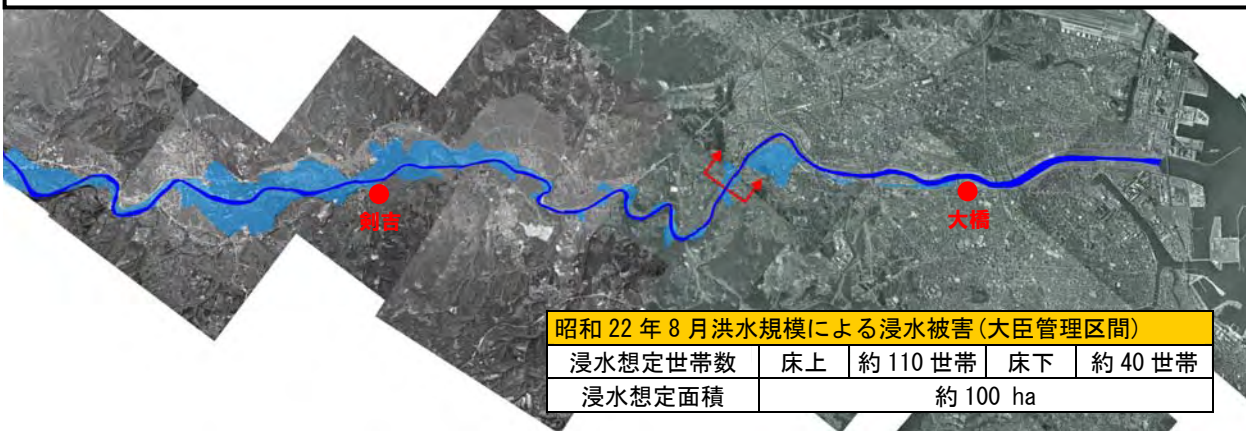
図 4.1 主要地点における河道配分流量

※戦後最大洪水である昭和22年8月洪水と同規模の洪水：大橋地点で概ね40年に1回の洪水規模に相当

①昭和 22 年 8 月洪水の外水はん濫による浸水範囲（洪水発生当時）



②昭和 22 年 8 月洪水と同規模の洪水の外水はん濫による浸水範囲（現況河道）



③昭和 22 年 8 月洪水と同規模の洪水の外水はん濫による浸水範囲（整備計画後）

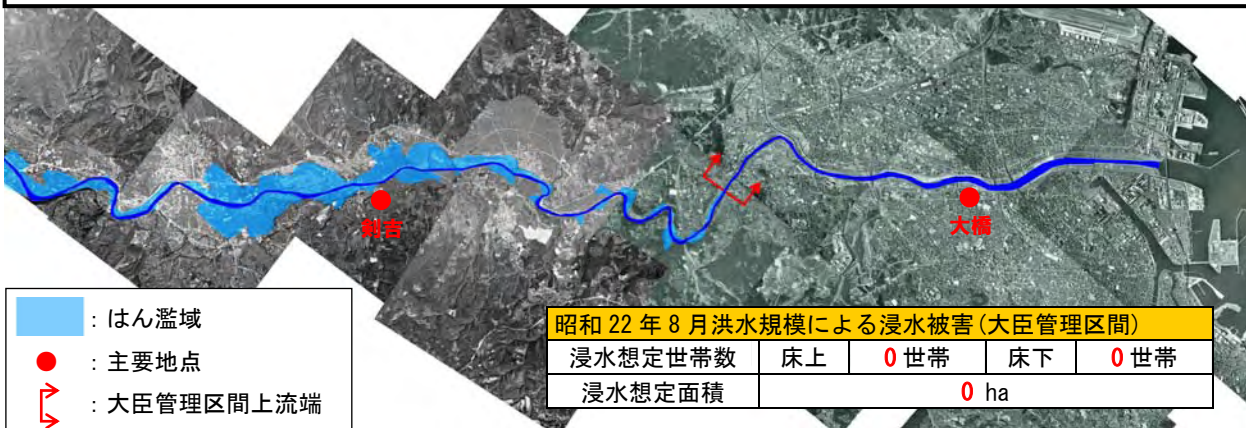


図 4.2 昭和 22 年 8 月洪水と同規模の洪水の外水はん濫による浸水範囲

■ 浸水想定図作成条件

①昭和 22 年の洪水発生当時の浸水範囲は、大臣管理区間については聞き取り調査、県知事管理区間についてははん濫シミュレーションにより想定しています。

②現況河道および③整備計画後の浸水範囲は、全区間について、馬淵川の整備状況を想定し、戦後最大である昭和 22 年 8 月洪水と同規模の大雨が降った場合の浸水状況はん濫シミュレーションにより想定しています。

はん濫シミュレーションは馬淵川の水位が危険水位^{*}に達した時に堤防が決壊すると仮定して行っています。なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川のはん濫、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

^{*}危険水位について

完成堤防の場合：計画高水位 暫定堤防の場合：現況の堤防で安全に流下させることが可能な最高水位

無堤の場合：地盤高

(2) 河川管理施設等の安全性向上

堤防における決壊等重大災害は、市民生活のみならず、社会経済的なダメージが甚大なため、浸透や侵食に対する堤防の安全性の照査を計画的に実施し、対策が必要な箇所については、優先的に堤防の質的強化を図ります。

さらに、光ケーブル網や河川情報カメラを活用して、平常時および災害時のリアルタイム状況把握、各種情報のデータベース化等を実施し、河道等の管理の高度化を図ります。

(3) 内水被害への対応

内水はん濫の危険性の高い地域において、自治体等関係機関と連携・調整し、排水施設整備や排水ポンプ車の配備と効率的な運用を図るとともに、土地利用規制など地域との合意形成を図りながら効果的な内水対策を実施し、被害の軽減に努めます。

(4) 大規模地震への対応

現在から将来に渡って考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して、地震による損傷・機能低下や地震発生後に来襲する津波によって被害が発生する恐れのある河川管理施設について耐震性照査等を行った上で必要な対策を実施し、地震後の壊滅的な被害を防止します。

(5) 危機管理体制の強化

施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても被害を最小限にとどめるため、堤防整備や水防活動拠点整備などのハード対策に加え、関係機関との連携、防災情報の共有・提供、ハザードマップの普及支援等のソフト対策を推進し、危機管理体制の強化及び防災意識の向上に努めます。

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.2.1 目標設定の背景

馬淵川は、過去に度々洪水被害を経験しており、人々の生活はもとより多様な動植物の生息・生育環境の保全、水質保全を図るためには、洪水に対する対策や情報交換など関係機関との連携を強化しながら必要な流量の確保に努めるなど、限りある水資源を有効に活用する必要があります。

4.2.2 整備の目標

(1) 河川の適正な利用

河川水の利用に関しては、限りある水資源の有効活用を図るため、水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。

(2) 流水の正常な機能の維持

広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどの対策により、馬淵川水系河川整備基本方針にて定められた流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めます。

表 4.2 基準地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量

基準地点	地先	流量
剣吉	青森県三戸郡南部町剣吉	概ね 16m ³ /s

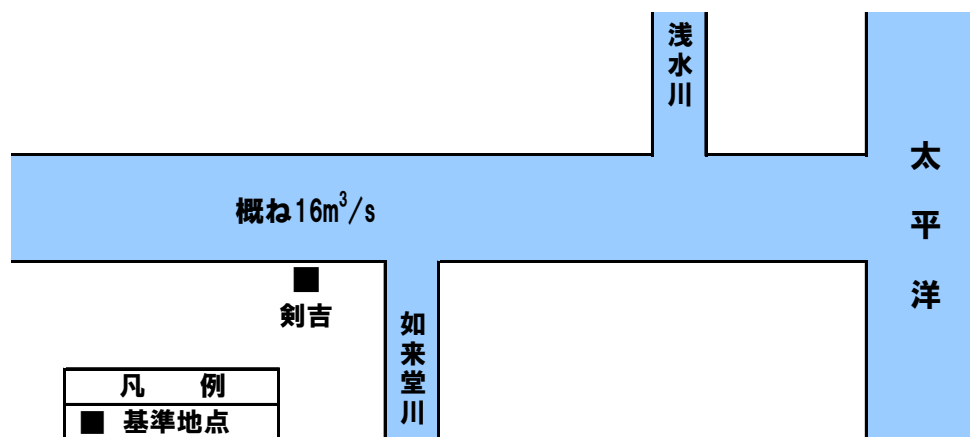


図 4.3 基準地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量

4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

4.3.1 目標設定の背景

河川環境の整備と保全に関しては、河川とのふれあいや自然学習など、これまでの流域の人々と馬淵川との係わりを考慮しつつ、馬淵川の流れが生み出した良好な河川景観、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐよう努めます。このため、流域の自然や社会的状況を踏まえた上で、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理などの目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進していく必要があります。

4.3.2 整備の目標

河川空間の整備にあたっては、馬淵川水系の河川空間の基本的整備・管理方針を定めた河川環境管理基本計画（「以下、環境管理計画」）に基づき実施してきました。今後は、流域の自然や社会的状況の変化や地域住民・沿川住民の要望などを踏まえ、環境管理計画の項目内容の追加、変更、見直しなどのフォローアップを行い、河川空間の整備・管理を適切に実施します。

また、河川水辺の国勢調査など各種環境情報データの蓄積に努め、具体的な環境管理目標設定のための環境指標の検討を行い、環境管理計画を河川空間管理のみならず河川環境全般にわたる内容へ充実を図ります。

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、回遊性魚類の遡上環境・産卵場の保全など、良好な河川環境の維持・保全に努めます。また、河川環境に影響を与える外来生物については関係機関と連携し、侵入・拡大の防止や必要に応じて駆除等に努めます。

(2) 水質の保全

定期的・継続的に水質調査を実施するとともに、県・市町村などの関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体での水質改善意識の啓発など、水質の維持と改善を目指した取り組みを進めます。

(3) 良好な景観の保全

源流、中流部の峡谷、河口部周辺の平野など、源流から河口部まで多様な姿を見せる馬淵川の流れと調和した河川景観の保全を図ります。また、“青森県ふるさとの森と川と海の保全および創造に関する条例”などを踏まえ、地域住民と連携して自然環境の保全を図ります。

(4) 人と河川とのふれあいの場の確保

馬淵川の恵みを生かしつつ、住民参加と地域連携により、自然とのふれあい、環境学習ができる場の整備・維持・保全を図ります。また、市街地の中の数少ない緑地及び公共空間としての馬淵川の機能を維持するよう努めます。なお、整備にあたっては、「河川環境管理基本計画」のブロック別基本方針を踏まえた上で実施します。

【参考】「青森県ふるさとの森と川と海の保全および創造に関する条例」

を踏まえた自然環境の保全

「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」は、県の森林、河川及び海岸が、農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化を形成している基盤であることから、県、県民、事業者が一体となって、その保全及び創造を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成13年12月に制定されたものです。この条例に基づき、馬淵川においては、平成20年3月に保全地域が指定され、保全計画が策定されています。

河川整備にあたっては、上記の条例に踏まえ、県民の豊かで潤いのある生活の礎となっている森と川と海を県民と一体となって保全・創造に努めます。



図 馬淵川流域と保全地域指定位置図

[出典：青森県]



名久井岳の美しい眺望と川くだりを楽しむ人々



「森・川・海」の環境保全ネット八戸による植樹活動の様子

[出典：青森県]

4.4 河川の維持管理に関する目標

4.4.1 目標設定の背景

「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」などの観点から、これまでに様々な施設が整備されてきました。

それに伴い維持管理が必要な施設も増えています。また、老朽化した施設も数多くあることから、効率的・効果的な維持管理の実施が必要となっています。

4.4.2 維持管理の目標

河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設がその本来の機能を発揮できるよう良好な状態を持続させるためには適切な維持管理が必要です。このため、河川管理施設の状況を的確に把握するとともに、その状態を評価し、更には状態に応じた改善を行い、「治水」、「利水」、「環境」の目的を達成するために必要な維持管理に努めます。

表 4.3 維持管理の目標

管理項目		目 標
河川管理施設	堤 防	洪水を安全に流下させるために必要となる堤防の断面や侵食・浸透に対する強度、法面の植生などの維持・持続に努めます。
	護 岸	洪水時に流水の作用に対して、護岸の損壊により河岸崩壊や堤防決壊を招かないようするために、護岸の必要な強度や基礎部の根入れの維持・持続に努めます。
	樋門・樋管 排水機場 等	洪水時に施設が正常に機能するために必要となる施設やゲート設備等の強度や機能の維持・持続に努めます。
河 道	河 道	洪水を安全に流下させるために必要な流下断面の維持・持続に努めます。
	樹 木	洪水を安全に流下させるため、流下の阻害となる樹木群について、生物の生息環境に配慮しつつ、適正な管理の維持・持続に努めます。
河川空間		適正な河川の利用と安全が確保されるように努めます。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設などの機能の概要

河道掘削など河川整備における調査、計画、設計、施工、維持管理などの実施にあたっては、河川全体の自然の営みや歴史・文化との調和にも配慮し、馬淵川が本来有している動植物の生息・生育環境及び河川景観を保全・創出する多自然川づくりを基本として行います。

また、青森県「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を踏まえながら、動植物が生息・生育できる自然環境の保全再生に配慮しながら河川整備に取り組みます。

5.1.1 洪水、高潮などによる災害の発生防止または軽減に関する整備

(1) 堤防の整備

1) 堤防の量的整備

河道の目標流量を安全に流下させるために、家屋などへの被害が生じる無堤箇所及び断面(堤防高や幅)が不足する箇所において堤防の量的整備を実施します。

なお、整備にあたっては、まちづくり計画との調整など、地域と連携して実施します。

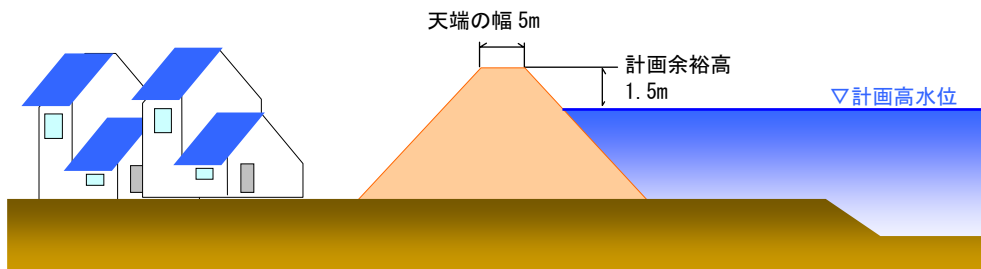


図 5.1 堤防整備のイメージ (無堤箇所における堤防の新設)

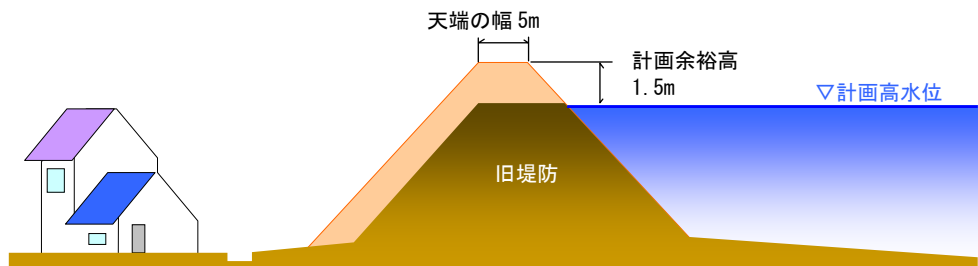


図 5.2 堤防整備のイメージ (断面不足箇所における堤防の拡築)

5.河川の整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設などの機能の概要～

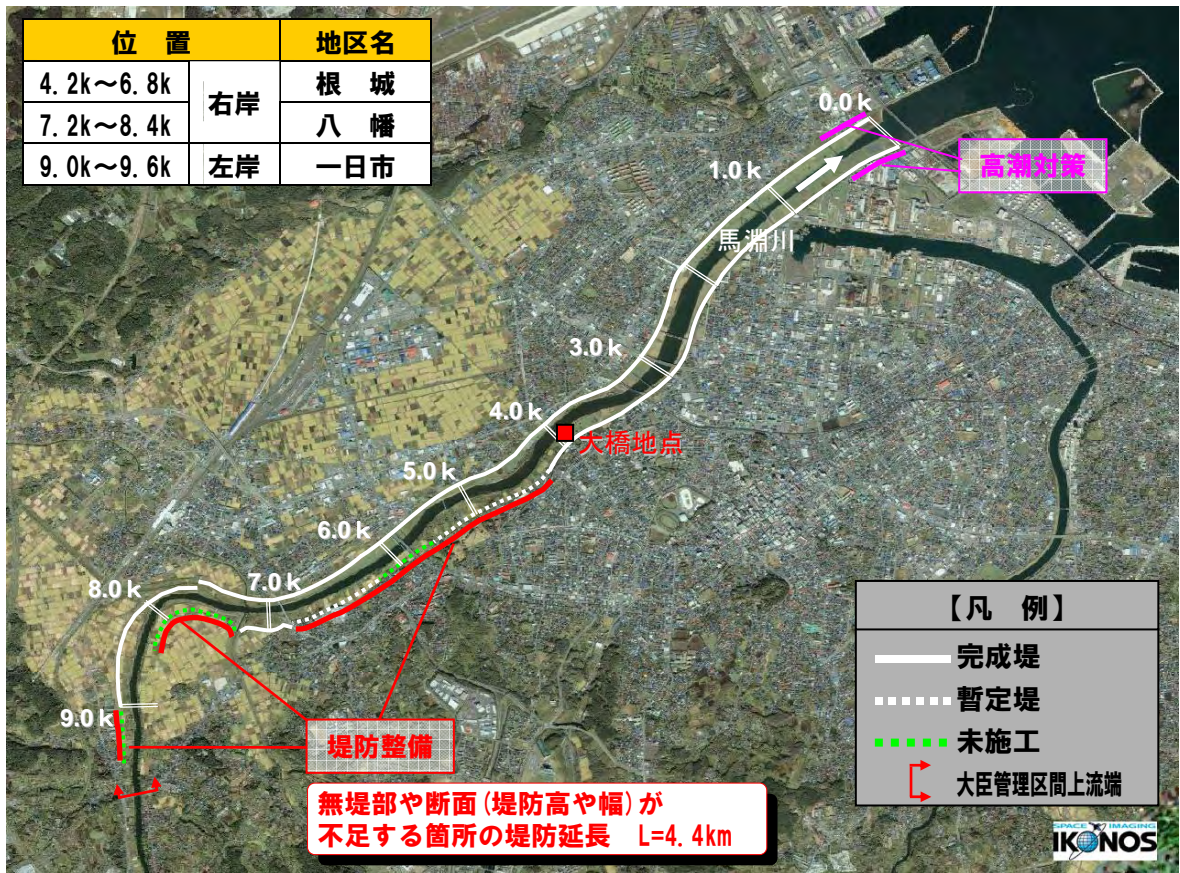
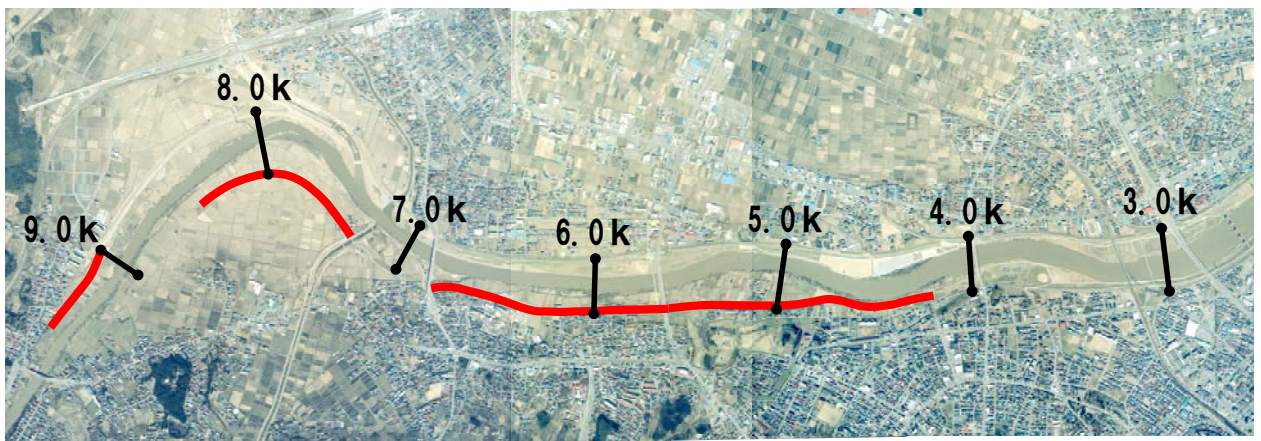


図 5.3 堤防の量的整備位置(平成 20 年 3 月時点)



※堤防の位置や構造については、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

5.河川の整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設などの機能の概要～

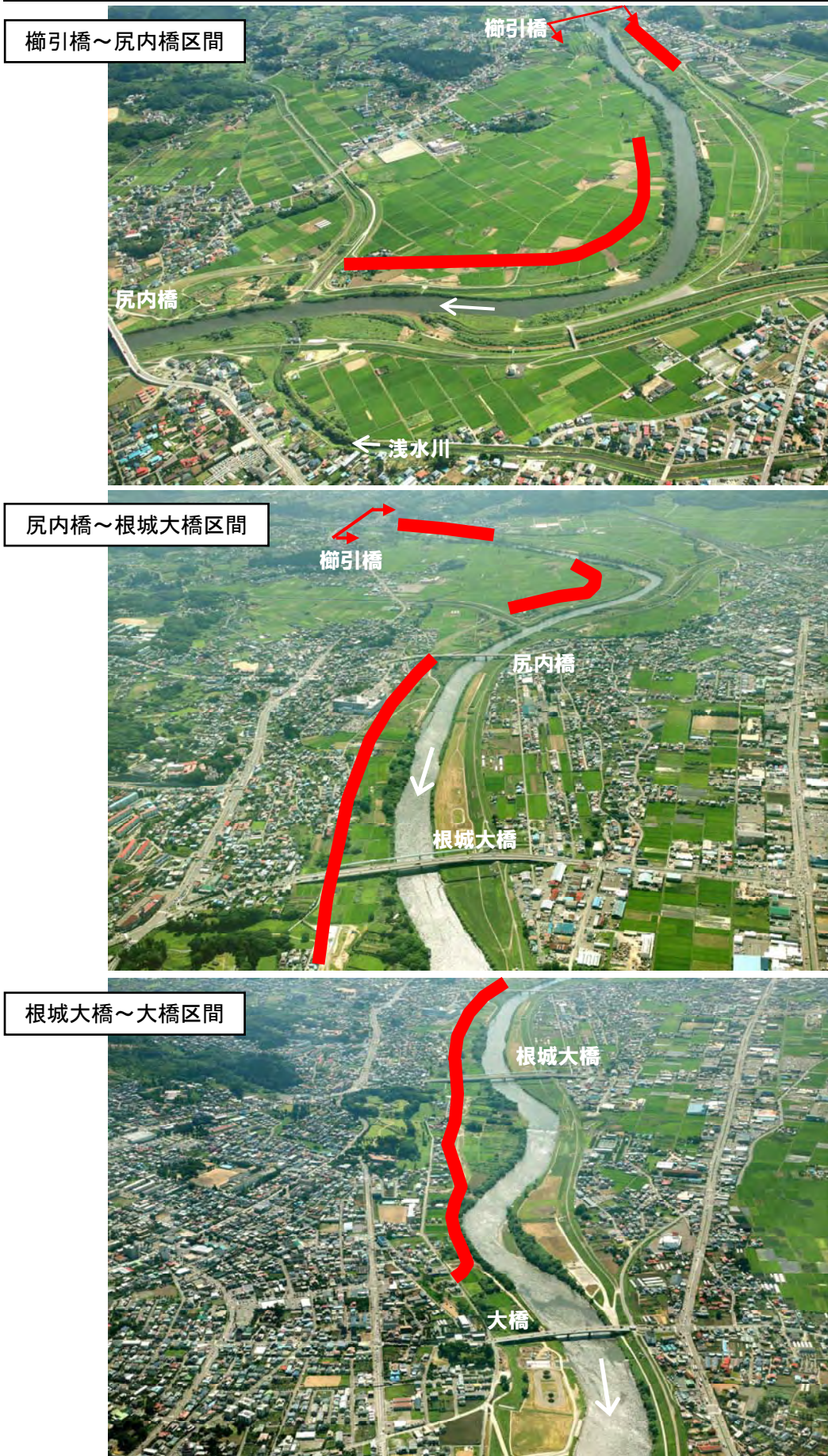


図 5.4 堤防の量的整備箇所(平成 20 年 3 月時点)

※堤防の位置や構造については、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

2) 堤防の質的整備

現在の堤防の多くは、古くからその地域の社会的・経済的背景に応じた材料や施工法によって築造や拡築・補強を重ねた長大かつ歴史的な構造物であり、基礎地盤も含めて、その内部構造及び特性は千差万別であり不明な点も多く、不均質な場合があります。したがって、既設堤防の構造物としての信頼性や一連区間にわたる安定性が必ずしも十分ではない場合があります。

このため、これまでの高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、質的整備として、浸透に対する安全性の詳細点検を早期に行い、安全性が確保されていない堤防においては、強化対策を図り、質的量的ともにバランスの取れた堤防整備に努めます。

表 5.1 堤防の質的整備の工法例

浸透に対する安全性を確保するための対策工法の例	
堤体を対象	ドレーン※

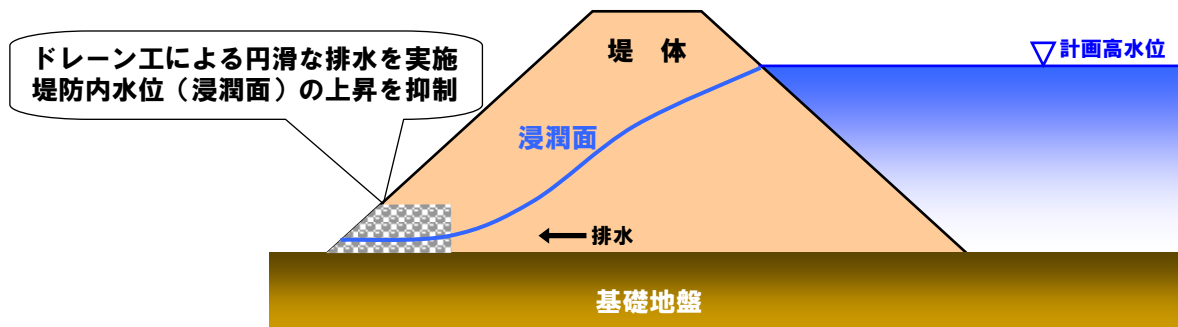


図 5.5 堤防の質的整備のイメージ

※対策工法については、箇所毎の点検結果等を踏まえ選定するため、最終的なものではありません。
 ※ドレーン：洪水時に堤防内に浸透した河川水や雨水の排水を促し湿潤面を下げる方法

5.河川の整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設などの機能の概要～

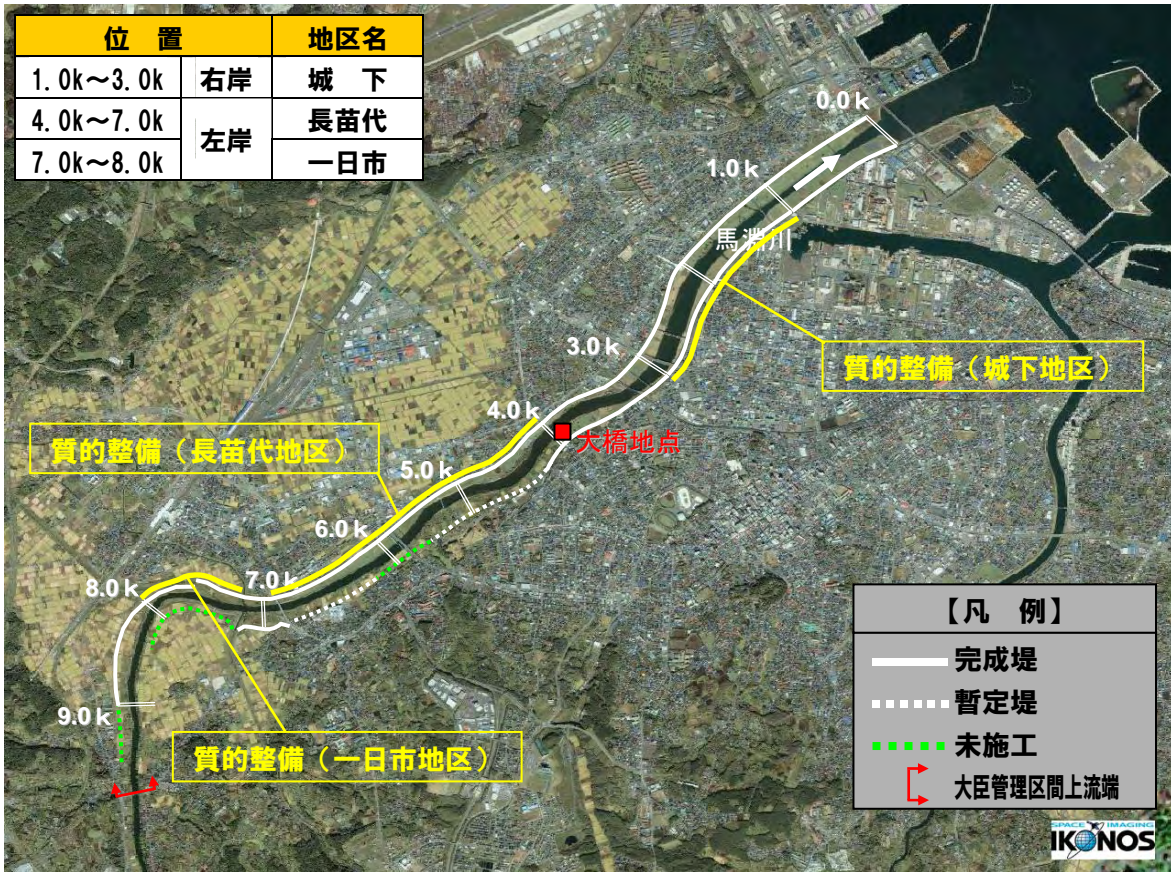


図 5.6 堤防の質的整備位置(平成 20 年 3 月時点)



※実施箇所については、今後の調査等のより、変更する場合があります、最終的なものではありません。

(2) 河道掘削

堤防整備が完了しても河道断面積が不足している箇所においては、河道の目標流量が安全に流下できず浸水被害が生じることから、河道断面積を拡大するために河道掘削を実施します。

河道掘削の計画にあたっては、河道内樹木の保全、利活用が行われている高水敷の保全など、多様な動植物の生息・生育の場や利用施設をできるだけ消失しないよう掘削形状などに十分配慮します。

また、河道掘削の施工にあたっては河川環境に与える影響が極力少なくなるよう、施工時期、施工方法などに配慮します。掘削工事施工時には、濁水の発生を極力抑えながら、水質などのモニタリング調査を実施するとともに、掘削により発生する残土は堤防盛土等に利用するなど有効利用に努めます。

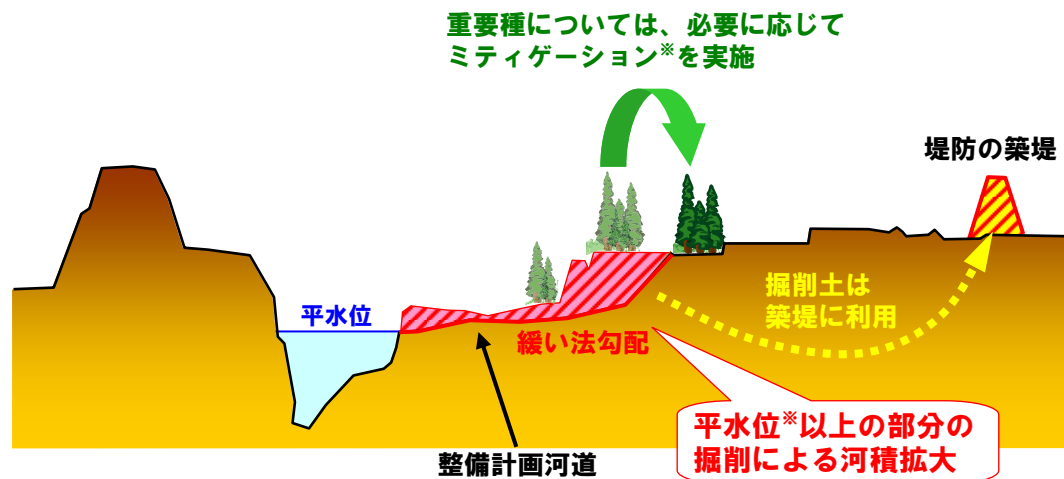


図 5.7 河道掘削のイメージ

※河道掘削範囲や形状については、今後、調査や設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

※ミティゲーション：改修事業等に伴い、自然環境への影響が予想される場合に、様々な措置を実施することにより、自然環境への影響を緩和すること。ここでは、保全すべき自然環境が消失するため、元々の自然環境と同様のものを他の場所に設ける「代替ミティゲーション」を例示した

※平水位：1年間を通じて185日はこれより下らない水位

5.河川の整備の実施に関する事項～河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設などの機能の概要～

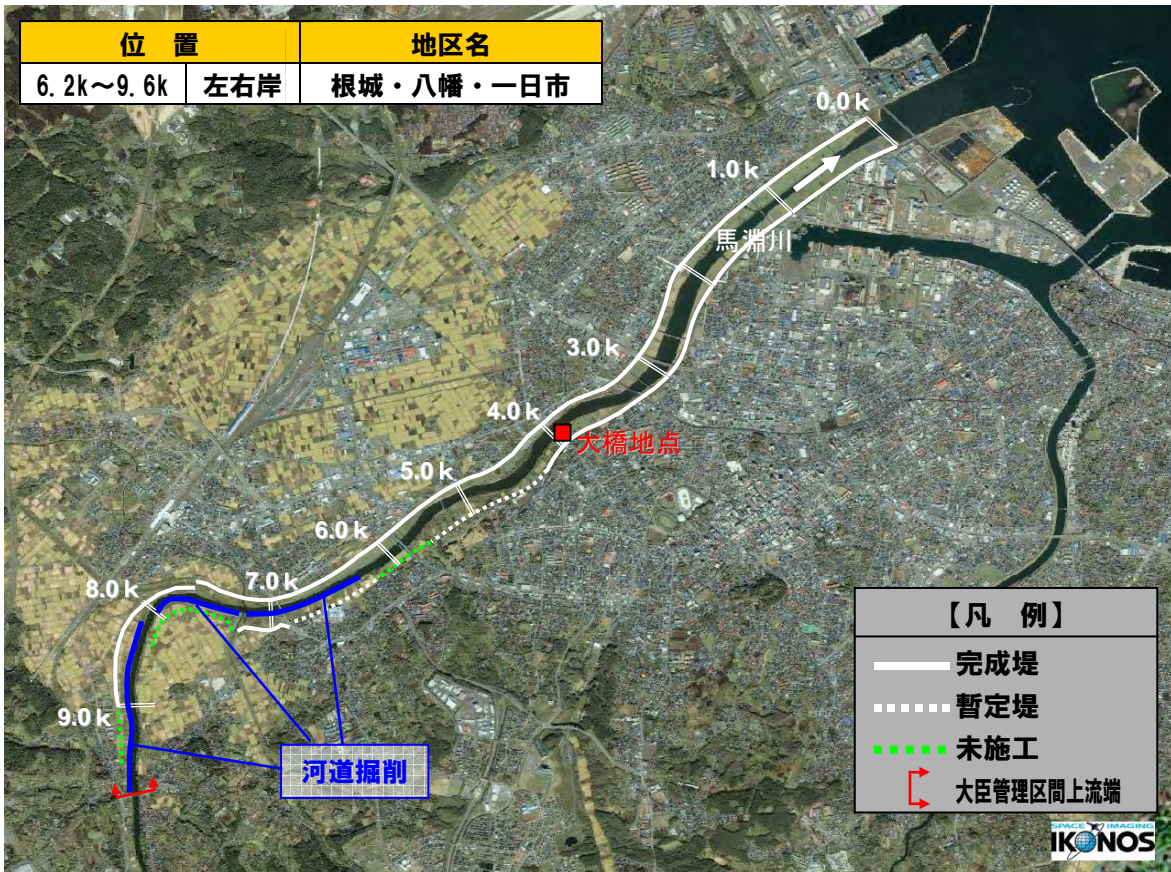
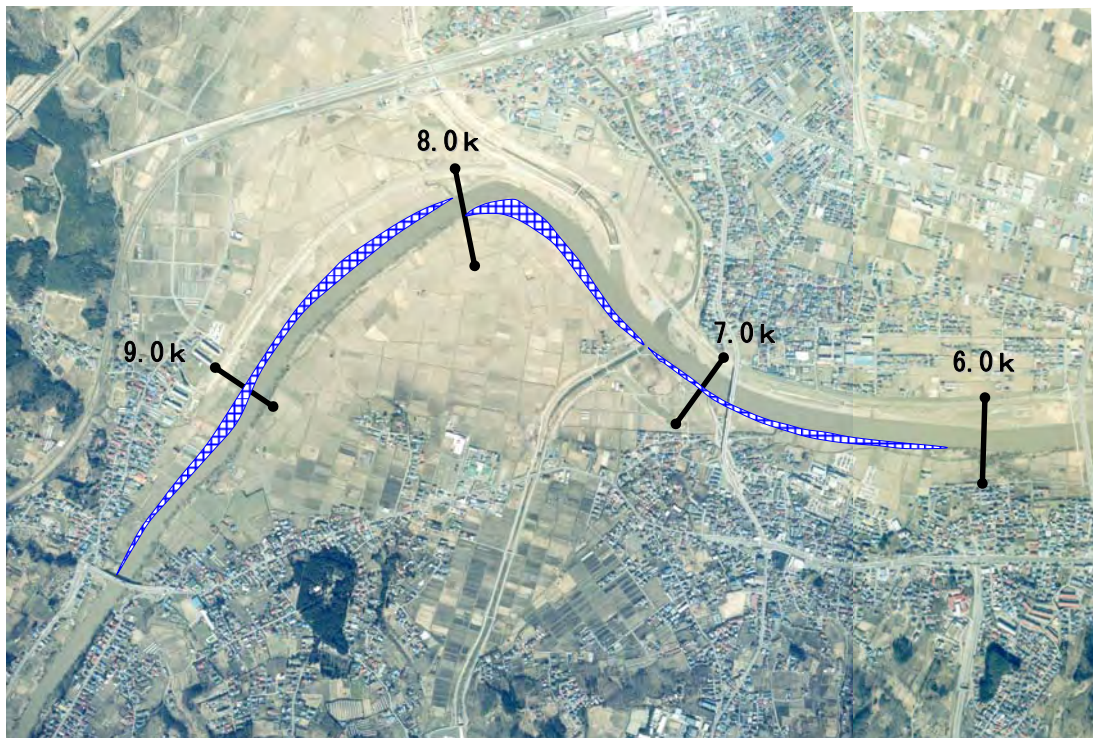


図 5.8 河道掘削位置（平成 20 年 3 月時点）



※河道掘削範囲や形状については、今後、調査や設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

(3) 内水対策

近年、内水被害が頻発している箇所については、被害状況や発生頻度などを適正に評価し、排水ピットや排水ポンプの増強などの内水被害軽減対策を実施するとともに、大規模な内水はん濫においては、東北地方整備局管内に配備された排水ポンプ車を機動的に活用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。

また、内水被害の危険性が高い地域において、新たな建物の規制など土地利用に応じた内水対策を、地域との合意形成により連携しながら効果的に実施します。

住民の迅速な避難体制の確立と浸水状況の把握のため、樋管水位計を活用した浸水情報の共有と提供等体制づくりを行います。



(4) 地震・津波対策

現在から将来に渡って考えられる最大級の強さを持つ地震動への対策として、地震動による直接的な被災の他、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される堰や河口部の樋門・樋管などに対して耐震性能を照査し、耐震補強などの必要な対策を実施します。

また、大規模地震後の出水を想定した被害状況、社会状況などを検証し、その影響の程度が著しい河川管理施設については必要な対策を実施します。

(5) 水防活動拠点の整備

災害時における水防活動や応急復旧の拠点として、市町村などの関係機関と連携し、水防作業ヤードや土砂、土のう、根固めブロックなどの水防資機材を備蓄し、河川情報の発信や水防活動、避難活動などの拠点となる河川防災ステーションなどの防災関連施設について整備を実施し、適切な管理・運営により危機管理体制の強化を図ります。



図 5.9 河川防災ステーションイメージ図

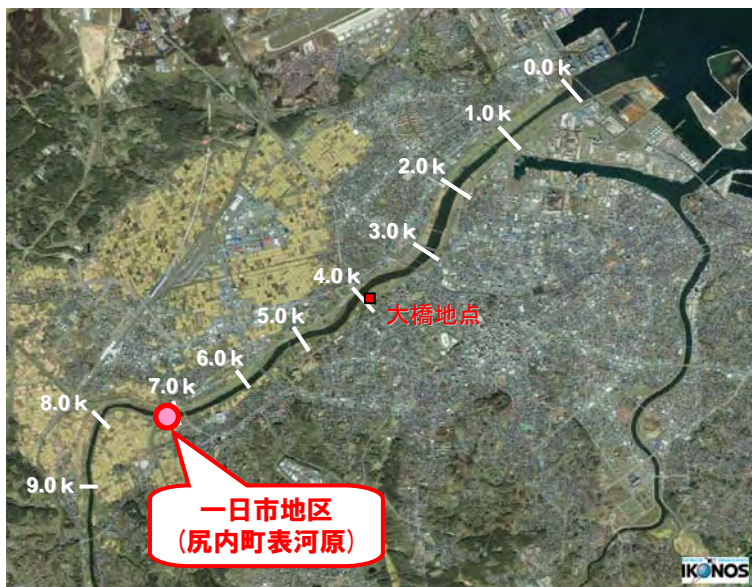


図 5.10 河川防災ステーション設置予定位置

※設置位置については、今後、詳細な検討を経て決定するもので、最終的なものではありません。

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1) 水利用の合理化

渇水によって河川流量が減少すると、河川の自然環境だけでなく、かんがい用水不足による農作物の生育不良や上水道の取水停止など日常生活にも影響を与えます。

近年、渇水被害は発生していないものの、今後も水不足の発生が懸念されることから、水不足発生時の対応として、水利用者と連携した取水調整などにより水利用の合理化を図ります。

【参考】減水区間解消にむけた東北電力との取り組み

馬淵川には、発電用水の取水施設が点在しており、渇水期には許可取水水量ですら取水することが困難な状態となり、取水施設から下流に水が流れない状態が発現する区間、いわゆる「減水区間」が存在していました。

減水区間は魚類の遡上などができなくなるなど、河川環境に多大な影響を及ぼすことから、河川管理者である国土交通省と水利用者である東北電力とが協力し、この課題の改善に向けた取り組みを行っています。

発電取水による影響を最小限に抑えるため、魚道の改善と堰堤の一部に切り込み開水路を設け、「水環境改善放流」のための流量として「約 1m³/s」の流水を常時流すように取水調整を行いながら、水辺空間の改善と魚のむ川づくりを目指します。

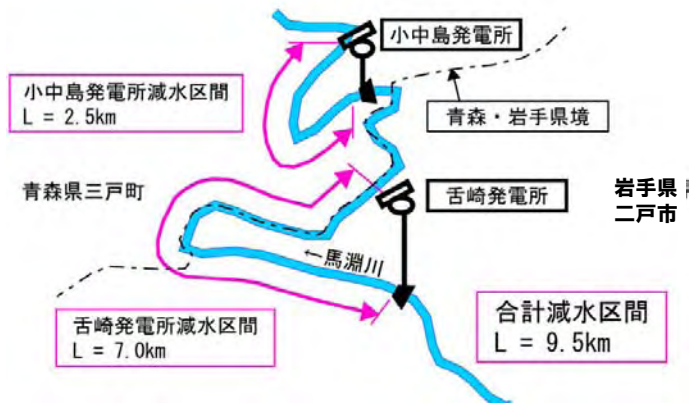


図 取水調整による改善区間



舌崎発電所 取水堰下流地点（改善前）



舌崎発電所 取水堰下流地点（改善後）

図 水利用者と連携した取水調整による河川環境の改善

[出典：東北電力]

(2) 正常流量の確保に向けた対応

馬淵川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量（正常流量）は、馬淵川水系河川整備基本方針において剣吉地点で年間概ね 16m³/s としています。しかし、本整備計画では新規水資源開発を行わないことから、正常流量を下回る渇水時には、関係機関などとの連携を図りながら流水の適正な管理に努めます。また、将来的には「馬淵川水系渇水情報連絡会」を設置し、関係機関などとの連携強化を図ります。

表 5.2 馬淵川における正常流量

基準地点	正常流量
剣吉	概ね 16m ³ /s

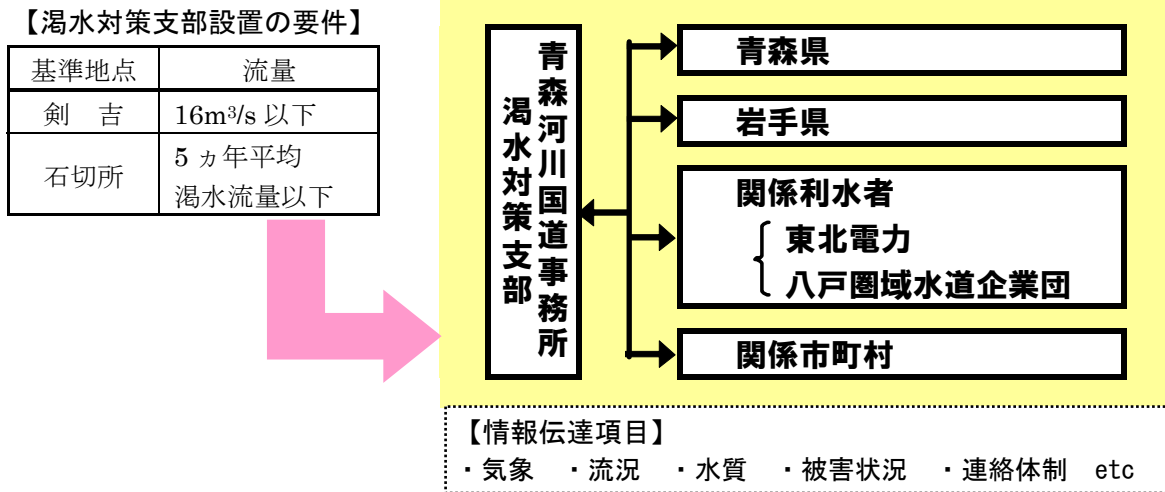


図 5.11 馬淵川水系渇水情報連絡系統図

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

1) 良好な河川環境の保全

馬淵川の河岸にはヤナギ類やオニグルミを中心とした河畔林が形成され、自然河岸にはカワセミが生息しているほか、チゴハヤブサやチョウゲンボウといったワシタカ類も飛来します。浅水川及び坂牛川の合流する付近の水域にはゲンゴロウやミズカマキリなどの水生昆虫類が生息しているほか、タナゴやシロウオ、イトヨ、スナヤツメなど貴重な魚類も生息しており、馬淵川は動植物の多様な生息環境を有しています。

このため、河道の連続性の確保や生物にとって重要な群落の保持などに努め、馬淵川の河川環境に依存する生態系の維持・保全を図ります。また、地域住民とともに馬淵川の生態系を調査・保全する活動を行い、馬淵川とその周辺の良い河川環境の維持・保全を図るように努めます。



2) 自然環境に配慮した事業の実施（多自然川づくり）

馬淵川は、河口部の感潮域、河畔林など魚類の生息環境となる瀬や淵、河道内樹木など様々な動植物の生息・生育環境があり、豊かな表情を有しています。今後とも、この豊かな自然環境を維持していくために、定期的に動植物の生息・生育環境の状況把握を行います。

河道掘削などの河川工事の実施にあたっては、河川環境を十分に把握し、専門家の意見や地域住民の意向を聴きながら、可能な限り動植物の生息・生育環境の保全・再生などに配慮します。

災害復旧など緊急性を伴う工事であっても、多様な動植物の生息・生育の場となっている瀬・淵、砂州、汽水域、支川合流部、ワンド、水際部及び魚類の産卵場など、周辺環境に与える影響が極力少なくなるよう河川水辺の国勢調査などの結果を踏まえ、環境に配慮した川づくりを推進します。

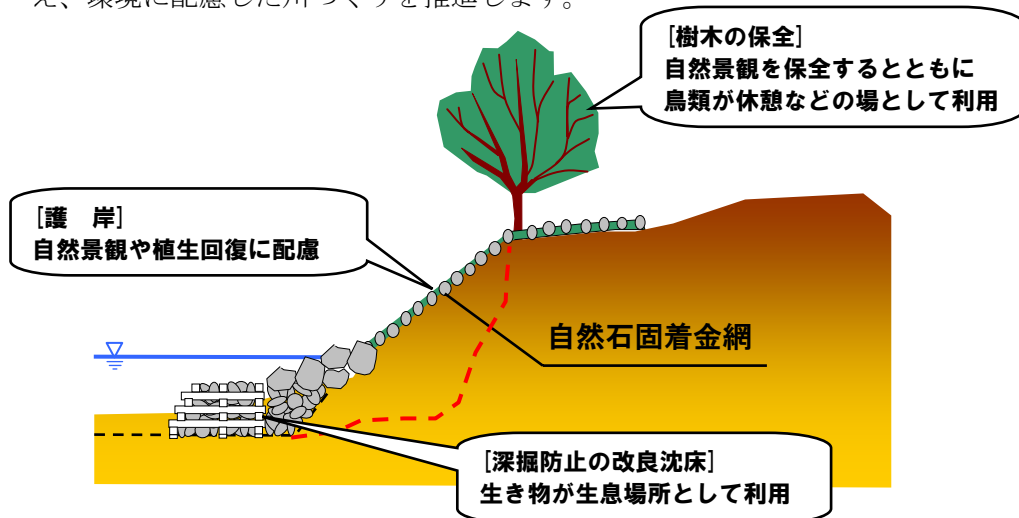


図 5.12 護岸の設置における多自然川づくりのイメージ



3) 魚類の遡上・降下に配慮した事業の実施

かつての馬淵川は、魚の生息・遡上に良好な環境が形成され魚のすみやすい河川でした。河川整備の進捗で流域の治水安全度は向上し、利水施設の整備により上水道の安定した供給やかんがい用水の確保が図られました。施設の整備にあたっては、生態系に配慮し、河川の連続性を保つように魚道設置などを実施していますが、その対応は十分とは言えません。

このため、馬淵川本川では馬淵大堰の魚道を改良し、魚類の遡上環境の向上を図ります。

改良魚道は、自然蛇行形状で小型魚・底生魚の休憩所として、ワンドや深みを設置します。さらに、鳥類による捕食を回避できるようにするため、鳥害対策ブロックを設置し、従来と同様な魚が安全に遡上できる環境づくりを行います。



図 5.13 馬淵大堰の魚道の改良について

4) 外来種対策の実施

オオクチバス（ブラックバス）やアレチウリなどの外来種は、河川水辺の国勢調査などで現状を把握するよう努めます。調査結果を元に学識経験者や関係者による検討会・勉強会を開催し、外来種の評価ならびに対策などを検討します。

必要に応じて、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という）」に基づく防除を実施するとともに、法面緑化への外来種の利用を避ける、河川の利用者などに外来種を持ち込ませないための広報活動・体験学習などによる地域住民への周知活動を行うなど、関係機関および地域住民と連携して外来種の拡大防止に努めます。



NPOと住民参加による外来種（魚類）の調査
(他水系での事例)



こども自然体験学習会による
ハリエンジュの幼木駆除の様子
(他水系での事例)

5) 河川環境のモニタリング

馬淵川は、豊かで多様な自然環境を有し、さまざまな魚や生物が生息・生育しています。その特色を消失させないためにも、馬淵川の動植物の生息・生育環境の保全に向けて、「河川水辺の国勢調査」や「多自然川づくり追跡調査」などの環境モニタリング調査を継続して実施します。河川の水質、物理環境や動植物の生息・生育分布などの経年変化を把握し、河川事業による動植物環境などへの影響を考慮し、河川の整備や管理に反映していきます。

なお、環境モニタリング調査の実施や環境の把握にあたっては、各専門分野の学識経験者からの指導・助言や、学校関係者・地域住民などの協力を頂きながら進めていきます。また、調査結果は随時とりまとめ、公表します。

表 5.3 河川環境に関する調査

調査項目	調査内容
河川水辺の国勢調査	魚介類調査、底生動物調査、植物調査（植物相調査）、鳥類調査、両生類・は虫類・ほ乳類調査、陸上昆虫類等調査、河川環境基図作成調査（植生図作成調査、群落組成調査、植物断面調査、水域調査、構造物調査）、河川空間利用実態調査
多自然川づくり追跡調査	多自然川づくり実施箇所における工事前後の比較調査

(2) 水質の保全

現在の馬淵川の水質（BOD）は環境基準値を満足していますが、今後も定期採水による分析及び水質自動観測装置により、流域の水質状況を把握し、現状の把握・分析を行うとともに、良好な水質の維持に努めます。

また、流域における下水道整備を含む生活排水対策などの関連事業や、青森県や市町村などとの連携・調整、住民との連携・協働による水質負荷対策などの推進に努めます。

河川の水質改善は流域全体で取り組む必要があることから、広報活動にも力を入れ、河川の水質データの公表、子供達を対象とした水生生物調査や出前講座などを通じての啓発活動を実施します。



(3) 景観に配慮した河川空間整備

馬淵川は、自然豊かな河川景観を形成している河畔林、都市空間の中で貴重なオープンスペースとしての開放的な空間など、多様な風景を保持しています。

これらの箇所においては、河川工事による景観の改変を極力小さくするよう努め、良好な景観の保全を図ります。

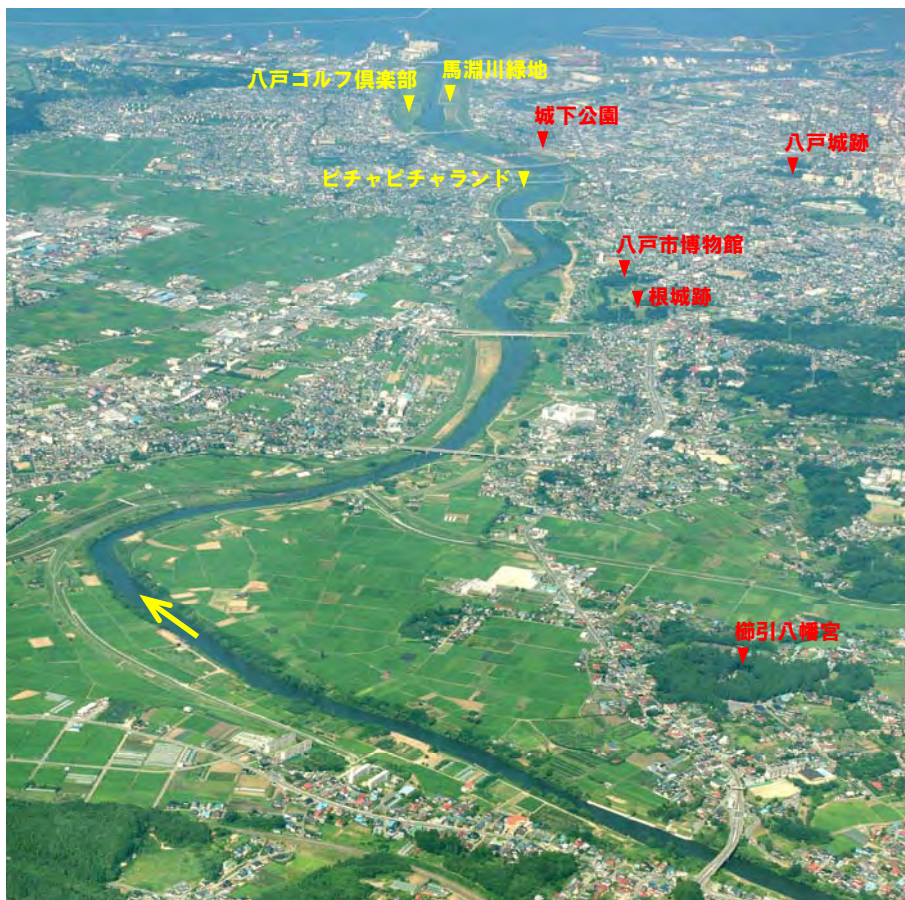
また、良好な景観は、地域固有の自然、歴史、文化などの特性と密接に関連するものであることから、河川整備にあたっては、県、市町村、NPO、地域住民などと連携し、豊かでうるおいのある河川空間の整備を図ります。

1) 美しい景観の保全

青森県では、“青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成・快適で活力に満ちた景観の形成・「人にやさしい」景観の形成”を基本目標とした景観計画が策定されています。

河川整備にあたっては、青森県景観計画を踏まえ、安全性、機能性の確保しつつ、周辺の景観に調和するとともに、高齢者、障害者などにも配慮した人にやさしい施設整備を図ります。

また、河川工事による景観の改変を極力小さくするように努め、馬淵川の沿川に点在する歴史・文化的施設や公園・緑地を活かした景観の保全を図ります。



八戸市市街地を貫流する馬淵川

2) 史跡・名所と調和した改修事業

地域の特徴である史跡根城跡の広場は、歴史と緑が一体となった空間が形成されており、身近ににぎわう拠点、歴史・文化の拠点として重要であることから、根城地区の築堤については緩傾斜堤防にするなどして、緑地景観を一体的に保全することにより、河川敷から周辺への眺めを意識した川沿いの美しい景観の形成を図ります。



(4) 人と河川とのふれあいの場の確保

河川空間の整備にあたっては、河川環境管理基本計画のブロック別管理方針を踏まえたうえで空間配置を定め、その配置に対応する空間整備と拠点整備を実施します。

河川が持つ豊かでうるおいのある河川空間を維持・保全するため、地域からの要望に配慮し、県や市町村などと連携しながら、水辺の楽校などの整備を行います。

また、整備した施設を適切に維持管理するとともに、新たな堤防、護岸などの整備にあたっては、必要に応じ地域住民の意見の反映を図り、子供からお年寄りまで安心して利用ができるよう、安全性に配慮した階段やスロープなどを整備し、人と河川とのふれあいの場を確保します。

馬淵川の有するレクリエーション空間としての機能を拡大し、河川周辺地域との一体的な活用を図ります。このため、馬淵川及びその支川を軸として河川周辺に存在する歴史・文化的施設や公園・緑地などを有機的に連携し、変化に富んだ河川景観、多様な自然と歴史などに親しまれる水辺のネットワーク整備を県や市町村などと連携しながら進めます。



図 5.14 主要な水辺空間拠点

【馬淵川水系河川空間のゾーニングについて】

馬淵川水系では河川空間の適正な保全と利用を図るため、河川環境管理基本計画が平成元年 3 月に作成されています。これは、河川空間に対する多様な要請に対し、河川空間が有する機能による対応が可能な区域、あるいは河川空間特有の機能を活用することにより地域住民の生活環境の向上を図ることが可能な区域についての空間配置計画・施設整備計画です。

空間配置計画

空間配置計画は、ブロック計画に基づき、自然環境や景観、土地利用など、それぞれの地区特性に応じた河川空間管理の方向性を示すため、水辺や高水敷などの河川空間を、その利用目的に応じた適切な場所に配置することにより管理する計画です。

施設整備計画

施設整備計画は、各ゾーンにおける整備方針を踏まえて施設整備を定める「空間整備計画」、河川空間利用の核として重点的に整備する地区を定める「拠点地区整備計画」並びに河川を軸として周辺地域と有機的に連携させる「水辺のネットワーク整備計画」から構成されます。

■空間整備計画

空間配置計画及び各ブロックの河川空間の整備に関する基本方針を踏まえて、豊かで潤いのある馬淵川ならではの空間を整備する。

■拠点地区整備計画

馬淵川水系の特徴を創造する区域であり、河川空間に対する要請などを考慮し、良好な河川環境などを活用し、河川空間利用の核としてふさわしい地区をそれぞれテーマを定めて重点的に整備する。

■水辺のネットワーク整備計画

馬淵川及びその支川を軸として、河川周辺に存在する歴史・文化的施設や公園・緑地などを有機的に連携させ、美しい河川景観や自然とふれあえる水辺のネットワークを整備する。

ブロック	管理方針
八戸ブロック	既存のスポーツ施設などの活性化を図るとともに、広い高水敷を活用して健全なレクリエーションが楽しめるようリバーフロントパークの創造を図る
名久井ブロック	改修との調整を図り、沿川住民が身近な自然に自由にふれあえる親水空間の創造を図る
二戸ブロック	人々が集う交流空間の創造を図るとともに、背後地と一体となった利用が図れるようネットワーク化を図る
馬淵川上流ブロック	緑深き溪流の特徴的な景観を尊重しつつ、河川空間へのアクセスを確保し、水遊び・釣りなどの自然環境を活用したレクリエーションが楽しめるよう親水利用に努める
浅水川上流ブロック	田園景観と一体となった浅水川ののどかな風景を維持しつつ、親水利用に努める
金田一・熊原川ブロック	田園景観を維持しつつ、水に親しめる空間の創造を図る
安比川ブロック	優れた景観を維持するとともに、親水利用に努める



図 空間配置 (ゾーン配置)

[出典：馬淵川河川環境管理基本計画]

5.2 河川の維持の目的、種類

河川管理施設について、「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」等の観点から、河川管理施設の本来の機能が発揮されるように適切に維持管理を実施します。

維持管理の実施にあたっては、馬淵川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所や実施内容など、具体的な維持管理の計画となる「馬淵川河川維持管理計画（案）」および「馬淵川河川維持管理実施計画（案）」を定め、これらに沿った計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態変化の監視、状態の評価、評価結果に基づく改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効率的・効果的に実施します。

また、常に変化する河川の状態を測量・点検等で適切に監視し、その結果を河川カルテ*として記録・保存し、河川管理の基礎データとして活用します。

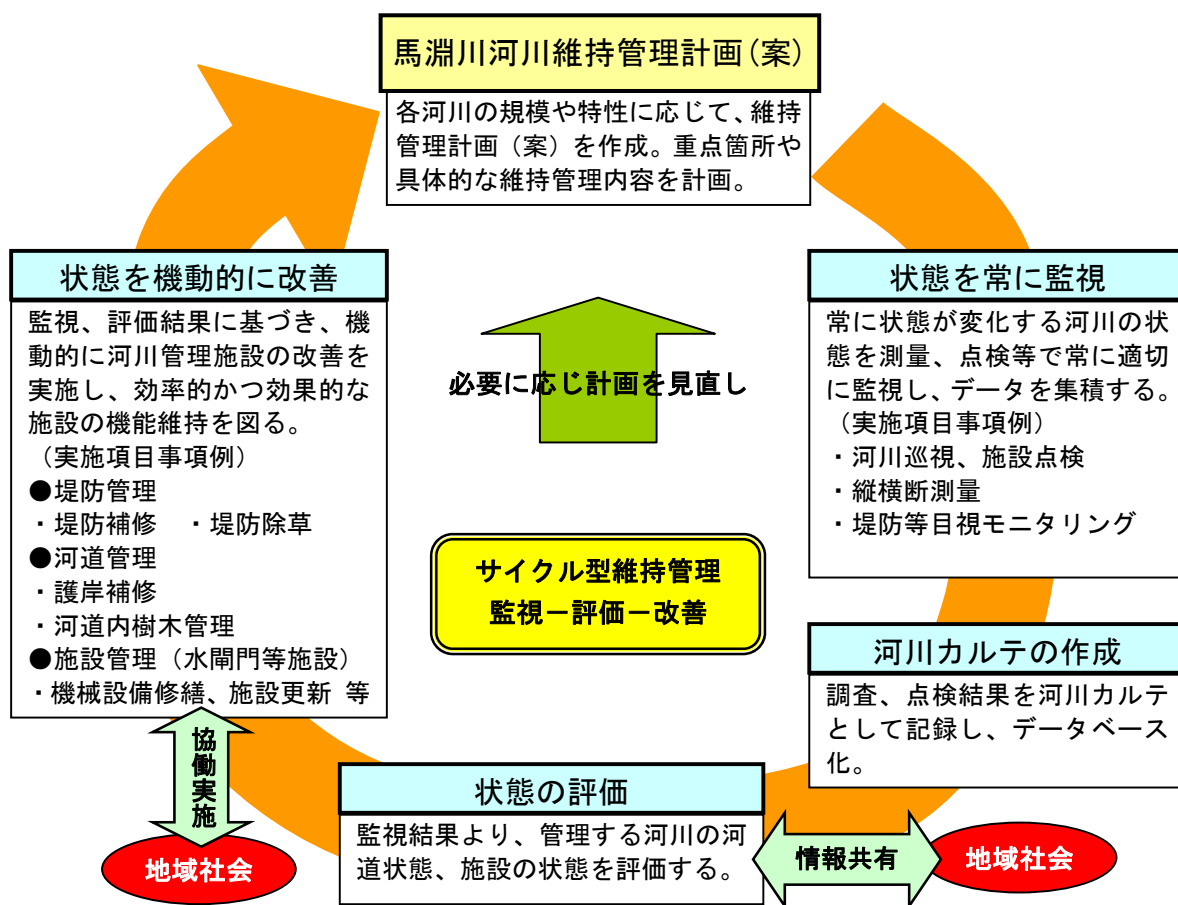


図 5.15 サイクル型維持管理のイメージ

*河川カルテ：河川の状態を把握し、更に河川改修工事、災害復旧工事、施設補修・更新などの維持管理に関する履歴などの基礎情報を整理するものである。

5.2.1 河川の維持管理

(1) 河川の調査

河川管理を適切に実施するためには、河川の状態を適切に把握することが必要となります。このため、水文・水質調査や河道の縦横断測量、及び河川巡視などを継続的・定期的を実施し、今後の河川維持管理に活用します。

1) 河川の巡視・点検

洪水において、堤防などの河川管理施設がその機能を発揮するためには、その状態を常に把握する必要があります。また、治水に関する施設に限らず、土地や河川水の利用状況、許可工作物の状況など、河川管理区域が適正に利用されているかどうかを日常から監視する必要があります。

これまでと同様に、今後も河川管理施設の異常や不法行為を発見するため、河川巡視や点検を実施します。

表 5.4 河川巡視（平常時）の巡視内容と頻度

名称	巡視内容	頻度
通常巡視	河川の維持管理の状況把握 流水の占有の状況把握 土地の占有の状況把握 工作物の新築、移築及び状況把握 不法投棄の状況把握 不法占用・不法使用者への注意・指導など	原則 定期的を実施 (その他、出水期前後においても点検を実施)



船上巡視



河川巡視



樋門・樋管の点検状況

2) 河道状況の把握

河道の形状は流下能力や施設の機能に大きく影響を与えるため、その状況把握は非常に重要です。形状の経年変化や異常箇所について適切に把握するために、縦横断測量や平面測量(空中写真測量)、斜め写真撮影を実施します。

また、日常の河川巡視から河道の流下能力に影響を与える変状が見られる箇所については、土砂堆積調査、中州・砂州移動調査など、必要に応じた調査を実施します。

これらの調査の結果は、すべて整理・分析し、河道特性の変動を把握すると共に、流下能力の評価や河道整備、管理に反映させます。

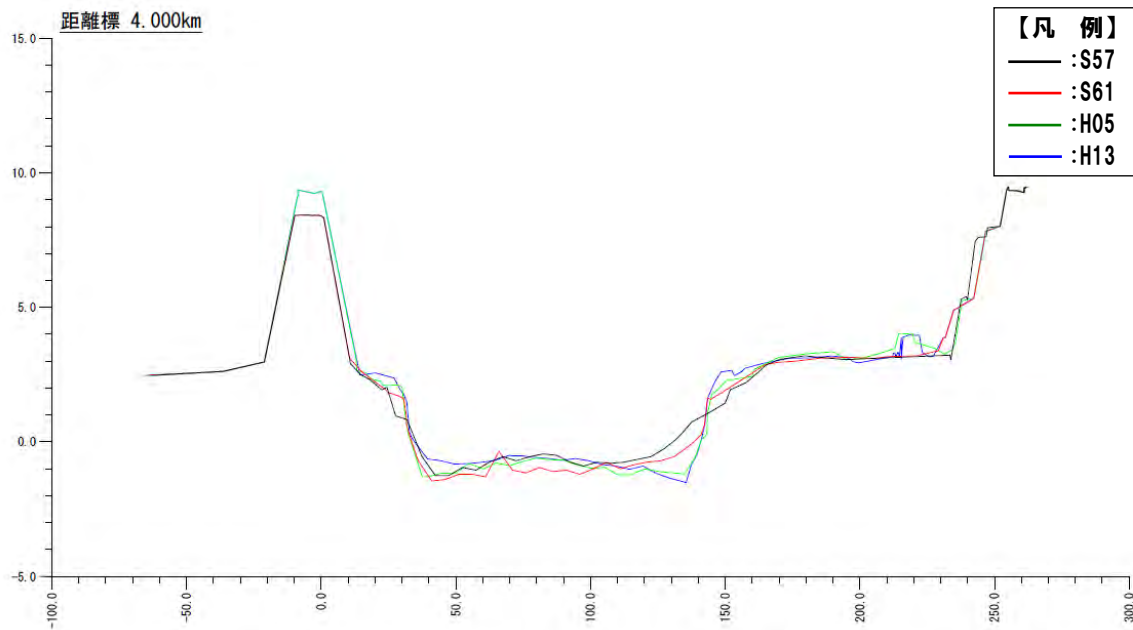


図 5.16 横断形状の経年変化 (河口より 4.0km 付近)



3) 洪水後（洪水時）の状況把握

大規模な出水が発生した場合、河川管理施設に対して大きな影響を与える場合があります。施設の機能維持を左右するため、その変状を把握する必要があります。

そのため洪水後は、河川管理施設の変状を適切に把握することを目的に、施設の巡視や堤防漏水調査など、必要に応じた調査を実施します。

また、大規模出水による河道の変化は非常に大きく、その状況把握は後の河川維持管理にとって重要です。洪水が発生した場合には、空中写真撮影や河床材料調査など、多岐にわたる項目について調査します。

■洪水後（洪水時）に実施する代表的な調査項目

- ・ 空中写真撮影
- ・ 洪水痕跡調査
- ・ 河床材料調査
- ・ 異常洗掘調査
- ・ 植生の倒伏状況調査



4) 水文観測調査

河川の状況等を適切に把握するため、継続的に水文観測調査を実施してきました。現在、水位・流量観測や水質観測などの水文観測は合計 58 地点で行っています。

今後も、水文観測調査を継続していきます。

表 5.5 水文観測所数

	雨量	水位 流量観測所含む	水質
青森県内	16	13	5
岩手県内	16	5	3
合計	32	18	8

(平成 19 年 12 月 31 日時点)

(2) 河川管理施設の維持管理

1) 堤防の維持管理

堤防は、洪水を安全に流下させ、流域の人々の生命や財産を守るための重要な施設です。

したがって、河川巡視や堤防モニタリング調査などの河川調査で把握した現状をもとに、必要に応じた補修などを実施し、堤防機能の維持に努めます。

① 堤防補修

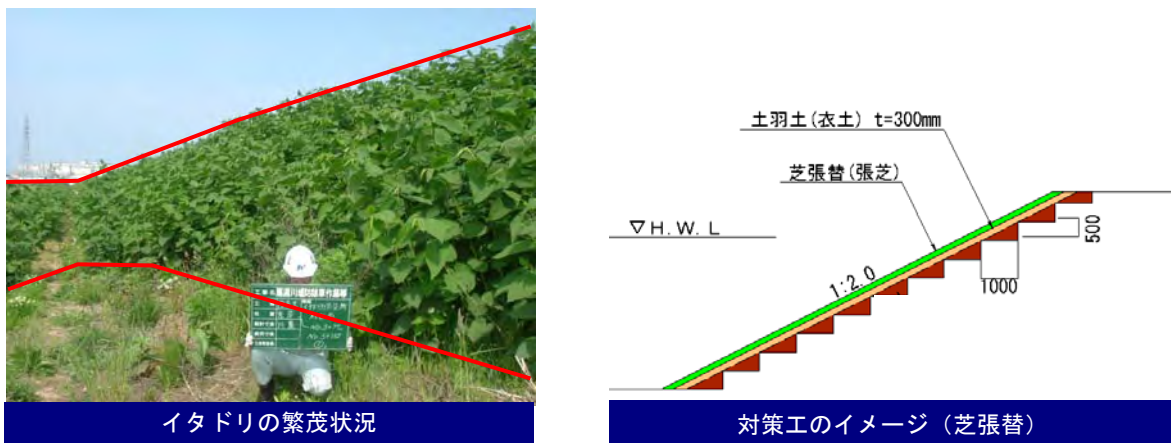
河川巡視などにより確認された堤防変状（降雨や流水による侵食、モグラ穴などによる損傷、有害植生の形成による法面の裸地化など）を放置した場合、洪水時に堤防損傷が拡大し、決壊の原因となります。

したがって、日常的な河川巡視などを継続的に実施し変状を適切に評価したうえで、変状箇所の原因などを究明し、機動的かつ効率的に補修を実施し、災害の発生を未然に防止します。



また、イタドリなど広葉植物が繁茂している堤防法面は、芝の衰退や裸地化が進行し、堤防の治水機能（耐雨水侵食・耐流水侵食）が低下します。

堤防健全度調査により有害植生であるイタドリの繁茂率が高い箇所に対して芝を張り替え、良好な芝植生状態に遷移させ、堤防強度を回復させるとともに、景観面・利用面・衛生面などの河川環境の向上を図ります。



※堤防健全度調査：堤体の健全度を評価するため、植生状況、形状状況、質的狀況を把握し、弱体箇所を抽出するもの

② 堤防除草

堤防に生じた変状は、洪水時に堤防決壊の原因になるほか、地震時には変状がさらに拡大し、堤防亀裂や陥没など、重大な被災につながることもあります。堤防の機能を正常に保つためには、常に状態を把握し、維持管理に努めなければなりません。

したがって、堤防の変状箇所を早期に見つけることや有害な植生を除去することなど、堤防機能の維持することを目的として、定期的に堤防除草を実施します。

また、堤防除草を実施すると、堤防への出入りが容易になり水防活動の円滑化につながるるとともに、害虫発生・繁殖が防止され周辺環境を良好に保つなどの効果が期待できます。



堤防除草の実施

③ 堤防天端の舗装

堤防天端の舗装は、雨水の堤体への浸透抑制を目的に実施しているものであります。

堤防天端の舗装を推進するとともに、雨水の浸透を助長するクラックなどが発生した場合には、速やかな補修に努めます。

また、堤防天端の舗装を実施すると、河川巡視の効率化、河川の利用者の利便性の向上などの効果が期待できます。



堤防天端の舗装（舗装前）



堤防天端の舗装（舗装後）

2) 護岸補修

護岸の損傷を放置した場合、洪水時に護岸が損壊し、河岸が被災し、高水敷及び堤防の侵食に発展、または浸透水により漏水が発生するなど、堤防が被災する恐れがあります。したがって、災害発生の未然防止の観点からも、早期に護岸の損傷を発見、調査・評価し、機動的かつ効率的に補修を実施します。

また、河床が低下傾向にあり、局所的な洗掘による被害が多くなっています。今後は、洗掘により護岸の機能が損なわれないよう適切な対策を実施し、損傷が生じた場合には補修をします。



護岸の損傷状況



3) 堰および樋門・樋管の維持管理

樋門・樋管本体及び周辺堤防の変状を把握するため、点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、機動的に補修を実施します。ゲート操作に係わる機械設備及び電気施設についても、点検、調査を実施し、状態を適切に評価し、機動的かつ計画的に部品の修理、交換及び施設の更新を実施します。



管内機械設備の点検状況

4) その他施設の維持管理

管理区間内の許可工作物として、道路、鉄道橋梁などの横断工作物や水門、樋門・樋管、排水機場などの河川管理者以外が設置する占用施設が多数設置されています。その施設が治水上悪影響を及ぼすことのないよう、河川管理者としてその維持管理の状態を監視し、適切に指導を実施します。

(3) 河道の維持管理

河道の変動、河岸の侵食、護岸などの変状を早期に把握し、必要に応じて、機動的かつ効率的に補修などを実施します。

1) 河道管理

出水により運搬される土砂は、低水路※、高水敷、樋門・樋管部に堆積します。これらを放置すれば、流下能力不足を招くとともに、施設機能に支障を及ぼすことになります。このため、適正な河道断面を確保し、河川管理施設が常に機能を発揮出来るよう河道堆積土砂撤去を実施します。

2) 樹木管理

河道内に樹木が繁茂すると、洪水流の流下を阻害したり、樹木と堤防の間に高速流を発生させて堤防を侵食し構造物を破壊する恐れがあります。このため、樹木の成長や繁茂状況を定期的に調査し、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所や樹木群への土砂堆積により水際の陸地化が進行し馬淵川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境の両面から適切に評価し、必要に応じて伐開などの樹木管理を実施します。

■ 樹木管理の内容

- ・ 淵際の河畔林など生物にとって価値の高い樹木については極力残します。
- ・ 砂州に繁茂している樹木群や外来種は積極的に伐採します。
- ・ 鳥類・哺乳類などの繁殖期を避けて伐採します。
- ・ 乾燥化による帰化植物進入防止のため、現地の土を再利用します。
- ・ 群落機能が維持できるように配慮します。

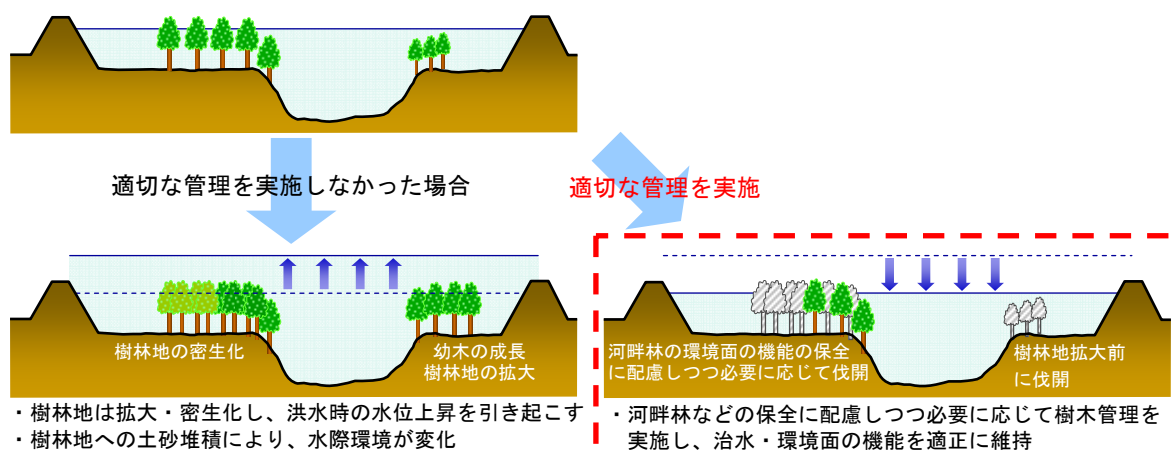


図 5.17 樹木管理のイメージ (断面図)

※低水路：河床高が低く、常に川の水が流れるところ

(4) 河川空間の維持管理

1) 河川空間の利用と保全

馬淵川の河川空間は、地域住民が身近に自然とふれあえる場として、様々な用途に利用されています。河川空間の保全と利活用の調整については、平成元年3月に策定された「馬淵川水系河川環境管理基本計画（空間管理計画）」に基づき、流域の自然的、社会的状況の変化に応じた内容の追加・変更・見直しを加えた上で、高水敷等の保全と利用の管理を行います。

また、地域住民や市町村、利活用団体と連携・協調しながら、利用者の視点に立った環境づくりを進めていきます。

河川の利活用に関するニーズの把握は、河川愛護モニター、河川環境保全モニターからの情報提供や河川空間利用実態調査、川の通信簿調査※、安全利用点検※、河川情報カメラの活用等から、利用状況を定期的に評価・分析し、利用を促進する取り組みを実施します。調査、点検等により危険箇所が明らかになった場合は、安全確保に努めます。

河川敷の占用にあたっては、その目的と治水上、環境上及び他の占用施設への影響を考慮し、その占用施設が適正に管理されるように占用者を指導し、安全に楽しく馬淵川を利用できるよう努めます。



「川の通信簿」調査の様子



木が割れた状態のままとなっているベンチ

※川の通信簿調査：河川空間の現状について市民団体などによる点検を行い、満足度について評価を実施

※安全利用点検：安心して河川を利用していただくという観点による点検であり、高水敷や低水護岸部等の陸上部（水際を含む）を対象に実施

2) 不法占用・不法行為等への対策

河川区域内の不法占用や不法行為は、河川利用を妨げるだけでなく、水防活動や洪水流下の支障となる恐れがあります。そのため、河川巡視や河川情報カメラによる河川空間の不法行為監視体制を強化します。監視により発見した悪質な不法行為については関係機関へ通報するなど、必要に応じた不法行為防止対策を講じます。

また、馬淵川における不法投棄状況や、不法投棄がもたらす河川景観・環境への影響などを掲載した「ゴミマップ※」などの作成・公表、河川情報カメラ画像の公開などを図り、不法投棄に対する情報提供を行うことで、住民への不法投棄に対する意識の高揚を図ります。



不法投棄に対する看板の設置状況

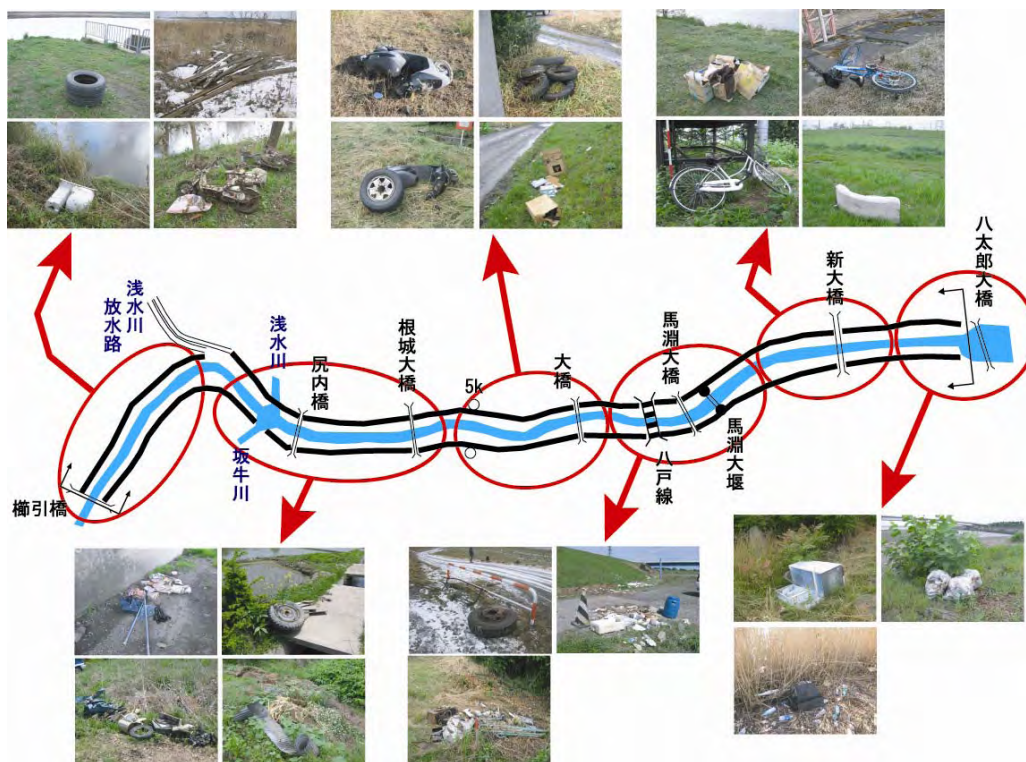


図 5.18 馬淵川の不法投棄の状況

※ゴミマップ：不法投棄による河川景観や環境への影響を周知するため、不法投棄の状況を掲載した図のこと

3) 塵芥^{じんがい}処理

河川管理施設の機能維持を図るため、流木による河道閉塞などを未然に防止するとともに、高水敷の良好な河川環境を維持出来るよう、漂着する塵芥（流木、かやなどの自然漂流物）は、除去し適切に処分します。



漂着した塵芥

4) 自然環境への配慮

巡視や環境モニタリング調査などにより環境変化を把握し、必要に応じて各専門分野の学識経験者からの指導・助言や、学校関係者・地域住民などの協力を頂きながら、可能な限り保全する対策を実施します。

【参考】ホタル生息空間の確保

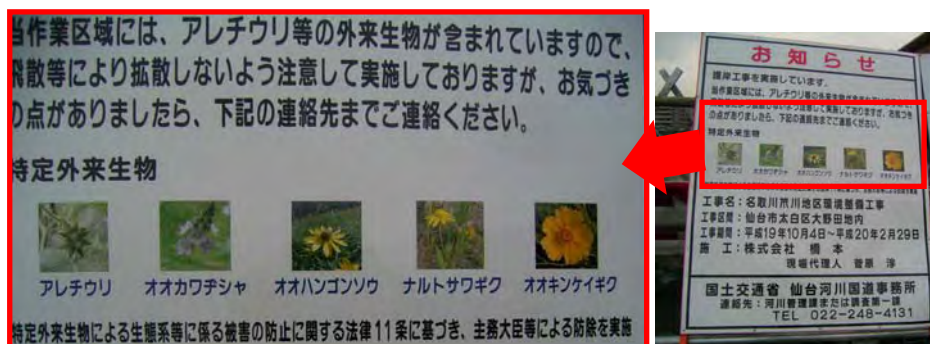
八戸市売市地区は、馬淵川大臣管理区間において、唯一ホタルが生息している貴重な空間です。地域住民の要望及び河川環境保全モニターの助言もあり、地域社会の再構築（ホタルの生息空間の確保）のため、河川空間の維持管理に配慮します。



5) 外来植物の侵入防止

河川水辺の国勢調査などで現状を把握するよう努め、調査結果を元に学識経験者や関係者による検討会・勉強会を開催し、外来種の評価ならびに対策などを検討します。

特定外来生物については、外来生物法に基づき、防除の区域・期間、防除内容を公示後に河川管理行為（除草、土砂の運搬など）などを適正に実施し、外来種の拡大を防ぎます。



対象となる特定外来生物、防除の区域・期間、防除の内容を公示
(他水系での事例)



特定外来種アレチウリの駆除の様子
(他水系での事例)



特定外来種アレチウリの駆除の様子
(他水系での事例)

(5) 管理の高度化

河川管理施設については、操作性の向上、情報の迅速化、確実化に向け、樋門情報管理システムによる操作情報の即時把握に努めるとともに、重要な施設は光ケーブルを活用した集中管理・カメラによる遠方監視などのバックアップ体制を確立し、管理の高度化を図ります。

平常時の河川空間の利用状況や災害時における現場のリアルタイムかつダイレクトな画像を収集するため、情報コンセント*や河川情報カメラなどを利用して、河川監視の高度化を図ります。

また、システムが常に機能を発揮できるように、水文観測施設や河川情報カメラなどの定期的な点検・整備を行うとともに、老朽化施設の更新計画を策定し、計画的に補修や整備を行います。

さらに、市町村との情報の共有化を図るために、河川情報カメラ映像や水位データ、洪水予報、水防警報などの情報を一体的に取り込んだ洪水情報共有システムの整備を図ります。

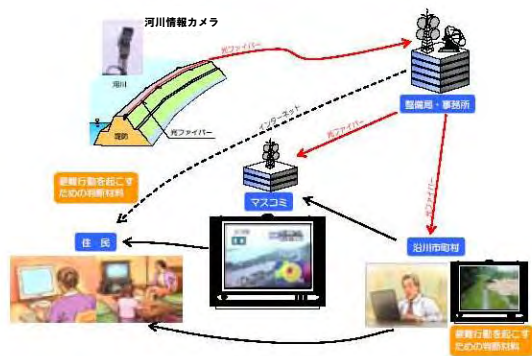


図 5.19 洪水情報共有システム構成図

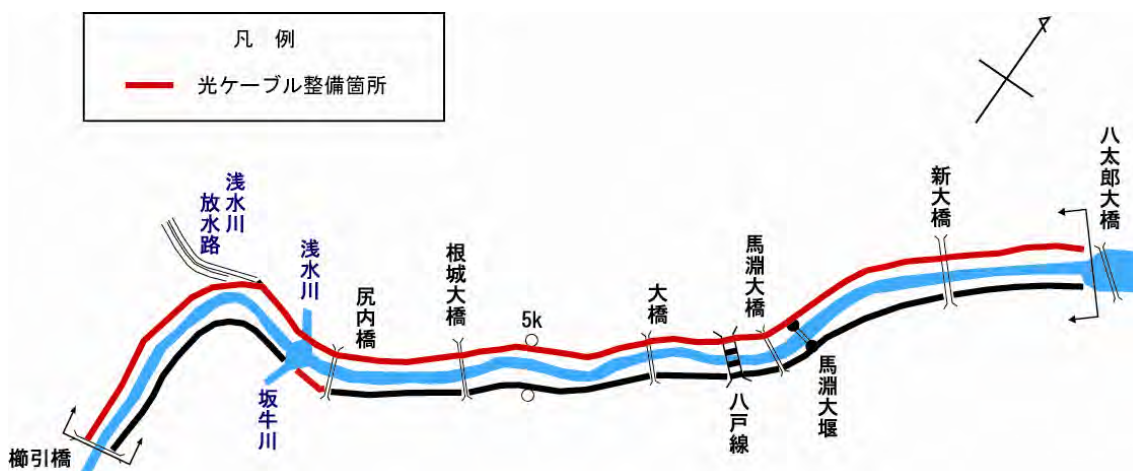


図 5.20 光ケーブルの敷設状況

*情報コンセント：河川沿いに敷設した光ケーブルに沿って、映像・音声・データの送受信を可能とする設備。平常時・災害時などにおける河川管理の情報の受発信に活用されます

5.2.2 危機管理体制の整備・強化

(1) 洪水時の対応

1) 洪水予報および水防警報等

馬淵川は、「洪水予報河川※」に指定されていることから、洪水予測システムにより出水の状況を予測し、青森地方气象台と共同で洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に確実な情報連絡を行い、洪水被害の未然防止及び軽減を図ります。

また、水防警報の迅速な発令により、円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図ります。

さらに、洪水時における役割を日常から把握し、有事の際に確実な情報連絡ができるよう出水期前に情報伝達訓練を実施します。

また、“馬淵川の総合的な治水対策”に基づいて、馬淵川洪水危機管理演習を関係機関と連携しながら実施します。

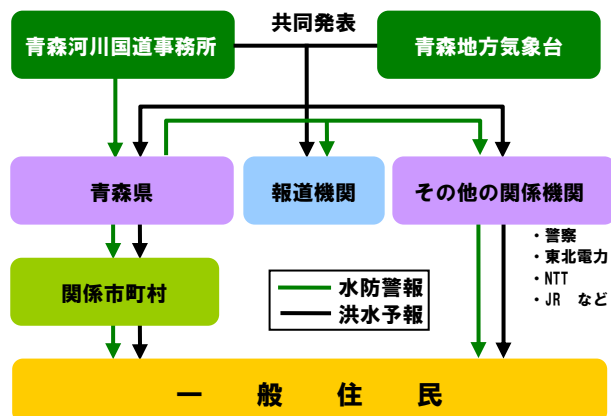


図 5.21 洪水予報・水防警報伝達経路



【馬淵川洪水危機管理演習】

洪水時における迅速・確実な情報の収集・分析・判断、防災担当者の危機管理能力の向上を目的として、馬淵川での洪水を想定した「洪水危機管理演習（ロールプレイング方式）」を平成19年7月に実施。

青森河川国道事務所、青森県、八戸市、南部町、三戸町など総勢約130名が参加。

※洪水予報河川：気象庁と連携して、数時間後の予測雨量から河川の水位を予測し、沿川の洪水予警報を発表することにより、水害時の被害軽減を図ることとした河川。

2) わかりやすい河川情報の提供

近年では集中豪雨や局所的豪雨が頻発し、計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生する可能性は常にあります。このような洪水に対しては施設整備だけでは限界があり、また行政だけでの対応にも限界があります。

地域住民への情報提供を行うとともに、住民の災害に対する意識の向上を図るために、河川がはん濫した場合においても被害をできるだけ軽減できるよう、「重要水防箇所公表」や「わかりやすい量水標の設置」「橋脚への危険度レベルの表示」などの整備を実施します。

水位危険度レベルの導入と洪水予報の発表

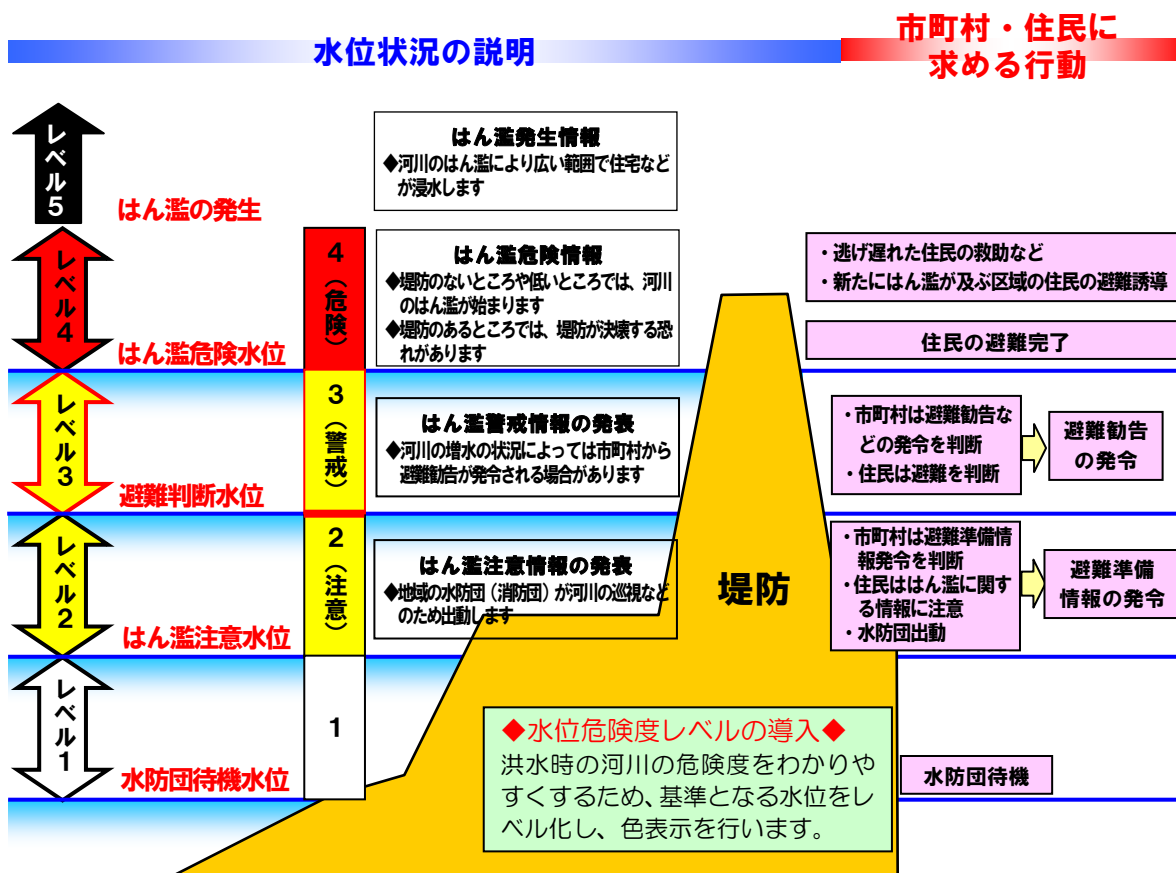


図 5.22 わかりやすい河川情報の提供

表 5.6 洪水予報基準点の基準水位(平成 20 年 3 月 31 日時点)

河川名	基準点	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
馬淵川	櫛引橋	3.00 m	4.00 m	4.90 m	5.40 m	7.36 m

※水防団待機水位：水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。
 はん濫注意水位：水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位。
 避難判断水位：避難判断の参考の一つとなる水位。
 はん濫危険水位：河川の水があふれる恐れのある水位。
 計画高水位：河川整備を行う際の基本となる水位でもあり、計画規模の洪水（計画高水流量）が流れた場合に想定される水位。

3) 出水時の河川巡視

出水時の河川巡視を行い、堤防などの河川管理施設や許可工作物の異常について早期発見に努めます。

河川巡視の出動指示、状況報告を迅速かつ的確に伝達するために、河川巡視点検システムを活用し、効率的な巡視に努めます。

表 5.7 河川の巡視内容（出水時）

名称	巡視内容
洪水時の巡視	流水の状況把握 堤防の状況把握 河岸及び護岸などの状況把握



図 5.23 河川巡視点検システムイメージ

4) 河川管理施設の操作等

樋門・樋管などの河川管理施設の操作は、水位、流量、雨量などを的確に把握し、操作規則などに従い適正な操作を行います。

操作にあたっては、樋門情報収集管理システムを活用し、状況に応じた迅速かつ確実な操作を行います。

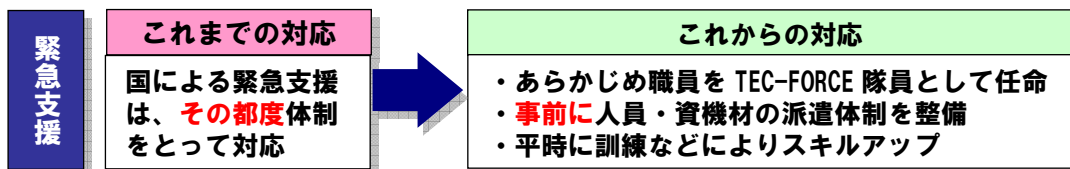


図 5.24 樋門情報収集システムのイメージ

【参考】緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE) H20.4.25 創設

大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被災地方公共団体などが行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として創設されました。

平成20年7月24日に発生した岩手県沿岸北部を震源とする地震では、同日に災害対策本部が設置され、延べ381人の隊員が派遣されました。



[具体的な活動イメージ]

先遣班	先行的に派遣し、被災状況、必要とされる応援・支援の規模を把握のうえ、派遣元の地方支分部局へ報告
現地支援班	現地の緊急災害対策派遣隊各班およびそれぞれ指揮を受ける災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況などの情報収集、被災地の支援ニーズの把握などを実施
情報通信班	被災状況の映像の配信、電話などの通信回線の構築
高度技術指導班	被災事象などに対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設などの応急措置および復旧方針樹立の指導
被災状況調査班	災害対策用ヘリコプター(みちのく号)、踏査などにより被災状況を調査
応急対策班	ポンプ排水、応急仮締切、土砂の撤去、迂回路の設置などの応急対策を実施
その他	必要に応じて設置



現地支援班



被災状況調査



災害対策用ヘリコプター



TEC-FORCE の派遣状況

(H20.7.24 岩手北部を震源とした地震)

[出典：東北地方整備局]

(2) 地震・津波対応

地震や津波などに対しては、気象庁や県・市町村と連携し、情報の収集及び伝達を適切に実施します。

また、震度4以上の地震が発生した場合は、1次調査として河川管理施設の被災状況を迅速に把握し、被災があった場合は2次調査として確認調査を実施し、二次災害の防止を図ります。

さらに、津波対策として、樋管へのフラップゲート設置などのほか、津波注意報・警報発令時には馬淵大堰のゲートを降下し、被害の軽減に努めます。

表 5.8 地震時の巡視内容と頻度

種別	巡視内容	頻度
河川	堤防、護岸、樋管などの河川管理施設の亀裂、沈下、崩落などの被災状況の把握	震度4以上の地震が発生した場合

(3) 水質事故の対応

水質事故発生時には、流域市町村など「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する関連機関の連携による早期対応により、被害の拡大防止に努めます。そのため、連絡体制と情報提供を一層強化し、水質事故防止対策の充実を図るとともに、地域住民の意識啓発に取り組みます。

また、協議会を活用し、防除活動に必要な資材（オイルフェンスや吸着マット等）の備蓄を行うとともに、迅速な対応が行えるよう水質汚濁対策演習等を実施します。



オイルフェンス設置訓練の様子

(4) 渇水時の対応

河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、河川の水量・水質に関する情報を迅速に提供するとともに、関係機関との情報交換を行い、関係機関と連携して渇水被害の軽減に努めます。

(5) 河川情報の収集・提供

雨量・水位・水質の観測データをはじめとする河川工事・調査・管理に関する情報などの把握を行います。また、光ファイバーによる高速通信化を図り、河川巡視や河川情報カメラを用いて、被災箇所や河川状況などの情報を把握します。

収集した情報については関係機関と共有化を図るとともに、地域住民にインターネット、携帯電話などを活用し、迅速な情報提供に努めます。

表 5.9 提供する情報

項目	河川に関する情報
治水	雨量・水位の観測データ、洪水情報、災害情報、河川工事・調査・管理に関する情報、浸水想定区域図など
利水	渇水情報など
環境	水質の観測データ、動植物の情報、河川利用情報、総合学習に関する情報など



図 5.25 インターネットによる情報提供

(6) 洪水ハザードマップの作成支援

洪水時の被害を軽減するために、はん濫区域や避難経路、避難場所などについて常日頃から地域住民に周知するなど、住民の防災に対する意識を高揚させることが必要です。

平成 17 年 5 月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの作成、公表が義務づけられました。馬淵川では「災害情報普及支援協議会」を平成 17 年に設立し、ハザードマップの普及促進を図っています。

今後も市町村の洪水ハザードマップ作成の必要に応じた見直し及び住民への普及促進の支援を積極的に行います。

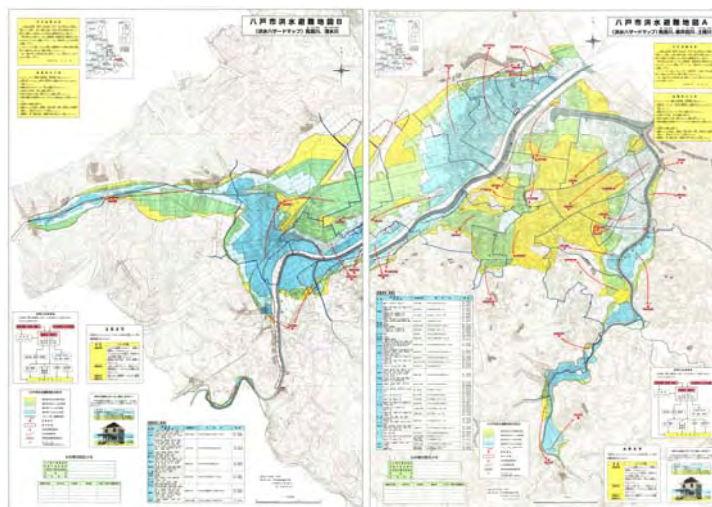


図 5.26 八戸市が公表している洪水ハザードマップ

[出典：八戸市]

(7) 水防活動への支援強化

水防活動は水防法により市町村が主体となって実施しています。河川管理者である国土交通省では、地域のための支援として、重要水防箇所調書の作成・見直し、河川堤防の浸透に対する詳細点検を行い危険箇所の情報提供を行うとともに、出水期前に水防団及び関係機関と合同で巡視を実施し意見交換を行うほか、情報伝達訓練・水防技術講習会・水防訓練などを実施し、水防技術の習得と水防活動に関する理解と関心を高め、洪水などに備えます。

また、大規模な災害が発生した場合には、河川管理施設及び公共土木施設などの被災状況の把握や迅速かつ効果的な応急復旧、二次災害防止のための処置方法などに関して専門的知識を持っている防災エキスパート*などへ協力を要請し、的確に状況を把握し迅速に対応します。

その他、水防資材の備蓄倉庫などについては、各水防管理団体とともに備蓄資材を定期的に点検・整備し、災害発生時に対応する体制づくりを図っていきます。



表 5.10 水防活動支援一覧表

対象者	実施内容
地元水防団 消防団 県・市町村 水防技術経験者	重要水防箇所点検
	情報伝達演習
	水防技術講習会
	水防訓練
	水防資材の備蓄状況点検

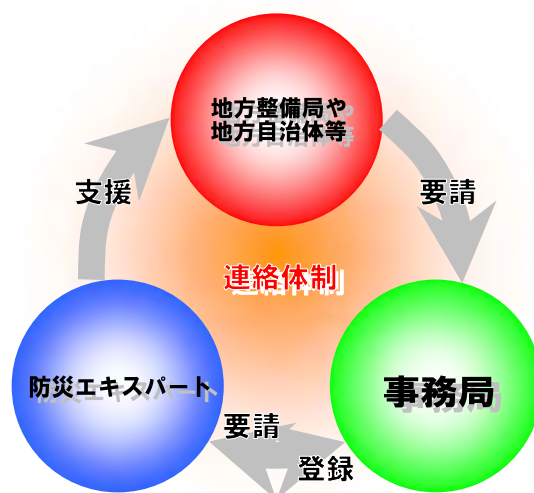


図 5.27 防災エキスパートの協力体制

*防災エキスパート：道路や河川、海岸堤防などについて専門的な知識を持ち、公共土木の被災情報の迅速な収集などにボランティアで協力してくれる人

5.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

5.3.1 河川整備の重点的、効果的、効率的な実施

本整備計画を重点的に進めるため、効果的かつ効率的な取り組みが必要となります。

新技術などを活用したコスト縮減・事業の迅速化を図り効率的な事業実施をおこなうとともに、本整備計画策定後の各種施策などの実施にあたり、計画の進捗状況や社会情勢、地域の要請などに変化が生じた場合は、計画のフォローアップを行い、必要に応じて見直しを行って効果的な河川整備を実施します。

そのためには、治水、利水、環境に関する河川整備の目標を念頭に置き、馬淵川の現状や地域の要望などの把握に努めて評価改善を行い、地域のシンボルとなる川づくりを常に目指します。

5.3.2 長期的な目標の達成にむけた調査・検討等

馬淵川河川整備基本方針の達成に向け、治水・利水・環境に関する必要な施設対策及びソフト対策に関する調査・検討を継続するとともに、地球温暖化による影響予測を踏まえた適応策や、計画の想定を超過する外力、状況が発生した場合の対応策についても検討を進めます。

また、馬淵川水系全体の治水安全度を確保・向上させるための方策について、引き続き国・県が連携して検討を進めます。

6. 住民参加と地域との連携による川づくり

6.1 地域との連携による川づくりの考え方

6.1.1 馬淵川における住民参加と地域連携の考え方

馬淵川における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして馬淵川全体へと活動が広がることを目指していきます。

住民参加にあたっては地域住民が日頃関心を持っている自然環境や水質・レジャーなど身近で日常生活に関連したことから取り組んでいくことが必要です。このような取り組みを通じて河川に対する関心と意識を高めていくことで、洪水被害の防止や渇水対応など非日常的な事態に対応する住民活動の発展を目指していきます。

また、継続的かつ活発な地域住民の活動をサポートするため、関係する青森県や関係市町村・関係機関などと連携し、施設の維持管理や各種情報の提供などを図っていきます。

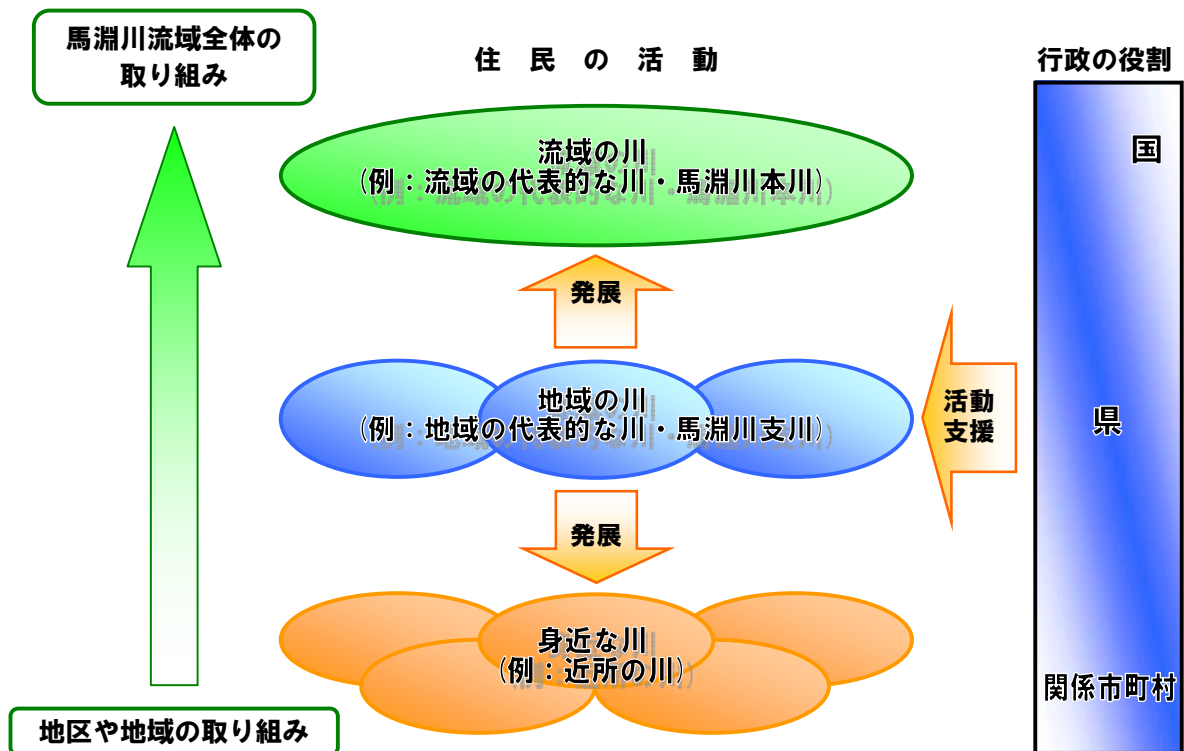


図 6.1 住民参加と地域連携概念図

6.1.2 住民参加と地域連携の進め方

住民参加と地域連携を進めるために、計画(活動の目標設定)、実践、評価(モニタリング)、見直し(フォローアップ)を一連のサイクルとした活動プランを地域と連携して作成します。また、地域活動や行政活動の報告会などを実施し地域住民間や行政と地域間の情報交換を図る取り組みを行います。

地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、活動の場や現状や評価などの必要な情報などの提供、広報などの活動支援を行います。

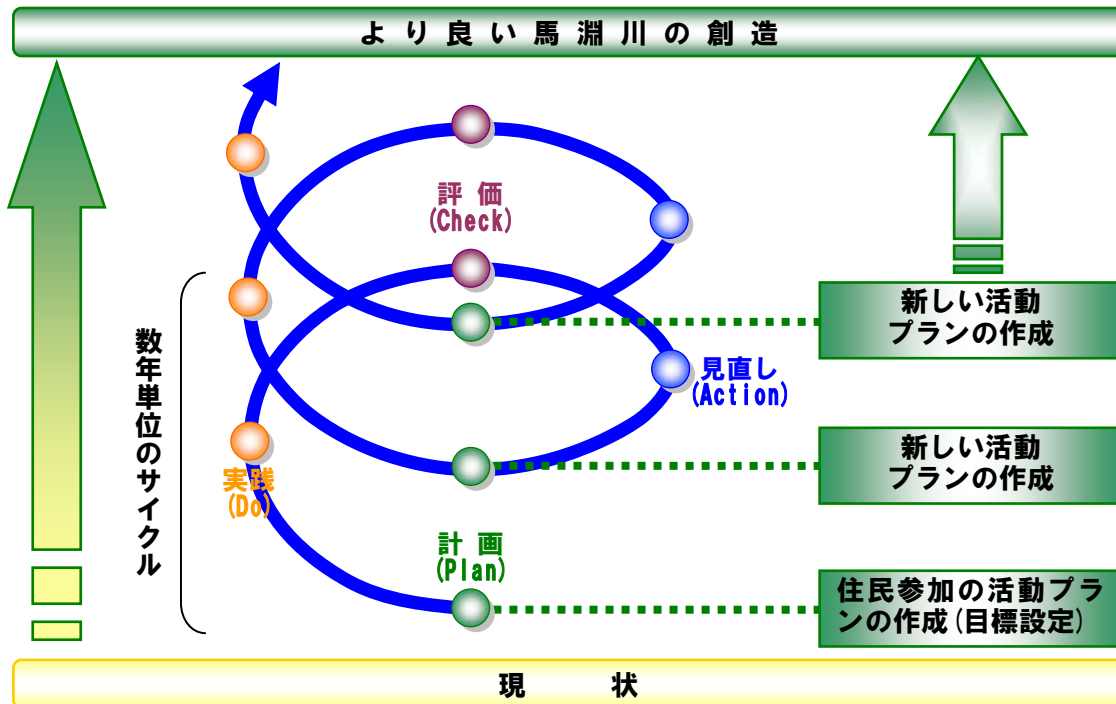


図 6.2 住民参加と地域連携の進め方概念図

6.2 地域の参加と協働を実施する内容

馬淵川では、流域の地域連携・交流の促進、河川環境保全意識の高揚などを図ることを目的とし、河川に関する情報の収集・提供、人材育成などの活動、河川環境整備といった河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域活動に取り組んでいます。

地域と連携した活動は、洪水時や渇水時の被害を軽減するためのソフト対策や良好な河川環境の整備・保全、維持管理において、必要不可欠な要素となっていることから、今後も、河川防災ステーションや水辺の学習広場を活用し、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境学習などの充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動などを推進する必要があります。



水生生物調査



ボランティアによるホタル生息域
保全のための木柵設置(ピチャピチャランド)

【参考】「馬淵川を愛する会」

南部町などの有志たちによる民間のボランティア「馬淵川を愛する会」は、水の環境保全を目指しながら、川原の草刈りをしたりゴミ拾いをしたり、夏には“川下りを楽しむ会”を開催するなどして、川をきれいにしようという啓発運動を続けています。



「馬淵川を愛する会」による
“馬淵川クリーン作戦”

[出典：青森県]

6.2.1 防災対策に関する内容

堤防などが整備途中の段階で施設能力を上回る洪水に対応するためには、河川管理者だけでは不十分であり、関係市町村や水防団さらに地域住民と一体となった対応が必要です。一方、近年は堤防などの整備による洪水被害の減少に伴い、人々の洪水に対する危機意識の低下が進んでいると言われています。このため、地域住民の防災意識の向上を図るために、地域に対する防災情報の提供などのソフト対策により、被害をできるだけ軽減することが必要です。

(1) 防災意識の向上と地域と一体となった防災体制の整備

馬淵川流域における洪水被害をできるだけ軽減するため、関係市町村や地域住民と一体となった危機管理訓練の実施、安全な住民避難や防災意識の向上を図るための洪水ハザードマップの作成支援、インターネットや携帯電話などを活用した防災情報の提供や通報などについて関係市町村と地域住民が一体となった防災体制の整備を図ります。



防災座談会



防災意識の向上のための防災パネル展

(2) 自主防災組織の支援

自主防災組織は「共助」の主体であり、連合町内会や通学区など生活環境を共有している地域で住民の手による自治的な組織を基本とするものです。地域としての防災力を最大限に発揮するためには、地域としてまとめ、災害時の組織的な活動を行うために、地域住民などによる自主防災組織の設置・運営が必要となります。

インターネットや携帯電話などを活用した防災情報の提供や地域住民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るための防災講習会等を行い、自主防災活動を積極的に支援します。

(3) 避難情報、被災情報の共有化

これまでの災害情報や洪水ハザードマップの活用についての説明会や洪水避難訓練などを開き、いざというときの行動について、あらかじめ考える機会を設けることで、自分の命は自分で守る「自助」の意識向上を図ります。

また、地域住民が自らの確で安全な避難行動が行えるようにするために、河川情報カメラカメラによるリアルタイムの情報をインターネットや携帯電話などを通じて配信するなど、わかりやすい避難情報や被災情報を提供します。



洪水避難訓練の実施状況（草津市での実施例）



河川情報カメラによる馬淵川ライブ映像配信

[出典：草津市 HP]

6.2.2 環境に関する内容

(1) 動植物の生息環境の保全

動植物の生息環境などの保全・再生を積極的に推進するため、馬淵川に生息する多種多様な生物についての理解を深めてもらうための活動を行います。

環境学習会やホタル生息域の清掃活動など、地域住民やボランティア団体などと協力しながら進める仕組みをつくと共に、河川の利用者などに外来種を持ち込ませないために広報活動・体験学習などによる地域住民への周知活動を行うなど、住民参加による生息環境保全の推進を図ります。



水辺の楽校での環境学習会

[出典：NPO 法人 みずべの楽校まべち]



地域住民によるホタル生息水路の泥上げ

(2) 河川美化

馬淵川が地域住民の共有財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するため、河川愛護活動などにより広く地域住民に理解を深めてもらうための活動を行います。

クリーンアップ活動や稚魚の放流など河川愛護活動について、市町村などと連携し地域住民やボランティア団体などと協力しながら進める仕組みをつくり、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。

南部ふるさとの川連携協議会主催の
“ふれあいクリーン作戦”

[出典：青森県]



漁協の主催による稚魚の放流イベント

[出典：青森県]

(3) 河川とのふれあいの場の整備、活用、管理

水辺の楽校など河川とのふれあいや環境学習の場の整備を図ります。また、整備にあたっては計画や整備、活用、管理といった各段階から関係市町村や地域住民と連携した取り組みを行います。

また、整備済みの施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習などの利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理などを行います。



市民とともに河川空間の満足度を調査



地域住民による「水辺の楽校」の刈草・集草状況

【参考】NPO 法人「水辺の楽校まべち」

人間性を豊かにする環境・コミュニティづくりにより、地域特性を活かした川の文化を次世代に継承していくことを目的として掲げている NPO 法人「水辺の楽校まべち」は、イカダによる川下り体験や水辺の動植物の観察会などを積極的に開催し、馬淵川の自然環境保全と動植物保全、再生に努めています。



NPO 法人「水辺の楽校まべち」による
まべちかわ親子川くだり

[出典：NPO 法人 水辺の楽校まべち]

6.2.3 維持管理に関する内容

(1) 地域による施設の点検・監視

整備された施設を適切に管理・運用していくために、地域住民が参加した合同の施設点検を実施します。点検により危険箇所が明らかになった場合は、必要に応じて対策を実施します。

また、地域住民からの情報提供が容易にできる仕組みをつくり、施設の強化を図ります。



住民参加による一日河川パトロール

(2) 施設状態の情報共有

地域住民の施設についての理解と関心を高めるために、川の通信簿や安全利用点検などについて公表し、地域住民と情報の共有を図ります。

常に施設状態などについて共通の認識をもつことにより、地域住民と一体となった施設の維持・管理を行います。

川の親しみやすさの成績表
川の通信簿

場所名：馬淵川・水辺の緑地、荒市緑地公園

自然とふれあい、環境を学ぶ「ピチャピチャランド」

■水辺の緑地・都市緑地公園はこころな

河川名	馬淵川(馬淵川上流3km)
所在地	青森県八戸市荒市
アクセス	JR八戸駅より徒歩20分
面積	約15ha
管理主体	水辺の緑地：青森県河川国道事務所 荒市緑地自然公園：八戸市
特徴	水辺の緑地として、おろし川親水ゾーン、せせらぎゾーン、水辺ふれあいゾーンが整備されています。野球場とローラースケート場も整備されており、多目的に楽しむ空間となります。
主な利用	自然観察、水遊び、散歩、読書、スポーツ、生態観察
利用定数	50人(日最大)
点検実施日	平成18年8月5日(土)
点検参加人数	12名



■平成18年度現在の成績表

総合点の傾向：★★★★(很满意) 標準以上の満足度を表わす。

No.	点検項目	現在の状況		把握 必要率	重要度		
		良い	普通		悪い	重要	普通
1	草が自然多様化していますか	○		40%			
2	水はきれいですか	○		50%	○		
3	流れている水の量は十分ですか	○		55%			
4	ゴミがたまりやすいですか	○		45%		○	
5	危険な箇所がなく安全ですか	○	○	55%	○		
6	雑草は多いですか	○	○	30%		○	
7	緑地・文化を享受できますか	○		55%			
8	子供が安全に川遊びができますか	○		30%		○	○
9	水辺へ入りやすいですか	○		35%			
10	広場は利用しやすいですか	○		55%			
11	休憩施設やトイレは十分ですか	○	○	80%	○		
12	散歩はしやすいですか	○		25%			
13	トイレの清掃がしやすいですか	○		55%	○		
14	案内看板はわかりやすいですか	○		55%	○		
15	駐車場は使いやすいですか	○		55%		○	

■特によい点

- ・生き物が多く、水辺に逗留することができ、自然とふれあいがしやすい。
- ・思いがけぬ発見も、バリアフリーを意識している。

■特に悪い点

- ・トイレや休憩場所がない。
- ・水遊びや川遊びなど休憩する場所が少ない。

■総合コメント

水辺の緑地の整備により、自然観察、水遊び、読書、スポーツなど様々な利用が可能な空間になりました。五つ星にするためには、特に課題に対応できるよう、トイレ、水飲み場、休憩場所を設置する必要があります。

川の通信簿の公表

6.3 地域の連携と参加を促進する取り組み

6.3.1 広報活動の推進

近年、地域の河川に対する関心が低い傾向が見られることから、流域一体となった川づくりを行っていくためには、地域住民の川に対する関心を高めていくことが重要です。

そのためには川に関する情報発信とともに広報活動の充実を図る必要があります。

河川利用拠点や防災ステーションなどの水辺の施設、市町村広報誌など様々な媒体を活用して、河川の計画や水辺のネットワーク、流域に関する情報提供など、広報の充実を図ります。また、地域住民から情報提供を募る窓口を常設し、情報の双方向化を促進します。

6.3.2 学習・教育の場の提供

馬淵川における住民参加や地域連携を深めるため、自然体験や水質調査など学校教育と連携した環境学習、出前講座などの学習機会、学識経験者による研究フィールドの提供などの取り組みを行います。

馬淵川をフィールドとした環境学習は、馬淵川の流れが生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにも重要です。

馬淵川流域の河川は、環境教育の場として小中学校の「総合的な学習の時間」などで活用されています。地域の子供たちが、川にふれ、川に学ぶ場としてより一層河川を活用できるように、水辺での河川利用に関する安全教育、環境教育や川の情報提供などの学習の支援を行います。

また、地域住民も含めて出前講座や公開講座により、川に対する情報を発信するとともに、水防演習などを開催し、過去の洪水被害や洪水発生の仕組みなどを学習する機会を提供します。

さらに、学識経験者による研究に対してフィールドや情報の提供など、地域住民と協力しながら研究の支援を行い、研究成果について地域住民に情報発信を行います。



出前講座 「馬淵川の水質」



出前講座 「どうして洪水はおきるの？」

表 6.1 主な出前講座の例

講座名	講座内容	主な対象
馬淵川と地域の関わり	馬淵川が過去から現在にいたるまでどのように地域の文化、経済に影響を与えてきたか説明いたします。	一般 (全ての年齢層)
河川の法律と権利	河川法は河川を管理する上でとても重要なものです。その河川法の歴史と河川法に関する法律と権利について説明いたします。	一般 (全ての年齢層)
災害の恐ろしさ	洪水や地震などによって発生するのが災害です。災害が起きたときの復旧事業について説明いたします。	一般 (全ての年齢層)
どうして蛇口から水がでるの?!	いつも何気なく飲んでいる水。雨が河川に流れ、そして様々な過程を経て水が飲めるまでを詳しく説明いたします。	小学校低学年及び高学年
どうして洪水が起きるの?!	洪水は人々に大きな被害をもたらします。雨から洪水に至るまでの過程を詳しく説明いたします。	小学校低学年及び高学年
水質のはなし ～きれいな水、きたない水～	岩木川、馬淵川に生息する水生生物を紹介し、河川の水質について理化学的に解りやすく説明いたします。	小学校低学年及び高学年
副読本「海大好き」	海と人々の関わりや海の大切さについて海での遊び方や、生き物、人々の生活などの紹介を通して丁寧に説明いたします。	小学生
ほたるとまちづくり	ほたるとは水生生物の中の指標生物であることから、河川環境を良くするための活動やホテルのイベントを通して、地域のコミュニティを復活させ、住民によるまちづくりを説明いたします。	小学5年生以上

6.3.3 ニーズの把握

アンケート調査や川を利用している人からの幅広い情報を受けるための窓口を設置し、地域からのニーズを把握します。

地域からのニーズについては、川づくりや川の維持管理への反映を図るとともに、地域活動の報告会などの場で情報提供を行います。